

平成29年第1回定例会

# 麻績村議会会議録

平成29年3月7日 開会

平成29年3月14日 閉会

麻績村議会

平成二十九年 第一回〔三月〕定例会  
村 議 会 会 議 録

麻 績

平成二十九年 第一回〔三月〕定例会  
績 村 議 会 会 議 録

麻

## 平成29年第1回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	8
○議案第1号～議案第13号の一括上程、提案理由の説明	8
○議案第14号～議案第22号の一括上程、提案理由の説明	10
○散会の宣告	19

### 第 2 号 (3月11日)

○議事日程	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
○事務局職員出席者	21
○開議の宣告	22
○議事日程の説明	22
○一般質問	22

塚原利彦君.....	22
塚原義昭君.....	41
峰田昶君.....	56
坂口和子君.....	73
小山福績君.....	89
○散会の宣告.....	103

### 第 3 号 (3月13日)

○議事日程.....	105
○出席議員.....	106
○欠席議員.....	106
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	106
○事務局職員出席者.....	107
○開議の宣告.....	108
○議事日程の説明.....	108
○議案第1号の質疑、討論、採決.....	108
○議案第2号の質疑、討論、採決.....	109
○議案第3号の質疑、討論、採決.....	109
○議案第4号の質疑、討論、採決.....	110
○議案第5号の質疑、討論、採決.....	111
○議案第6号の質疑、討論、採決.....	111
○議案第7号の質疑、討論、採決.....	112
○議案第8号の質疑、討論、採決.....	113
○議案第9号の質疑、討論、採決.....	113
○議案第10号の質疑、討論、採決.....	114
○議案第11号の質疑、討論、採決.....	114
○議案第12号の質疑、討論、採決.....	115
○議案第13号の質疑、討論、採決.....	115
○議案第14号の質疑、討論、採決.....	116
○議案第15号の質疑、討論、採決.....	132

○議案第16号の質疑、討論、採決.....	1 3 3
○議案第17号の質疑、討論、採決.....	1 3 3
○議案第18号の質疑、討論、採決.....	1 3 5
○議案第19号の質疑、討論、採決.....	1 3 6
○議案第20号の質疑、討論、採決.....	1 3 6
○議案第21号の質疑、討論、採決.....	1 3 8
○議案第22号の質疑、討論、採決.....	1 3 9
○議案第23号～議案第31号及び諮問第1号の一括上程、提案理由の説明.....	1 3 9
○散会の宣告.....	1 4 5

#### 第 4 号 (3月14日)

○議事日程.....	1 4 7
○出席議員.....	1 4 7
○欠席議員.....	1 4 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 4 8
○事務局職員出席者.....	1 4 8
○開議の宣告.....	1 4 9
○議事日程の説明.....	1 4 9
○議案第23号の質疑、討論、採決.....	1 4 9
○議案第24号の質疑、討論、採決.....	1 5 0
○議案第25号の質疑、討論、採決.....	1 5 0
○議案第26号の質疑、討論、採決.....	1 5 1
○議案第27号の質疑、討論、採決.....	1 5 1
○議案第28号の質疑、討論、採決.....	1 5 2
○議案第29号の質疑、討論、採決.....	1 5 3
○議案第30号の質疑、討論、採決.....	1 5 3
○議案第31号の質疑、討論、採決.....	1 5 4
○諮問第1号の質疑、採決.....	1 5 4
○発議第1号の上程、質疑、討論、採決.....	1 5 5
○閉会中の継続審査申し出について.....	1 5 5

○村長挨拶.....	1 5 6
○閉会の宣告.....	1 5 6
○署名議員.....	1 5 7

○ 招 集 告 示

麻績村告示第7号

平成29年第1回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月23日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成29年3月7日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君

4番 宮下仁雄君

6番 峰田昶君

8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君

5番 塚原義昭君

7番 坂口和子君

不応招議員（なし）

## 平成29年第1回麻績村議会定例会（第1日）

### 議事日程（第1号）

平成29年3月7日（火）午後1時30分開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 条例改正・その他議案等一括上程について

議案第 1号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 麻績村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 麻績村ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

議案第 4号 村税条例等の一部を改正する条例について

議案第 5号 麻績村体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 麻績村福祉企業センター条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 麻績村営水道条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例について

議案第10号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 麻績村浄化槽整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更について

議案第13号 字の区域変更について

日程第 6 平成29年度予算一括上程について

議案第14号 平成29年度麻績村一般会計予算

議案第15号 平成29年度麻績村国民健康保険特別会計予算

議案第16号 平成29年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算

議案第17号 平成29年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算

議案第18号 平成29年度麻績村下水道事業特別会計予算

議案第19号 平成29年度麻績村水道事業特別会計予算

議案第20号 平成29年度麻績村介護保険特別会計予算

議案第21号 平成29年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 平成29年度麻績村観光事業特別会計予算

---

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
住民課長	峰田江津子君	教育次長	森山正一君

事務局職員出席者

議会事務局長	江森勇夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

会議の前に一言申し上げます。

3月5日発生した、長野県消防防災ヘリコプターの墜落事故でございますけれども、尊い9人の犠牲者が出ました。

我々、松本広域管内におきましても、2名の隊員の方が犠牲になりました。

お亡くなりになりました皆さま方のご冥福を衷心よりお祈り申し上げるとともに、残されたご家族様の今後、これにめげず頑張っていたきたいと、そのようなことを心からご祈念申し上げます。会議に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

---

開会 午後 1時30分

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員7名です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年第1回麻績村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

---

#### ◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、3番、塚原利彦議員、6番、峰田昶議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月6日開催の議会運営委員会において、本日3月7日から3月14日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を、本日7日から3月14日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日7日から3月14日までの8日間と決定いたします。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

冒頭、去る5日に発生いたしました長野県防災ヘリ墜落事故について申し上げます。

この墜落事故におきましては、9名のとうとい命が亡くなりました。

松本広域消防局から派遣された2名の隊員も含まれており、お一人は、麻績村でも村づくり事業等で大変お世話になった方のご子息様であります。非常に残念で、申し上げる言葉もございません。

お亡くなりになりました9名のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、原因究明が急がれ、二度とこうした惨事が起きないことを願うものであります。

さて、本日ここに、平成29年第1回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

平素、議員各位におかれましては、村政の円滑な運営に多大なご理解とご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、国では経済の再生を最優先課題と位置づけ、アベノミクス3本の矢を進めてまいりましたが、さらにアベノミクス新3本の矢に沿った施策を推進するとしており、600兆円経済の実現と、平成32年度の財政健全化総法の実現。希望出生率1.8、介護離職ゼロに向けて、子育て・介護の環境整備の取り組みを進めるとしています。

そして、地方財政の健全化と自立を促進するため、経済財政再生計画に掲げる歳出改革等を着実に推進し、国の取り組みと基調を合わせて、歳出の効率化と重点化を図るとしています。

また、長野県では最終年を迎える「幸せ信州創造プラン」の着実な推進と、信州創生の更なる飛躍に向け、五つの重点施策を推進するとともに、地域課題に向き合う地域振興局を設置し、地域と手を携え、施策の実現に取り組むとしています。

このような中、村では若者定住諸施策の促進、公共事業の計画的推進、福祉・介護・医療の自立に努めながら、経常経費削減等の努力による健全財政の確立と、行財政の効率的運営を目指す考えであります。

新年度の基本的方針につきましては、新年度予算の提案理由の中で申し上げますが、村民が誇りと愛着の持てる村づくりに努力するとともに、麻績村の発展に必要とされる新たな事業についても、村民皆様のご理解をいただきながら推進してまいります。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会におきましては、新年度一般会計、特別会計予算、条例改正、平成28年度補正予算等、重要案件について提出してまいります。

どうか慎重にご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告について、お手元に配付しているとおりでございます。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） ないようですので、これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号～議案第13号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第5、条例改正及びその他議案を一括上程いたします。

議案第1号から議案第13号までの13議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） それでは、議案第1号から提案理由を申し上げます。

議案第1号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第2号 麻績村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を、一括して申し上げます。

議案第1号、議案第2号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正が、平成29年5月30日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容は、独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定の追加に伴うものであります。

次に、議案第3号 麻績村ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、平成6年3月に土地改良施設等の機能を適正に発揮させるため、集落共同活動の活性化を図る目的から、国の要請により設置いたしました。が、社会情勢の変化が生じたことにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、廃止するものであります。

次に、議案第4号 村税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成28年11月28日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容は、消費税率変更開始期日が平成31年10月1日に延長されたことに伴うものであります。

次に、議案第5号 麻績村体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 麻績村営水道条例の一部を改正する条例について、議案第9号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例について、議案第10号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号 麻績村浄化槽整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を、一括して申し上げます。

議案第5号及び議案第8号から議案第11号につきましては、平成26年4月1日より消費税率が8%に改定されましたが、麻績村体育施設使用料、水道料金及び下水道料金の消費税増額相当分引き上げを見送ってまいりましたが、このほど、消費税率引き上げ開始期日が平成31年10月1日に延長されたことに伴い、消費税率変更相当分の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号 麻績村福祉企業センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

NPO法人で運営されております共同作業所「山ぼうし」が、平成29年4月から「山ぼうし作業場」として村の運営となり「麻績村福祉企業センター」組織に編入されるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、麻績村では、若者定住と子育て支援に重点を置いて各種施策を進めており、このたびその一環として18歳到達まで医療費助成を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更についての提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進計画は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下した過疎地域が、総合的かつ計画的に施策や事業を推進していくために策定するものであります。

このたび、麻績村が定めております計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号 字の区域の変更についての提案理由を申し上げます。

若者定住促進施策として、若者の定住人口増加と地域活性化を図るため、麻績村若者定住促進住宅建設事業を本町地区にて実施しておりますが、事業施行区域内に複数の字が散在し、工事施工後の土地表示設定に不都合が生じ、登記事務処理上支障がありますので、字区域を事業施行後の土地に合わせて変更するものであります。

以上、条例改正等、議案13件の提案理由を申し上げます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第1号から議案第13号までについての審議、採決は本定例会第3日目の3月13日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第14号～議案第22号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第6、平成29年度の予算議案を一括上程いたします。

議案第14号から議案第22号までの、平成29年度一般会計及び特別会計9議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 先ほどは、失礼いたしました。

改めて、平成29年度予算の提案理由を申し上げます。

国では、安倍内閣が発足して4年、経済の再生を最優先課題として幅広い経済対策が押し進められた結果、各種の経済指標からは経済の好循環が生まれております。

しかし、多くの分野でいまだ力強さを欠く状況にあり、また新興国経済には陰りが見え、加えて英国のEU離脱やアメリカ新大統領の保護主義など、今後の世界経済においては下振れリスクの留意が必要となっております。

こうした中、国は第2ステージに入ったアベノミクスをさらに加速させるために、1億総活躍社会の実現に向けて、新3本の矢、戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロを打ち出し、デフレからの完全脱却、全国津々浦々での経済回復の実現を目指し、力強く地方創生を推進するとしています。

あわせて、経済・財政一体改革の取り組みを進め、歳出改革、歳入改革、それぞれ進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な策を講じ、平成32年度の財政健全化目標を実現するとしています。

こうした基本的な考え方に基づいて編成された国の平成29年度一般会計予算は97兆4,547億円で、前年度比7,329億円、0.8%増、当初予算としては5年連続で過去最大を更新しています。

また、地方財政収支見通しについては、地方交付税が16兆3,298億円、前年度比3,705億円、2.2%減、臨時財政対策債は4兆452億円、前年度比2,572億円、6.8%増、地方税及び地方贈与税は41兆6,027億円、前年度比4,683億円、1.1%増となっており、地方財源における一般財源総額では62兆803億円で前年度を0.7%上回る財源が確保されています。

一方、長野県の平成29年度一般会計予算は8,625億円で、前年度比130億円、1.5%減となっています。

県は、最終年度を迎える長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン」の着実な推進と、信州創生のさらなる飛躍に向けて、5つの重点施策を中心とした予算編成をしています。そして、地域課題に向き合う地域振興局を設置し、地域と手を携え、これら施策の実現に取り組むとしています。

このような状況下にあつて、麻績村は第6次麻績村振興計画に基づき、「明るい未来へつながる元気な麻績村」の実現に向けて、住民と行政が心をつなげて知恵を出し合い、個性ある地域づくりに取り組んでまいります。

そして、新たな地方創生の時を迎え、自己決定・自己責任のもと、多様化・高度化・増大化する行政需要に的確に応えるとともに、事業の創意工夫と重点化を図り、住民目線に立った行政運営に努めてまいります。

こうした方針のもとで、新年度重点を置いて進める主要事業について述べさせていただきます。

まずは、若者定住施策のさらなる推進です。

平成23年度から28年度まで、天王地区と本町地区で進めてきた若者定住住宅は37戸の建設をもって終了することにしていましたが、入居希望者が後を絶たないことから、29年度も引き続き建設をいたします。

また、将来に向けて永住者をふやすため、新たな事業の検討を進めたいと考えております。

近年事業化した各種の子育て支援策の定着と充実を図ります。

保育園児を持つご家庭の経済的負担の軽減、不妊治療の助成、出産子育て支援金制度などの定着と、未就園児と親たちが気軽に集える「ひだまり」の充実を図ってまいります。

医療費の無料化について、18歳まで引き上げることにいたします。

小・中学校の教育水準のさらなる向上を目指し、1人1人を大切にされた教育や新たなICT教育などの充実、不足する専科教師や特別支援教師の補充、教育施設の整備、充実など引き続き努めてまいります。また、かねてより県教委へ要望しておりました、当地区北部3村を対象にした、LD等通級指導教室が麻績小学校に設置されることになりましたが、必要な指導及び教育相談が適切に行えるよう、環境整備に努めてまいります。

高速道、麻績インターや新幹線長野駅から40分という有利な交通環境と聖高原別荘など、そして村内全域に張りめぐらされた光回線網を生かし、地方にいながらにして都市の仕事ができるテレワーク構想を具体化してまいります。

次に、村民皆様が求める安心・安全の村づくり施策の推進に努めます。大型緊急車両の通行が不自由な地域の早期解消、豪雨や大規模地震へ備えて、老朽ため池の調査・改修、砂防施設の整備など推進してまいります。

高齢化社会到来の中で、お年寄りが元気で生きがいを持ち、生涯現役で暮らせる健康長寿の村づくりを進めます。保健事業・介護予防事業の充実を図るとともに、地域包括支援体制の整備、社会福祉協議会との連携強化、障がい者が安心して暮らせる村づくりを進めます。

次に、地域農業の再生と環境・景観保全に努めます。

地域農業の活性化を目指す、NPO法人「おみごと」の充実、強化を図り、荒廃農地の拡大抑止と農業の担い手育成など進めてまいります。

村内全域で優良農地が確実に維持され活用されるよう、水路の破損箇所の改修整備を継続して進めます。

生ごみを処理し、畜ふんと合わせて理想的な土壌づくりを目指した、地域循環型たい肥化事業が、畜産農家の減少と施設の老朽化により存続が困難となったことから、新たに生ごみ収集エリアを拡大し、排出ごみ減量化など環境保全を目指す施設に切りかえることにいたします。

次に、先人たちから守り継がれた、貴重な歴史的遺産・遺構・文化などの保存と継承、そして地域活性化に向けての活用に努めてまいります。

さらに、集落や地域のコミュニティ活動の支援や、ふるさと麻績村応援団事業の拡充、地域資源を活用しての都市との交流や、観光事業のさらなる発展を目指します。

このほかにも、筑北村との連携による事業の効率化、有害鳥獣対策、松くい虫対策、商工業対策など、これらの重要な課題にも対処してまいります。

以上、主な施策について申し上げましたが、このような施策を盛り込み、編成いたしました平成29年度の会計別予算額は、次のとおりであります。

一般会計予算 24億1,000万円

国民健康保険特別会計予算 4億2,500万円

聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算 105万円

住宅団地分譲事業特別会計予算 1,600万円

下水道事業特別会計予算 2億2,840万円

水道事業特別会計予算 1億5,350万円

介護保険特別会計予算 4億8,000万円

後期高齢者医療特別会計予算 4,500万円

観光事業特別会計予算 4,780万円

以上、9会計であります。各会計別の予算内容について申し上げます。

まず、一般会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額は24億1,000万円、前年度比マイナス2.2%、5,500万円の減額であります。

それでは、歳入から申し上げます。

村税につきましては、近年の実績及び社会経済情勢等を考慮し見込み計上いたしました。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国と地方の税制改正及び国の方針を踏まえ計上いたしました。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、国の地方財政計画及び近年の実績等を考慮し計上いたしました。

また、特別交付税につきましてはルール分において、前年度より若干の減額を見込み計上いたしました。

分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、前年度の実績を勘案して計上いたしました。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金、障害者総合支援給付費等国庫負担金、臨時福祉給付金等を見込み計上いたしました。

県支出金につきましては、障害者給付費県負担金、国保保険基盤安定県負担金、授産施設事務費県負担金、後期高齢者保険基盤安定県負担金、福祉医療費県補助金、農業費県補助金、林業費県補助金、団体営土地改良事業補助金等を計上いたしました。

財産収入につきましては、聖高原別荘地代、村有土地施設の貸付収入、基金利子収入等の実績を勘案し計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと麻績村応援団事業寄附金の前年度の伸びを勘案し、見込み計上いたしました。

繰り上げ金につきましては、健全財政の堅持を念頭に、事業実施にかかる財源を当該基金から充当いたしました。

村債につきましては、過疎対策事業債、辺地対策事業債、臨時財政対策債を計上いたしました。

そのほかの収入につきましては、近年の実績を勘案し計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

議会費につきましては、実績を勘案し計上いたしました。

総務費につきましては経常的な経費が主体となっておりますが、事業の見直しや効率的な運営・執行による諸経費の縮減に努めました。

一般管理費では、地域イントラネット分離に伴う、情報ブロードウェイなごの、庁内システムのセキュリティ強靱化対策関連経費について新たに計上いたしました。

文書広報費では、広報発行印刷費、例規集印刷及び加除経費、ホームページ保守費用。

財産管理費では、庁舎長寿命化に向けた調査業務、修繕及び空調設備工事費、耐用年数が経過したAEDの一括購入経費を。

企画費では、地方創生シンポジウム開催経費、第6次麻績村振興計画後期計画策定関連経費、農業研修用倉庫及びマレットゴルフ場駐車場整備工事を新たに計上するとともに、地域おこし協力隊及び緑のふるさと協力隊、地域づくり支援員に係る経費、ふるさと麻績村応援団事業、住民が行う村づくり活動支援事業など、ソフト事業に係る経費を計上いたしました。

バス等運行事業費では、地域公共交通機関として交通弱者の足の確保のため、運行に必要な経費を計上いたしました。

徴税费では、課税客体の把握に努めるとともに、平成30年度評価替え関連経費を新たに計上いたしました。

戸籍住民基本台帳事務費では、住基システム、戸籍システム、戸籍副本管理システムの保守及び機器のリース料を計上いたしました。

選挙費では、本年度実施予定の村議会議員一般選挙、村長選挙に係る必要経費を見込み計上いたしました。

民生費では、高齢者・心身障がい者福祉の一層の充実を図るべく、関係事業費を計上いたしました。

社会福祉費では、長年の懸案でありました医療費無料化年齢を18歳まで引き上げる経費を新たに計上いたしました。

社会福祉施設費では、やまぼうし作業所運営関連経費を新たに計上いたしました。

児童福祉総務費では、平成24年度創設しました出産・育児支援金交付金の継続経費を計上いたしました。

保育園運営費では、平成27年度より子育て支援の一環として実施の、3歳以上園児に対する保育料の軽減措置を引き続き行ってまいります。

保健衛生総務費では、各種予防接種・乳児妊婦健診経費のほか、不妊治療支援事業補助金を計上いたしました。

健康管理費では、近年がんによる疾病発症率が高くなってきていることにかんがみ、各種がん検診の必要経費と、特に若年層の受診を促すための経費を計上いたしました。

じん芥処理費では、生ごみ減量化対策施設運営関連経費を新たに計上するとともに、住宅用太陽光発電システム導入補助金、ごみ減量化再資源化の生ごみ処理槽設置補助金等を計上いたしました。

農林水産業費につきましては、農業委員会費では、農業委員会に関する法律改正による、新制度対応経費を計上いたしました。

農業振興費では、地域循環型堆肥化施設から生ごみ減量化対策施設への移行経費を新たに計上し、中山間地域農業直接支払い事業補助金のほか、青年就農給付金事業費、地域農業を振興していくための各種経費を計上いたしました。

農地費では、老朽化した水路改修事業費、県営事業の水路改修事業及び溜池整備事業の県負担金を計上いたしました。

地籍調査事業費につきましては6年目を迎えますが、その必要経費を計上し、計画的な事業の進展に努めてまいります。

林業振興費では、被害が拡大している松くい虫対策事業に係る経費を計上し、樹種転換など新たな対策に努めてまいります。

商工費では、商工業振興に向けての諸施策の経費を計上いたしました。

別荘地管理費では、別荘地の管理に係る経費を計上いたしました。

観光総務費では、観光行政経費及び観光施設の民間への指定管理事業を含め、観光事業特別会計への繰出し金等を計上いたしました。

土木費につきましては、住民の安心・安全を確保し快適な生活が送れるよう関係事業費を計上いたしました。

土木総務費では、芦澤砂防事業工事用道路負担金及び上下水道事業特別会計の円滑な運営を行うための繰出し金を計上いたしました。

道路橋梁費では、道路や河川整備等の社会基盤の整備を初め、地区要望等に対応するための事業費を計上いたしました。

住宅費では、若者定住を目的とした村営住宅建設事業費を引き続き計上するとともに、新たな地区での計画についての関連経費を計上いたしました。

消防費につきましては、施設の適切な維持管理と広域消防との連携、消防団員の訓練等に要する諸経費、非常時に備えた地区防災訓練経費及び非常用災害備蓄品、防災計画見直し経費等を計上いたしました。

教育費につきましては、学校教育費では、引き続き村費講師や特別支援員、子育て支援コーディネーターの配置など、次代を担う子供たちへの支援のための所要経費を、また新たにおみ図書館空調設備工事費を計上いたしました。

社会教育費では、麻績村地域交流センターを中心に生涯学習活動の充実を図るための所要経費を計上するとともに、放課後子どもプラン推進経費を計上いたしました。

貴重な文化財を次代に引き継ぐため、現在大規模な保存修理が実施されております、国の重要文化財「麻績神明宮建造物」については、引き続き事業支援の補助金を計上いたしました。

社会体育費では、麻績村体育館のバスケットゴール台設置費及び駐車場整備工事費を計上いたしました。

公債費につきましては、所要経費を計上いたしました。

諸支出金につきましては、基金から生ずる利子相当額を計上いたしました。

予備費につきましては、今後の緊急的事態に弾力的に対処できるよう一定額を計上いたしました。

以上のとおり、経常経費の抑制に心がけ、事業の重点化を図り、必要な事業は積極的に進めることといたしました。

次に、特別会計について申し上げます。

1、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

医療費に係る保険給付費については、依然として高い金額で推移しておりますが、近年の実績を勘案して計上いたしました。

国民健康保険税収入につきましては、その実績を勘案し計上いたしました。

今後も厳しい状況は続くものと思われませんが、引き続き村民の健康づくりと保健意識の高揚、医療費の適正化に努めてまいります。

2、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算について申し上げます。

別荘地地上権の販売など、地上権分譲事業が円滑に進められるよう、所要額を計上いたしました。

3、住宅団地分譲事業特別会計予算について申し上げます。

天王住宅団地の未分譲区画は1区画であります。この維持管理と販売に係る所要額を計上いたしました。

4、下水道事業特別会計予算について申し上げます。

下水道事業は水洗化率が80%を超えました。今後も快適で清潔な環境の中での生活を送ることができるよう、計画的に事業を進めております。

また、老朽化した脱水設備の更新と処理場の耐震化工事費を新たに計上するとともに、処理場の有効活用のための検討も始めることといたしました。

引き続き、健全で効率的な管理運営ができるよう努めてまいります。

5、水道事業特別会計予算について申し上げます。

良質で、安心・安全な水道水を安定的に提供するため、水道施設の維持管理には万全を期すとともに、健全な運営管理に努めてまいります。

本年度は、水源地整備や水道管布設工事など所要額を計上いたしました。

6、介護保険特別会計予算について申し上げます。

近年の介護保険認定者数の増加と、これに伴う介護保険サービス見込み所要額を計上いたしました。

本年度は第6期介護保険計画3年目となりますが、保険給付費においては計画した金額内で推移しております。引き続き、介護保険制度事業の円滑な運営に一層のご理解をお願い申し上げます。

7、後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

高齢者の医療確保に関する法律が施行され、新たな後期高齢者医療制度が発足して10年目を迎えます。本年度も県広域連合からの見込み額により所要額を計上いたしました。

8、観光事業特別会計予算について申し上げます。

景気の長期低迷と少子高齢化の進展、観光客のニーズの多様化など、観光事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。今後も観光施設のより効率的な管理運営を図るとともに、新たな誘客に努めてまいります。

本年度は、観光施設の指定管理経費及び人工降雪機更新経費を計上いたしました。観光施設においては、引き続き長寿命化を図るべく計画的に施設の改善を行ってまいります。

以上、29年度の一般会計及び特別会計予算について、概要を申し上げます。

今後、地方は過疎化、少子高齢化がさらに進み、厳しさは一層増すことが予想されます。そして、行政のスリム化、効率化など行財政改革の推進と、地域のことは地域で考える、地域みずからが知恵を出し、地域みずからが汗を流して自立していく、こうした地方創生が今求められております。

村民が誇りの持てる、魅力に満ちた、そして常に躍動し続ける麻績村となりますよう、全職員一丸となって努めてまいります。

今後とも村政に対しまして、議員各位を初め村民皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年度予算の提案理由といたします。

平成29年3月7日、麻績村長。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第14号から議案第22号までの9議案についての事項別明細の説明、質疑を、3月8日及び3月9日に、それぞれ議員全員出席しての常任委員会において行い、議案の審議・採決は、本定例会第3日目の3月13日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上で、本日予定されました議事日程は、全て終了いたしました。

これにて、平成29年第1回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

なお、この後、全員協議会を開催し、上程しました議案等について、提出者より詳細説明を受けますので、委員会室にご移動願います。

ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2時15分

平成29年第1回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成29年3月11日（土）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

---

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
住民課長	峰田江津子君	教育次長	森山正一君
監査委員	花岡興男君		

事務局職員出席者

議会事務局長	江森勇夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成29年第1回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

なお、報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。  
事務局長。

[事務局長説明]

---

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

---

◇ 塚原利彦君

○議長（尾岸健史君） 初めに、3番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

3番、塚原議員。

[3番 塚原利彦君 登壇]

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

通告いたしました項目について伺いをしたいと思います。

質問事項1として、介護予防・日常生活支援総合事業について。質問事項2として、村営バスについて伺います。それぞれ自席にて、一問一答にて行いたいと思いますので、お願いします。

それでは、お願いします。

最初は、来月からスタートする介護予防の新たな総合事業についてです。

長野県内でも、大多数の自治体が平成29年度から始まります。昨年の6月の一般質問でも伺いましたが、介護保険制度が改変されまして、介護予防の一部が市町村の管轄する事業になるわけですが、この事業全体像も仕組みも非常に複雑でわかりにくいものとなっています。これまで保険からの給付だったものが事業に変わるわけで、どのように実施するかは市町村の裁量に委ねられます。

そこで、まず最初にお聞きしたいのは、質問要旨1として、来月からのスタートに向け、計画どおりの体制や組織はできたのか。また、課題として残っているものは何か。その対策や展望について伺いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業移行につきましては、筑北地域のバランスのとれたサービスの提供を目指しまして、筑北村とともに、平成27年度から事業移行スケジュールを組み実施してまいりました。現在、ほぼ当初計画どおりの体制を組み終え、各事業所からの指定申請を受領、内容を審査しているところです。

4月から新たに開始予定の事業は、通所型サービスA、いわゆる一般的にいうと緩和した基準によるデイサービスです。それと短期集中型予防プログラムであります通所型サービスCです。これにつきましては、今のところ予定としましては、サービスAにかかわる申請の事業所は3、あとサービスCにかかわる事業所、これにつきましては委託となるわけですが、一応1、予定をしております。一応当初の立ち上げとしては十分であるというふうにこれは捉えております。

訪問型サービス、いわゆる身体介護を含まない訪問型サービスについては、麻績村では現在のところ、農協の買い物バスや商工会の移動販売者などが充実しており、優先順位としては、通所型サービスAの方がより高いというふうに考えております。

先ほどのご質問にありました課題といたしましては、あくまでも実施主体がこれは村であります。そのために、今後、ほかの事業の需要が出てきた場合、村がそれを提供できる体制整備ができるかというところが鍵になるというふうに考えております。

特に、通所型サービスB、訪問型サービスBなど、住民主体によるボランティアが主体の事業につきましても、今後受け皿としての住民組織をどのように整備していくかが大きな課題というふうに考えております。コスト面での効率性以前に、住民のニーズに合った支援ができるかどうかということの検討が必要だというふうに考えております。

現在、対応といたしまして、生活支援協議体、生活支援コーディネーターの制度がございまして、そちらの方での村内体制の整備を検討しているところでございます。

平成29年度につきましても、今の生活支援協議体のほうで、いわゆる村内の人的資源に対する掘り起こしについて検討が具体的に予定されております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 専門的な部分がありますので、私もいろいろ調べてはいますが、なかなかわからないんですが、当初、今お答えありました通所型のAと、それから訪問型のAというのがあるんですが、この訪問Aというのは、先ごろの予算説明でも、予算といたしますか、なかったんですが、まだこれはそこまでなかなかすぐできないという状況ということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在のところ、できないというよりも、緊急の必要がないと言ったほうがいいのかと思います。

実は、訪問型の場合は、生活支援のみに限られます。現実には、身体介護が必要な方のサービスとしては、要支援につきましても残るものですから、そちらのほうはどうしても外せませんが、生活支援につきましても、要支援の方の重要度というのは、一般的な通所型ほど高くはないというふうに思っております。ですので、各事業所のほうで、現在のところ、どうしても立ち上げてもらわなくてはならないというものでもないというふうに思っています。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

それで、昨年の6月のときにもお聞きした関係で、一番のポイントですね。そのときはまだ準備段階だったんですけれども、課長のほうからのご答弁では、適正なサービス料を適正なサービス料金で提供する、これが一番のポイントだと、介護保険から今度村の事業に移るけれども、そこが一番のポイントだというふうにおっしゃられまして、この辺については、どんなふうに見られておりますか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） おっしゃられるとおり、適正なサービスを適正にというのは、適正な価格というのは大変大事なポイントだというふうに思っております。

現在、村が設定をいたしました単価設定につきましては、利用実態サービス提供状況により、加算の仕組みを取っております。ですので、的確なサービスの提供ができれば、それぞれの事業者側のほうで、その加算によって一定の割合の費用を請求することが可能なようなシステムになっております。もともと今のサービスAにつきましては、人員基準が緩和されていたり、またある程度生活相談員や看護師などの有資格者が必要なものではございません。

ですから、一応基本の単価としましては、いわゆる通常の通所サービスよりも若干低めに単価設定をされております。そこをどこで補うかという、今申し上げたような、入浴であるとか、送迎であるとか、それぞれのサービスを提供することによる加算によって実施ができるというふうになっています。

また、逆に言いますと、利用者側のほうのメリットといたしましては、従来は例えば月額制であった場合、週2日使う必要がなくても、週2日間の費用については強制的に介護保険制度の中で払わざるを得ませんでした。今回、村のほうでは、基本的に通所につきましても回数制をとっております。そうすると、1回につき幾らということになると、利用料を払うほうでも納得をして利用をしていただけるような価格設定になっているというふうに思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 先ごろの予算説明でもその辺はお聞きしましたので、次のこととお聞きしたいのは、新事業でよくわからないことの一つに、ケアマネジメントがあるんですけれども、このケアマネの業務については、今度の事業では必要な場合に行うというようなことよろしくけれども、この新しい総合事業になる以前となつてからでは、そのケアマネの業務というのはどんなふうになるのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） ケアマネジャーの行うケアマネジメントですが、いわゆる一般的なサービス計画を立てるということに関しては変わりはありません。簡単に、介護保険のあらましという言い方は変なんですけれども、相談があった後、一応チェックリストで全員のチェックを行います。その後、いわゆる一般的な介護予防事業の場合ですと、そのまま一般的な介護予防事業のほうへ、誰でも使える介護予防事業のほうは何も必要がありませんけれども、今回のようなサービスA、サービスC等につなげる場合には、いわゆる緩和されたケアマネジメント、今のような計画ではないんですけれども、計画を立てることになります。

ただ、一番大きなポイントの違いは、必ずしも緩和されたサービスの場合は、認定を受ける必要がありません。ですので、逆に言いますと、例えば支給サービスの提供があったほうがいい場合、例えば多少重症の方でも、とりあえずこの緩和したサービスを利用することにより、今の認定の期間を何もせずに過ごすということがなく、早目にサービスにつなげられるというメリットはあると思っています。

ですので、要介護の方々につきましても、とりあえずサービスにつなげておいて、きちんとその認定がはっきりとおいて、例えば要介護1であるとか、要介護2であるというふうに、認定が出た段階で改めてきちんとした介護保険につなげるということも可能であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） また私のほうでも、運営協議会等もありますので、しっかりこの辺は見たいと思っておりますが、わかりました。

次に伺いたいのは、質問要旨2としまして、生活支援事業で、麻績村としては訪問型と通所型の多様なサービスで緩和のサービスAを行うということで、先ほど訪問型については、すぐということではないかということなんです、通所の部分は行っていくということなんですけれども、実際行われないAも含めて、どんなようなことをするのでしょうか。その業務の内容というのは、ミニデイとか、運動とか、掃除とか、訪問の場合は掃除とかいろいろあるということなんです、何が既定がされているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今回の新しいサービスにつきましては、サービスAにつきましては、通所による運動レクリエーション等を行い、運動機能向上や交流支援するサービス、いわ

ゆるミニデイサービス、大変わかりづらいと思うんですが、緩和された基準の中では必ずしも、今までのデイサービスでは入浴が必須であるとか、昼食が必須であるとかというようなことかあったんですが、それは必須ではありません。ただ、入浴について、各事業所ごとの判断が非常に大きく分かれるところですけども、入浴については、現在もあるところとないところが想定されています。

一番共通してあるのは、時間的に短縮がされているということです。基本的には、緩和されたデイサービスのほうは半日を基本とする予定です。ただ、村のほうとしましても、いわゆる考え方といたしまして、筑北地域の特殊性がございますので、これにつきましては、通常のサービスの中に5点、つまり、ほかの町村と違うところを加えました。

1つ目は、現行の通所介護相当は、利用者の状況が要支援認定者と同等であるという判断から、サービス、報酬ともに要支援と同等の基準とする。

2番目は、事業量に応じた報酬額を設定、通所の現行サービスの料金体制を追加する、つまり、先ほど申し上げたように、要支援2で週1回程度といったようなものを追加するというようなことでございます。

3番目としましては、緩和されたサービスへは利用者にわかりやすく事業量に応じた報酬となるよう日額を設定する。いわゆる基本と加算の問題でございます。

4番目として、緩和されたサービスAは、人員基準が緩和されており、特段の資格を求めないことから、人員基準減算率を乗じた額とする。先ほど申し上げましたように、基本は安くするということでございます。

最後に、緩和されたサービスAは、事業対象者が要支援程度であることから、筑北地域の地理的条件を踏まえ、送迎につきましては必須とさせていただきました。これが今の通所型のサービスAです。

それとサービスC、先ほどから申し上げております、短期集中介護予防サービスというのがございます。こちらのほうにつきましては、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを提供するもので、短期間、いわゆる期間的には3カ月を1回当たり予定しております。いわゆる保健医療の専門職による週1回以上の運動、栄養、口腔などの機能向上のプログラムということでございます。

ケアマネジメントで次のような支援が必要というのは、生活の中で、ADL等の改善に向けた支援が必要なケース、それから、体力の改善に向けた支援が必要なケース、健康管理の維持

・改善が必要なケース、閉じこもりに関する支援が必要なケースというふうに、ある程度機能を限られてというか、要件を少し絞って行う予定でございます。

事業実施形式としましては、ほかのサービスA、それから訪問型のサービスA、それから通所型のサービスAが、いわゆる国保連を通します指定型であるのに対しまして、サービスCに関してだけは委託です。これにつきましては、1回当たり、個人負担金500円程度を想定しております。

提供者としては、保健医療の専門職ということですので、専門職のいる施設ということになるかというふうに思っております。

それと、今お話のありました、こちらのほうでまだ、実際には開始はされないわけですが、訪問型のサービスということですが、訪問型サービスAというのは、いわゆる一般的な生活援助です。こちらにつきましても、要介護生活援助の単価に準ずる日額ということで、いわゆる45分までの単位、45分からの単位というふうに日額を設定して、今までのものと余り変わらない状態で行いたいというふうに思っています。

既にサービス利用をしているケースで、ケアマネジメントによるサービスの利用に訪問介護支援1レベルよりも少ない頻度の訪問が適当なケースとか、ケアマネジメントで訪問介護員による現行の生活援助のみを通じた自立支援が、必要と認められるケース等に移行がされるというふうな予定をしております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 非常に多岐に、多彩な内容になっているかと思うんですが、単純に疑問といえますか、今のミニデイは、事業所としては社協でも行うということになるのか、ほかのところと協定して行われるところはどこなのでしょう。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 先ほど申しあげましたように、現在、審査中のところの事業所は3カ所、現在、麻績村の中で、デイサービスを提供しておりますところが、今おっしゃられましたように、デイサービスセンターみづき、それから聖、それからあととてととの3カ所がでございます。その3カ所とも、いずれも手を挙げております。ただ、現実には、指定は受けませんが、対象者がいるかないかというのは、今後の、指定後の検討に入ってくるであろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） その関係といますか、ちょっと思ったのは、例えば社協さんとかに行って、今までのデイサービスを受ける人、ミニデイを受ける人というふうになった場合に、入浴とかそういったことで、今までと違うというか、同じ顔をしている人が、あなたはミニのほうだからというような、そういうことで、だんだん時間が経てばあれかもしれませんけれども、そういったところで混乱といますか、今までとちょっと違う、あの人は今までどおりだけれどもという、そういったことでトラブルみたいなことは想定できますか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） そのようなトラブルはないようにしていきたいというふうに思っています。

現実には、先ほども申しあげましたように、ケアマネジャーによるケアマネジメントがないわけではありませぬので、そこら辺のところの使い分けというのはきちんとできるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。実施してみて、またいろいろ出てくるかと思います。

では次に、質問要旨の3に移ります。

何点か懸念が考えられる点についてということで、いろいろインターネットとか、それからいろんな部分も私も見て懸念があるんじゃないかというようなことが書いてあるようなことから拾ってみたんですけども、まず1点目は、基本チェックリストですね。今度はこれが使われるということなんです、これはどういう場面で、介護の認定を申請されてきたときにそれをされるのか、更新のときとかにもされるのか、ちょっとそのチェックリストというものがどういう役割で行われるのかというようなことについてお聞きできればと思うんですが。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今チェックリストについてのご質問でしたけれども、チェックリストは今回のサービスのために新たにできたものではなくて、もともと既にチェックリストというものは全員が受けるものでございます。まず、一番最初に包括支援センターのほうへ相談をされたときに、まず最初にそのチェックリストというのを全員に実施いたします。ここで何をチェックをするかといいますと、基本チェックリストは運動機能や栄養状態を確認したり、

認知症や 兆候がないか調べるための質問表です。ですので、一番最初の基礎質問表だというふうにお思いいただければ結構です。

その後、チェックリストによって非該当の方で一般的なサービスを利用するか、それとも緩和したサービスを利用するのか、それとも介護認定に行くのかというようなことを、このチェックリストによっていわゆる仕分けをするわけでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） それから、もう一つ目は、介護卒業という、NHKのテレビなんかでもやったようなんですが、この介護卒業というようなことの判断というのは、ケアマネさんがされるのかちょっとわかんないんですが、こういった部分は適切に行われるかどうかというようなことをちょっと疑問視するような記事もあったものですから、これについてはどんなふうにされるんですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 介護卒業というのはどこの部分でとるかというのも大変問題だとは思いますが、日常生活の今回の新しいサービスに伴って、サービスAの介護卒業の判断といたしましては、先ほど申し上げましたような基本チェックリストによる判断になろうかというふうに考えています。

一般的なサービスA等につきましては、先ほど申し上げましたように介護認定をしなくてもできる制度でございますので、今後、介護認定がなくて各種サービスを利用するという方がふえるであろうというのが想定でございます。そうすると、介護認定のある方は介護認定で自立という判断が出ると介護卒業というふうに考えていいと思うんですが、そうでない限りは、このチェックリストによって介護卒業というふうに判断をすることになろうかというふうに思っています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） それから3番目にお聞きしたいのは、これも国の指導といいますか、方針では、サービス単価も今までと同じか、それより低くというようなこともあります。そういったことが今後介護事業者の経営圧迫とか、それからサービス低下とか人員不足につながっていきはしないかという、そういったこともあります。その辺はまだわからないということですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 確かに、基本的にサービス単価の設定というのは、現行のサービスよりも基本的な分は低くなっております。それはなぜかといいますと、先ほど申し上げましたように、このサービス自体が従来のものと違いまして、非常に事業者の裁量権の多いサービスであるというふうに考えています。ですので、雇用された、いわゆる職員でなくてはいけません、その職員の資格については問いません。ですので、事業の実施の仕方によって、さまざまなやり方があると思っています。

村のほうの考え方としましては、基本的なサービス単価は、国のガイドラインにもありますように、基本的には一定の割合、つまり、通常のデイサービスよりは若干低めに設けております。ただし、そここのところに加算制度を、先ほどから申し上げているように設けておりますので、事業者がそれぞれの自分たちの中で工夫をして、サービスを加算するごとに金額は上がってまいります。ですので、それぞれの事業者さんにとりまして、工夫の余地は大変ある制度であらうというふうに思っていますので、現在の段階では、それぞれの事業者さんが意欲的に取り組んでくださっておりますので、それほど心配はしておりません。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

4点目としてお聞きしようと思っていたこと、通告のほうにあるんですが、これは質問要旨4と同じだと思いますので、これから質問要旨4のほうに移ります。

国は、年1兆円近い社会保障費用の自然増分を5,000億円に抑えるという方針なんですけれども、この新たな事業の実施に向けて、国からガイドラインが示されています。このガイドラインの地域支援事業の上限という部分に、こういう記述があるんですけれども、総合事業に移行するサービス費用が賄えるよう、従前の費用実績を勘案した上限を設定。上限を超える場合は、個別に判断する枠組みを設ける。個別判断は事前の判断と事後の判断に分けて行う。それで、その上限の算出の計算式も示されていますけれども、このガイドラインの上限をオーバーすると個別判断とありますけれども、これは行政の総事業費のことになるのかあれなんです、こういったガイドライン、その事業費のといいますか、限度ということとともに、そこに書いてあることをいろいろ守らないといけないというようなふうになっているのか、ペナルティーが科されるのか、そういう縛りはあるんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今、2つのご質問をいただいたというふうに認識しておりますので、まず最初に、簡単に上限がどうなのかということをお願いしておきたいというふうに思っています。

確かにその上限については大変心配される場所であろうというふうに思っています。今回の新たな介護予防生活支援サービス事業に関しまして、確かに国のほうで上限というものは持っております。ただ、この上限というのは非常に大きなものです。現在、麻績村のほうで平成29年度の介護保険事業の中からこの部分についての試算で、村の負担する部分というのは250万ほどです。いわゆる総合事業の上限の見込みというのは、麻績村の規模で3,000万とまではいきませんが、二千六、七百万ぐらいになると思っています。

ですので、そういうふうに考えますと、麻績村が上限に達するまでというのは、非常に大きな、大変大きな今のサービスの積み上げがない限りは、一般的にサービスを提供している分にはこれで十分なものというふうに考えております。

ですので、現在の事業をやっていく、例えば今後、もちろん訪問型もふえてまいりますでしょうし、それから、さらにいろんなサービスがふえていきますが、現在のところ、これによって上限額を突破するということは想定しておりません。

もう一つのほうですが、ガイドラインについてですが、基本的にこの事業の主体というのは村です。ですから、村が必要と考える内容、事業量について、国の許可を必要とすることはありません。実際には、どういう事業も可能であるというふうに考えています。ただ、あくまでもこれは国の補助事業です。ですから、ガイドラインに沿わなかった場合というのは、国の基準事業に該当せず補助対象とならないという可能性が当然出てまいります。ですので、現在の緩和された事業につきまして、私どもの中で考えて検討してみると、先ほど申し上げましたように、事業者としての裁量権が大きく、かつそれぞれの必要とする利用者さんのほうで、単価設定なんかは今までのような一律のものではなく、少し村の中で細やかな割り当てができるものでございますから、現在の制度としては、そんなに悪いものではないという考え方でございます。

ですので、とりあえず現在のところは、国のガイドラインで示す、国の基準で示されている事業を実施してみて、その後、それに足りないものがあるのか、ないのかということは別途考えればよいことであるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） スタートするに当たっては、そういったことで上限を超えるというようなことは想定していないということですが、計算式の中の数字を入れる欄に、利用者だとか、実績だとか、そういうことが反映して計算はされていくということになると、枠も、上限もだんだんと下がってくるというか、変動するということにはなる、そういうことはあるんですね。どうなんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） そうですね。上限が変動するかどうか、今後の介護保険の実施がどのように変化していくかというのは、今大変制度が大きく変わっている時期ですので、何とも申し上げようがございませんが、現在のところ、基本的には今の、幾ら地域支援事業で村が実施するといいますが、基本的にはもともと介護保険の保険給付から分かれた事業でございますので、そんなに大きな変更はないと思います。

それから、すみません。私、先ほどわかりにくい説明を申し上げましたが、村の負担が230万ほどというふうに申し上げたんですが、これは村が国庫補助をもらったときの段階で、全体の総事業量としましては1,800万ほど、現在はございますので、全体の総事業量は1,800万、そこへもってきて国の上限が二千六、七百万ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ここまで介護予防の支援事業についてもお聞きをしてきましたけれども、新たに始まってみて、またいろんな課題も出てくるかと思えますけれども、先ほどちょっと質問要旨のところでも申し上げましたように、国の方針は自然増分を減らしていくということで、できるだけ抑えていくという、社会保障全体の。そういう方針ですので、そういう縛りが村にもやっぱりかかってくるんじゃないかなと。例えば先ほどのチェックリストの部分もそうですけれども、できるだけ総合支援のほうの事業に、介護認定から総合支援のほうに、どちらかという軸足を移すようなことの、そういう考えというか、それが国のほうにはあるような気がしますので、ぜひそういったことには、できるだけ住民本位ということで、そういうことを事業についてはしていただきたいということが私の申し上げる主眼であります。

続いて、質問2の村営バスについてお伺いしたいと思います。

この問題につきましては、平成25年12月と、それから平成26年6月、それから昨年3月と一般質問で伺いました。ちょっとしつこいように思われますけれども、検討や改善の状況が何ら感じられないというような気がしまして、改めて質問させていただきます。

まず質問の要旨の1として、村営バス事業については、定期的に検討をする委員会ですか、運営委員会が開催されていると思いますけれども、これまでに行われた会議で出された意見だとか、要望だとか、それから検討事項、それに基づいて行われた改善事項なんかについてどんなようだったかお伺いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから、これまでの検討の内容等について説明をさせていただきます。

現在の村営バスの運行状況につきましては、平成22年から地域公共交通会議で検討されまして現在の路線となっておりますが、それ以降のことについて、若干説明をさせていただきたいと思っております。

今まで村民の皆様やいろんな方々から意見をいただいておりますが、その意見につきましては、村営バス運営審議会のほうで検討をさせていただいております。その検討の内容の主なもの申し上げますけれども、バス停の追加、主に地域循環型バスでございますけれども、バス停の追加について何点か要望がありまして、会議で検討した結果、4件ほどふえております。また、バス停の移動についても出ておりますので、その関係が移動になっておるといところでございます。

また、地域循環バスの起点の関係でございます。当初、宮本の福祉センターが起点というような形で動いておったんですが、バスの利便性を考えて、起点を聖高原駅に変更したというような経過がございます。

また、地域循環バスが目立たない、白っぽいもので目立たないというようなことがございましたので、保育園の皆様にご協力いただきまして、保育園児の絵をラッピングさせていただいたというような経過がございます。また、バスの時刻の関係でもご要望がありまして、基本的にJRの発車時刻に合わせるような形で、できるだけ改善をしていきたいという形で改善をしております。

また、定時定路線で一時バスを1本追加してほしいというような要望もありまして、会議で検討した結果、現在のバスで運行できる範囲で増便をした経過もございます。

そんなような形で、今現在、地域の皆様からの要望については、主に村営バス運営審議会のほうで検討をさせていただいて改善をしておるとい状況ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今、何点か改善をされてきているということなのですが、バス停も4カ所追加になったというようなことも含めて、その改善された結果、乗客の方がふえているとか、そういった点はどうか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 乗客がふえている、ふえていないというのは、バス停ごとに調べていないものですから、今数字はございませんけれども、利便性としては、同じ路線の中にバス停を追加しているというところで、住民の皆様の利便性は向上しているんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

次に、質問事項2のほうにまいります。平成25年の12月議会でお聞きをした、冬期の道路の凍結の問題ですけれども、危険箇所の対策といたしますか、お聞きをしましたけれども、現在、安全運行上、懸念されるというところはないですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在、雪の降ったときには、若干竹等がかぶさったりというような状況がございます。

それにつきましては、住民の皆様ですとか、運行事業者のほうからご相談をいただきまして、職員のほうで出ているというような状況でございます。

また定時定路線のバスにつきましては、路線がほぼ国道、県道になっておりますので、除雪態勢等はそちらのほうの主になっております。

地域循環型バスにつきましては、定時定路線よりも比較的日中の運行となっております。午前9時過ぎから夕方4時ころまでの運行ということでございまして、朝一番の運行に比べて、若干良好な環境で運行をしておるというところで、除雪対応につきましては、主に村道の除雪路線になっておりますが、一部地域でお願いしている部分もございますので、その中で、運行事業者と連携をとりながら、安全確保をしながら進めておるという状況でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 1として、循環バスに関することなんですけれども、私は前もそうだったんですが、運転手さんにお聞きをしたところ、北山地区から下ってくる道ですね。特に法善

寺の西側の急坂とカーブですね。木があるもので日が当たらず、凍結すると長期間解けないということで、融雪剤等もまかれず、チェーンもアイスパーンだとちょっと役に立たないといえますか、危ないということで、非常に通るのは怖いところだというふうにお聞きをしました。

それから、これはそういうふうに決まっているということだと思えますけれども、危険な箇所があるときは、そこを迂回して、逆方向からまた戻ってきてバス停で乗客がいなか確認をするようになっているというようなことで、今の法善寺のところも、そんなような形の対応もされたということで、それから坊平の地区ですけれども、除雪をする際に、よけ違いのスペースが除雪されていなくて、JAさんのバスかな、なん回か行き違いが困ったことがあったというようなことをおっしゃっていましたが、こういったことで、状況を一番わかっている運転手さんが、前に私、運営委員会の協議のメンバーに加わってとか、そういうふうにはならないのかということをお聞きしましたが、運転手さんからは、そういったことについては、行政のほうで吸い上げて委員会に上げているというご答弁でしたけれども、こういう運営委員会の中では、こうした安全運行とか、そういうことについては、どんなふうに話し合いはされるんですか。そういうことは話し合いはされないんですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） バスの運行の関係で、運転手さんから直接個人、個人というわけにはいかないわけですが、バスの運行委託者のほうの代表の方と、現地に詰めている代表の方と話をしまして、その都度、危険箇所等の対応はとっておるということでございます。また、バスの運転手さんからいただいたいろんなご意見も、地域公共交通会議のほうで図っております。

先ほど申し上げましたバスの起点を福祉センターから聖高原駅にしたほうがいいんじゃないかというのも、バスの運行委託者のほうからの、こんなふうにしたらいんじゃないかというような改善提案がありまして、会議のほうで変更しているというような状況がありますので、そのような形も検討をしているところでございますか。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今、ご答弁ありましたけれども、さっき私がお聞きしたことを具体的にいいますか、お聞きしたいのは、あそこの法善寺の西側の急坂のところについては、特別何もしていないということなんですか、行政としては。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 法善寺にかかわらず、村でもちょっと危険だと想定されるような箇所、何箇所かございますので、担当のほうで見回ったりして、関係課と連絡をとりながら対策をしているところでございます。

法善寺のところにつきましては、本当にひどいときについては、担当者が見回って、除雪の追加依頼をしたりとか、振興課の皆さんにご苦勞していただいて改善をしたりというような関係で改善を図っているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ちょっと認識がそういうことなのか、私が運転手さんから聞いた感じでは、平成25年12月の段階でも同じことをお聞きしたんですけれども、余り、ちょっとあそこは危ないとか、危険ということをおっしゃっているんですけれども、今のままでいいんじゃないかというようなふうに思っているのかどうか、その辺なんですけど、特別対応するか、そういったことは、事業者の運行されているほうで、そういうことについては対応しなきゃいけないということですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） ルートを変えるというところもありますけれども、事前に、やっぱりその時期、時期によっておおむね把握しておりますので、担当者がですね。例えば凍ってしまって、温かくなってくると本当にざくざくしてきて行けないというような場合には、もう担当者が見回って、その部分を除雪したりというような対応もしておりますし、枝がかぶさってきて危ないというような場合には、もう担当者がすぐ行って切っているというような状況でございますので、運行事業者の皆さんと連携をとりながら現在進めておるといような状況でございます。

また、先ほどちょっとご質問のありました新しくバス停の追加された部分でございますけれども、それにつきましては、バスの乗車ということで、年度でいきますと10件ほどずつは月ごとでふえているというような状況でございますので、よろしく願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今の危険箇所の関係については、これ以上お聞きをするということではないんですが、とにかく以前にそういう状況があるということに対して、もう少し深くといい

ますか、しっかりと調査をしたり対応をするというところが、どうもちょっと、余り伺えないような気がします。

では、次の質問ですけれども、要旨3として、デマンド方式も含めた根本的な検討についてということなのですが、1年前の、昨年の3月の質問で、そのときの総務課長のご答弁では、昼間動いているものについては、なかなか乗車率が上がってこない状況だと答弁されています。そのとき村長は、循環バスについては、高齢者の方では、この方式を受け入れられている方のほうが多いかなと思うと、全体的に行政としてはそう把握しているというふうに述べられました。

これは、そのときのご答弁は、ご自身の感想なのか、調査に基づくもので多いかなというふうに思われたのか、それを改めてお聞きをしたいと思います。村長にお願いしたいと思えます。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 先に、今の検討状況のほうを説明をさせていただければと思いますけれども、デマンド交通の関係を含めて根本的な検討というようなことでございます。

昨年の8月に県のほうで新しく地域交通ベストミックス構築事業交通アドバイザー事業というのが新しく制定されまして、そちらのほうへ麻績村としても要望をいたしまして、昨年採択をされて、アドバイザーを派遣していただきまして、村内の今の現状を分析をしていただいているというような状況でございます。

アドバイザーの助言について、若干ご紹介をさせていただければと思いますけれども、今の麻績村の現状を見ていただく中で、麻績村の地形は山間地で平野部ではなくて、山、谷が張り出しているというような状況の中では、デマンド方式は向かないんじゃないかなというような意見をいただいております。というのは、デマンド方式というのは、一筆書きでぐるっと回れるようなところが大変効果的であるというような回答をいただいております。

その中で、今の循環型の運行方式がいいんじゃないかなというようなご意見もいただいております。

あと運行の関係でございますけれども、運営費と利用者の負担、また地域の事業者のことも考慮しながら今後検討する課題ではあろうというようなご意見もいただいております。

今現在の状況でございますけれども、スクールバスの代替的な要素も含めて運行をしているというようなところで、今後の分析も必要であろうというようなご意見をいただいております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私も、今すぐそのデマンドの検討を初めよということを言っているわけではないんですね。先ほど安全運行の面でも感じられるように、行政の側から能動的に、自発的に手を打ったり疑問を持ったり、そういう構えといいますか、そういうものがもう少し感じられるような、そういう行政姿勢であってほしいというふうに思います。

今、今年はまだ何か予算書を見ると、公共交通の会議といいますか、そういったものもある中で参加されていますけれども、いずれにしても、以前、村長が必要になったら検討はしなきゃいけないということなんですけれども、そういったことでは、具体的にそういう時期に来ているとか、そういったことを考えていらっしゃいますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 最初に、先ほどご質問ございました、村長、そう思うという答えについてのご質問があったわけですが、当時、村で地域循環型バス、初めて始めてみたんですね。これは、それぞれの今まで定路線バス、そのバスが行かない地域まで回るという形をつくったわけですが、そのときはいろいろなご意見もありました。時間がかかるとか、曜日で毎日利用できないというようなお話もあったわけですが、限られた中で、いかに利便性を上げていくかという中で知恵を絞った形だということでスタートさせていただいたわけですが、実はその中で、この方法でよかったと評価していただいた方もありまして、特に村内の医師、お医者さんであります、おたくは何曜日にバスがあるから、何曜日に、この次に待ちなさいと、そんなような調整をしていただいたり、それから、結構お年寄りの皆さん、村内を走る買い物バスあるいは福祉センターのバスですね、こういったものをそれぞれ曜日ごとに把握しながら、何曜日にどんな用事をするというようなことで、お年寄りの方、結構うまく使い分けていると、そんな声もありまして、そういった発言を申し上げたということでもあります。

それから、先ほどの危険箇所についてのご質問があったわけですが、今、村内で危険箇所、何箇所もあるわけがあります。そうした中で、危険箇所を通ることによって事故等が発生してはいけないということで、非常に危険だと判断したときには、そこを通らない、いわ

ゆる迂回するというようなことも今やっておるわけでありまして、今後もそういった形で、事故の起きないような形でやっていきたいと、そんなふうに思っているわけでありまして。

それから、ぜひこのことはご理解いただきたいわけですが、今、いわゆる100円バスということでやっておるわけでありまして、今、バス運営というのは非常に難しい状況であるということです。財源が幾らでもあればいいわけですが、限られた財源の中で行うには、何が一番ベターかということ、それとあわせて、この地域を担っていただいております公共交通機関、特にタクシーですね。タクシーの存続ということも考慮しながら村営バスの運行ということもしていかなきゃいけないということをぜひともご理解いただきたいと、そう思っております。

今後も安全、そしてまたご利用者の利便性の向上に努めていきたいと、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 先ほどお聞きしたことに今お答えいただいたんですが、もう一つ、今、先ほど幾つかお聞きしたものであれですが、今必要な時期になってきているというふうにお思ひか、まだ先のことなのか、ちょっとその辺についてはどうなんですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、バスをご利用されておられる方、特に高齢者の方でございまして、高齢者の方から直接村のほうへ、特別今の状況が不便だとか、よくないというようなことの見解はまだ頂戴しておりません。一部にはそういった見解もございまして、全体の中では、今の方法でやむを得ないのかなど、こんなこともございまして、それから、さきの検討していただいた結果、地域交通ベストミックス構築事業交通アドバイザー、こういった方のご見解をお聞きしても、この麻績の地域でやっていくには、今の方式のほうがいいだろうと、こんなことを聞いておるわけでありまして。

今後、それぞれのご利用者の見解を聞きながら、改善できるところは改善していきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今回、村営バスについて質問した理由は、要旨2の安全運行に対する認識と対応というような点で、ちょっと私は余りにも不十分というか、足りていないという状況

が続いてきたというふう感じて、そのことから見て、バスの事業の評価や改善見直しへの取り組みも同じ姿勢になりはしないかと、惰性のままになってしまうんじゃないかというふうに思えたからなんです。

いずれにしても、そういうことで、行政の皆さんには、業務多忙のことは十分理解をしますけれども、できる限り問題意識や、そういったものを持っていただいて、後追いにならず、能動的に村民の希望や要望をくみ上げて業務に当たっていただきたいと、このことをしっかり申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。

通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

1番目の地方創生事業でございますが、平成27年度にスタートして、2年を経過しようとしております。

要旨の1点目になりますが、創生事業も村総合戦略に基づき進められていますが、昨年12月に戦略の一つとして追加されました、新たに地方創生拠点整備事業として、日向にあります第二公民館が新たに村の拠点として改築され、さらに、テレワークができる施設として生まれ変わります。この拠点整備事業が地域振興に寄与することが求められるわけですが、この拠点の活用、そしてテレワークと地域のかかわりと目指す拠点としての考え方につきまして答弁をお願いいたします。

2点目でございます。地方創生事業として、26年度村総合戦略が策定され、27年度よりスタートしました。この戦略には23の施策があり、それぞれの施策に重要業務評価指標、いわゆる目標が示されており、この目標に対して、指標に対して進行管理を行い、目標達成していくことになっていますが、この進行管理を行う上で、PDCA、いわゆる計画に沿い、事業実施が図られ、それを評価して改善・改革を行う、このマネジメントを継続的に活用して成果を出す

ことになっているわけですが、現在までの評価方法等についてどのように行われているか答弁をお願いします。

要旨3点目でございます。現在までに地方創生交付事業において、6事業5,800万円の交付金を受けていますが、大きなもので農業研修を軸とした定住促進ステップアップ事業に2,083万円の交付を受けております。この事業に対しての評価について答弁をお願いします。

質問事項の2になります。国民健康保険改革について伺います。

平成30年度より、国保運営の運営主体が市町村から県にかわり、県が運営の中心的な役割を担うことになっていますが、主たる内容とこの制度改革の狙いについて答弁をお願いいたします。

質問事項の3点目でございます。下水道事業について伺います。

世帯数、人口減少もあり、今後も下水道事業運営には厳しいものがあると考えますが、現在の水洗化率、村全体、公共下水、農集排、浄化槽地域の現状と加入促進への取り組みについて答弁をお願いします。

以上、お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、まず私のほうから、地方創生の考え方、そしてまた要旨1について、私のほうから最初に答えさせていただきたいと思います。

麻績村で取り組むべき地方創生についての基本的な考え方をまず述べさせていただきます。

今、国が抱えております人口ビジョン実現に向けた地方創生戦略とはいかがなものかということでございますが、これは大きく4点がございます。

まず1点でございますが、これは地方における安定した雇用をつくり出す。これは仕事と収入を確保していくという、まずこれがひとつあります。

それから2つ目といたしましては、地方への新たな人の流れをつくる。これは人口の関係でございますが、社会増ですね。特に自然増ではなくて、社会増に転換していくという、これが2つ目。

それから3つ目といたしましては、若い世代の結婚・出産・子育て、こういった希望がかなえられる、すなわち自然減への歯止めをしていく。どんどん自然に人口が減っているわけでございますが、これに歯止めをかけていく、これが3つ目の目的であります。

それから4つ目といたしましては、地方に合った地域づくり、安心・安全の地域づくり、このことによって人口減少、このもとであっても、地域の活力が確保できるといったことが、これが4つ目。この4つが大きな戦略となっていくということになるわけでありまして。

これらの実現に向けまして、現在、各種の施策を実施しておるわけでありまして、麻績村では、既に若者定住施策、それから子育て支援、それから教育環境ですね、こういった整備、それから安心・安全の村づくり、それから健康長寿に向けての介護予防あるいは保健事業の充実、それから、さらには都市との交流事業の推進、それから農業再生による新たな仕事をつくっていかうではないか、いわゆる働く場の創出、こういったことを今進めているわけでありまして、今後はさらに安定した雇用の創出、これが大事であるということでありまして。

すなわち仕事と収入をどうやって確保していくかということであるわけでありまして、これがただいま申し上げました地域の産業の活性化、いわゆる地域農業をきちんとしたものにして、そこに従事することによって収入を確保していく。いわゆるこれを始めなきゃいけないということで、一歩踏み出したということでありまして。

それと、さらに企業誘致ということがあるわけなんです、この麻績地域、筑北地域を含めてでございますが、労働力、それから産業集積、いわゆるこういった企業誘致に必要な地域資源力、これが乏しいわけでありまして、そしてまた地価条件ですね、土地の値段ですね。いわゆるこういった条件が不利な地域であるというふうには私は思っているわけでありまして、こういったところでは、先ほど申し上げました地域農業の再生のほかに、新たなワークスタイルによる仕事をつくっていく、いわゆるテレワークというようなことがこれからの時代には合っていくのではないかとございまして、今回、いわゆるテレワークの環境整備を進めていくということであるわけでありまして。

テレワークというのは、ご承知のとおり、地方にいながらにして都市の仕事ができる。それからまた、さらには世界の仕事ができるということになるわけでありまして、都市から地方への人の流れをつくったり、あるいは地方の人を地方にとどめておくと、こういったこともできていくというふうに見ているわけでありまして。

国でも、今後このテレワークということを強く推進していきたいと、国の考え方もございまして。ただし、まだ未知の分野でありまして、どうなるかということはあるわけでありまして、しかし、将来に向けて積極的に進めていきたいということであるわけでありまして。

今後は、拠点となるオフィスのほかに、麻績村の中には空き家がありますとか、あるいは聖高原には別荘の空き家があります。こういったものが使われていくということも期待できるわ

けでありますし、それから若いテレワーカーがこの地に住んでいく。そして、彼らが多くの仕事をつくっていくということになるのではないのかな、そんなことも期待しているわけであります。それから、中にはテレワーカーが自立をして、現地に企業をつくっていく、新しい会社をつくっていくと、こんなことも期待できるわけです。

それから、今後はテレワークの分野であります、いわゆる今考えられている、いそうだという部分は、例えば福祉でありますとか医療、それから教育、それから農業振興、こういったあらゆる分野に広がっていくのではないのかな、こんなことも期待しているわけであります。

こうしたことで、テレワーク、今回第二公民館をそのような拠点にしていくということで進めているわけでありますが、第二公民館だけではなくて、村全体がそういった形になっていくということを狙っているわけであります。

以降につきましては、関係課長から順次答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、補足説明をさせていただきます。

総合戦略におきましては、第6次振興計画に目標値を設定して、「明るい未来へつながる元気な麻績村」実現に向けて、各課で事業を実施しております。

ご質問の内容において、交付金を受けて実施してきた事業につきまして、K P Iの評価とP D C Aの取り組み状況について答弁をさせていただきます。

なお、要旨2、要旨3につきましては関連していますので、あわせて答弁させていただきます。

平成26年度繰越予算から交付金事業が始まり、実質平成27年度に実施してまいりました。プレミアム商品券の発行事業、地域資源を活用した観光振興事業、総合戦略・人口ビジョン策定事業、平成27年度予算におきましては、子ども・子育て支援事業が実施されました。

以上の事業につきましては、戦略を進めるための国の示したメニューから、村として期間内にできる事業を選択しまして実施してまいりました。ですので、このK P I目標値を設定をせずに実施をしてきております。

それから次に、平成27年10月までに総合戦略を策定した自治体のみが認められました上乗せ交付金事業が採択されております。旅籠「花屋」の改修と調査、学舎、石積み堰堤のパンフレット等作成して実施してまいりました。

上乘せ交付金事業におきましては、国が地方創生事業に期待する「人の流れをつくる」、これをテーマにし、目標値を花屋の来場者数としてイベント等を開催しながら、人の流れをつくる計画を行いまして、平成31年度までに来場者数を300人と目標値を設定して事業を採択を受けたわけでございます。

改修後行った一般公開では、村内外を含めまして約180の方が見えております。また、夏の夜を灯籠の明かりでともした「麻績宿あかりものがたり」を開催をし、約100人の来場を見ることができました。街道お宝展では、学舎で小・中学生の発表、記念講演を開催し、花屋、それから中橋本陣、大和屋を開放し、約130の方が訪れていただき、イベント等開催してまいったところでございます。また、何よりも村の歴史財産の保護ができたことが、評価をしているところでございます。

次に、農業研修を軸とした定住促進ステップアップ事業とは、平成27年度繰越予算において、本年度事業を実施しておるところでございます。実施している加速化交付金事業の当村としての取り組み事業の名前でございます。

農業を希望する協力隊を、移住から定住に結びつけるための計画として事業の採択を受けたわけでございます。

目標は農業研修生、平成31年度までに3人を目標にやったところでございます。現在、5名の協力隊を採用して実施をしております。移住者数、平成27年10月当初、作った当初は60人というところで目標値を立てたんですが、平成28年6月改定において、人数が多かったために、90名と目標値をまた改めて、今現在進めております。この要因につきましては、若者定住促進住宅の成果と見ております。

新規就農者数、31年度までに3人というようなことで目標値を立ててございます。平成27年度中において、協力隊を経て新規就農した者が1名、1家族ございます。現在の状況につきましては、振興課農政係が窓口ですので、振興課長のほうから答弁をさせます。

農業支援組織の立ち上げでございます。平成31年度までに1団体を設立するという目標で設定をいたしました。平成28年4月に、「NPO法人おみごと」を設立させて進めてきております。平成28年度事業結果につきましては、年度整理ができ次第、議員の皆様にご報告をし、戦略会議にも報告をして、この事業について評価等ご意見を頂戴していく予定でございます。

2月3日に採択されました拠点整備事業につきましては、平成28年12月、拠点整備事業導入のために、テレワーク事業参加企業数を新たに加え、31年までには2企業、34年までは4企業という新たな目標値を設定して、事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから、先ほどの地方創生交付金事業に係ります農業研修の関係の定住促進について補足説明をさせていただきます。

現在、「NPO法人おみごと」で研修をしていました協力隊員1名と、それからもとの協力隊員1名、合計2名でございますけれども、来年度、平成29年度に農業次世代人材投資事業、平成28年度の事業でいきますと、青年就農の給付金事業でございますけれども、これを活用して、麻績村で就農をしたいということで、そういった希望と、それから相談を受けておりまして、今、振興課のほうで相談の具体的な内容等を検討する中で今対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから2番目の質問事項であります国民健康保険について申し上げます。

平成30年度行われます国保改革の主たる内容と狙いはということでございますが、まず狙いですが、国民皆保険制度の基盤であります国民健康保険の安定化を図るということに尽きます。

国保につきましては、市町村の責務ではありません、構造的な課題が3つございます。1つは、高齢層の割合が高く医療費水準が高いということ。2つ目には、低所得者が多く保険料負担が思い、いわゆる収納率の低下につながるということ。3つ目は、小規模保険者の存在でございます。いわゆる市町村格差が大きいということでございます。長野県で3,000人未満の保険者ですが、58町村中43でございます。

これにつきまして、課題への対応として、財政支援の拡充と低所得者層への保険料軽減措置の拡充というのが既に行われているわけですが、この後、都道府県単位の財政運営というのが始まってまいります。都道府県が平成30年度から、市町村とともに共同運営をするということですが、一応適切な役割分担ということで、都道府県が行いますのは、財政運営の責任主体であるということでございます。これはどのようなことをするかといいますと、保険給付費総額の見込みを立てて、納付金の決定を行います。この納付金を、各町村に割り当てまして、徴収も県が行います。最後に給付費の交付等という、大変雑駁に言えばそういうことでございます。

市町村はどういうことをするのかといいますと、住民に身近な財政の運営でございます。県のほうから参りました納付金の決定を受けまして、それを今度麻績村でいうならば、保険税のほうの、それを割り返して保険税といたしまして、賦課の徴収決定をいたしまして徴収をいたします。あと資格管理でありますとか、一般的な保険給付事業であるとか、保健事業等につきましては、身近な存在であります市町村が行うということになっております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、下水道の関係でございます。

水洗化率の現状と加入推進についてでございます。

平成28年、今現在の設置戸数でございますけれども、公共下水道につきましては、水洗化率が83.7%、それから農集排につきましては83.3%、合併浄化槽については95%の水洗化率となっております。

ちなみに、平成25年の合計でございますけれども、平成25年につきましては83.8%、それから平成26年が84.3、平成27年が84.9、平成28年が85.2ということでございまして、年々少しずつではございますけれども、水洗化率は進んでいるかと思えます。

未水洗化数でございますが、下水につきましては、公共下水が156、それから農集が12、合併浄化槽が8ということで、今現在把握しておりますのが総数で176でございます。

その未水洗化の理由でございますけれども、高齢世帯で、その後入居する者がいないんじゃないかという、村の分析でございますけれども、そういった世帯が36、それから公共下水の升を設置はしてあるんですが、最終的には個人で合併浄化槽にしたというところが16ございます。それから、村外者、それから長期の借家ですね。そういった部分で88。それ以外、家庭的な事情等のところが36ということで、これから水洗化が進むことができるという部分でいきますと、個人の家庭的な事情のところの改善等をやっていただいても、あと数%、二、三%ぐらいの増かなというふうに思っております。

下水道事業の統計でございますけれども、これは人口で計算されていますので、今までの数字と戸数で出した数字とは違いますけれども、今、村の現状としましては、県それから全国平均に比べましても、水洗化率は上回っているということでございます。それぞれの事情があつて水洗化がされていないというご家庭を除きますと、それ以外でいきますと、ほぼ100に近い数字ではないかなというふうに思っております。

ただ、まだ水洗化をしていない176戸ございますので、今後の水洗化率の向上に向けて努力はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） いろいろ答弁いただきました。

それでは、再質問させていただきますが、最初に、地方創生関係の1番目の拠点整備につきまして、第二公民館、新たな拠点ということですね、村の拠点ということになるわけですので、拠点としてどんな活用をしていくかというふうな具体的な構想を持っておりましたら、答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今、日向地区のほうにおきましては、シェーンガルテン等整備がされて、農業、農村の景観を美しいところに人が訪れていただくというようなことで、観光的にも地域を一体化の整備を進めてきたところでございます。これから農業の振興等、その地域において働く新しい若い世代の働き場を確保するというような観点から、さらに地域が若い世代が定住してくるというような期待を持ちながら、拠点というような整備を図ってきたいというふうに考えております。

また、第二公民館は、今後あの地域にとっての防災等重要な施設でございますので、そんな村民、今住んでいる村民の観点からも大切な拠点の施設という思いでいるところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ぜひ若い世代の拠点としてできるように、努力いただきたいです。相当の努力が必要だろうというふうに思います。

それでは、テレワークについて、先ほど村長から説明いただきまして、大きな期待を持っているということも十分理解できました。

所管の総務省でも、地方創生の課題においての人口の問題なり、仕事、地域づくりに非常に影響があると力を入れているということも十分承知しております。いろいろ調べますと、実証事業ということで、全国に12カ所選定しておるようでございますけれども、県内には松本市、塩尻市、富士見町と、こういうことで、官民で取り組みをしておると、こういうことでございまして、そういう中でも、課題も提起しているというのが実態でございまして、テレワークを

導入している企業というものは、全体の企業の1割ぐらいしかない、こういうことでございまして、そして、導入している企業は大手企業でも資本金50億以上の企業が50%、中小企業に至っては2.5%だと、こういうことでございます。

このような状況下の中で、今回テレワークを設置していきたいと、考え方はわかっておりますけれども、企業との接点なり、そういうものがあつたかどうかということと、ゼロからのスタートということになりますと、その見通しについてどのような考え方を持っているか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まさにおっしゃるとおり、未知の世界であるわけです。そういった中で、今おっしゃられたとおり、テレワークを導入している企業というのは、やはり今おっしゃられたような企業なんですね。

そういった中で、どんな業者、業種もいろいろあるわけでありまして、今はどちらかということと研究開発、設計、要はシステム設計とか、企画サービス、いわゆるこの辺が集中であるわけですが、今後は狙っていききたいのは、福祉でありますとか、障害者雇用とか、そういった観点からこういったものを活用していきたいなど、そんな思いもあるわけです。

今おっしゃられたような日本を代表するような一部上場の大企業と直接ということは、非常に難しいと思いますし、また、こちらとしても、受け入れられる能力も多分施設的には非常に難しいということでもありますから、そういったことのない、細かい、いわゆるすき間を狙っていくと、そんなこともしていきたいなど、こんなふうに思っているわけでもあります。

それと、先ほど拠点という話を申し上げたわけなんですけど、あくまでも今狙っているのは、第二公民館は拠点となるわけではありますが、村内にはテレワークオフィスとして適する場所というのは、全村域なんですね。今麻績村は全村光ファイバーが網羅されておりますし、もう既に聖高原の別荘内でテレワークというようなことで仕事をされている方もあるわけでもありますので、実はこういった広がりをも村内にしていきたいといったことでもあります。

ということになりますと、大きな会社に直接かかわる仕事ではなく、それぞれ個人の方が村内で仕事ができるということもできていくということでもありますので、そんなことを狙っていききたいということでございます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 新しい分野ということですので、これからかなり力を入れていかないと、それぞれのテレワークの事業が進まないというふうに思いますので、そこで、今回、このテレワークにつきましては、大規模ではないにしても、人材誘致といいますか、企業誘致に匹敵する内容ではないかと、このように考えるわけで、企業誘致ということになりますと、それなりに優遇策というものをとっていかなきゃいけない場面が相当出てくるのではないかとこのように考えるわけで、そこら辺まで、現状の中で考えているかどうかお願いしたいと思えます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 当然そういったこととセットで始めていかなきゃいけないと思っています。特に、ことしの夏あるいは秋ごろから新たな募集といいますか、そういうことを始めるに当たっても、こちらに来られても住宅はありますよとか、それから、税制の優遇とか、そういったことも出していかなきゃいけないだろうと、そんなことも今考えて検討をしているわけがあります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） これから麻績村に移住してもらおうというところも大きなこの事業の柱になってくると思いますが、そこで、移住という面で若干考えてみますと、来る人はどういうことを思っているかというようなどころを見ますと、仕事の面ですね。交通の便、医療、教育施設の面、子育て環境、先ほども答弁はいただいております。現実、移住するとなると、そこら辺がどうも障害になってくると、こういうことで、そうしますと、村としても環境整備というものが必要になってくるということでございますし、一つ、村がテレワークの拠点になるという意味では、かなり力を入れていかなきゃいけないだろうというふうに思いますが、そんな面で、村民からも、外部から来る人も、そういう面での充実というものはかなり必要性が出てくるだろうと思えますが、そこら辺の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思えます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおりでありまして、いわゆるテレワーカーに来ていただくには、こういった施設があるだけではだめなんですね。地域のイメージといいますか、魅力ある地域、先ほどの村づくり推進課長が申し上げたように、景観がいいとか、いろいろな条件が出てくると思います。特に若い人たちにとりましては、子育て環境がどうか、教育はどうだと、いわゆるそういったいろいろなことが絡んでくるわけでありまして、安心・安全、そして

て魅力ある村、こういったものもあわせて村づくりを進めていかなきゃいけないと、こう思っております。そういった中で、こういったものが軌道に乗っていただろうと、そんなように思っております。

それと合せまして、例えばこのテレワークを活用して、いわゆる農業を都市と結びつけるというようなことも可能でありますし、先ほど申し上げました地域産業として、新しい方向の農業を考えていく上でも活用できていくのではないだろうか、そんなふうに思っているわけであります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 次の再質問に入りますが、要旨2の総合戦略における評価なり検証についてございまして、先ほど説明いただきました事業についての評価については、理解をいたしました。

前段ちょっと言いましたとおり、23ですか、多くの事業を実施しておるわけですね。そこには毎年年度終了時に検証して、場合によっては外部有識者も含めて検証していきたい、評価をしていきたいと、こんな内容になっておりまして、最終的には恐らく村長の検証を受けていると思いますが、前段ですね、そうなりますと、それぞれの課で担当者レベル、それから課長、その次の段階は村長の検証ということで、さらに見直しをしてよりよいものを目指すと、こういうことだと思いますが、そこら辺の評価はできているかどうかというところを聞きたかったわけですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 各担当ごと、全て戦略等の中での進め方につきまして、年度ごとの実績等を全てそこに記載をして、この動きになっているということがまず担当がわかるようにしていただいております。

そして、最終的には議員の皆様へ報告をした資料に基づいて、総合戦略の審議会等、それは外部等の見識者の方々を含めた中に報告をしまして、ご意見をいただいて検証をしているところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そうすると、課でやっているということですが、そのやり方は評価シートを使って、文書化しているというこの理解でよろしいですか。答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） やっている内容につきましては、各課でその対応につきましてちょっと違ってまいりますので、全てがこの検証チェックリストというわけにはいかないかなというふうに思っておりますが、全て各担当で、そういった数値につきましては、把握できるようにしながら検証しております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） より実効性の高いものにしていく上にも、一つの評価シートを使って、毎年それを検証しながら、また何が必要か改善が必要かというところで積み重ねていくということが、本来のPCDAになるのではないかというふうに思いますが、検証の仕方は従来と変わらない方向でこれからも進めますか。それとも、評価シートを今後使う気持ちはありませんか。答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） この評価につきましては、全て数値で動いておりますので、各課におきましても、どうしても数値は把握するべきものですので、その中で把握をして検討をして、そして新年度予算のほうにも展開できるように検討をしております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） わかりました。しっかり評価なり、検証を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、地方創生事業の3点目の農業研修を軸とした定住促進ステップアップ事業について質問いたしますが、ここでの主たる目的をちょっとまとめてみますと、1つには移住促進対策、1つには農業振興施策、NPO法人へ任せている感はあるわけですが、3点目には定住に向けたコーディネート施策と、この3点になるだろうと。先ほどそれぞれ説明は受けておりますけれども、昨年、私が質問した段階において、主たる、そこで取り組んでいただいております、村として研修を出しております地域おこし協力隊の皆さんについては、非常に前向きに事業に取り組んでいただいていると、こんな報告をいただいたわけですが、私が少し聞く中では、協力隊の中でも、1年で契約終了とか、2年で契約の終了と、こんな話も聞いておまして、その皆さんがこちらへ定住しているという面も先ほど報告いただきました。

そこで、この事業で、ここへ例えば農業の担い手として定住するとか、または農業以外でもいいとは思いますが、そういうものについての評価の中で、厳しさというものが非常にあ

るのではないかというふうに思いますが、そこら辺できるだけ地域に定住してもらうためにどのような農業研修を進めていったらいいかというような検証の中で、新たな施策というものは出ていませんか。そこら辺、ありましたら答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今、おっしゃられた分野でございますけれども、今、その研修を受けている協力隊、いわゆる農業に携わる者についてなんです、ただ、農業をやっているという分野だけではなくて、実は県のほうからも今心配を受けておりまして、専門職に定期的に来ていただきながら、その講習会あるいは相談会等を開催をして、いろいろな農業についての指導をしているところでございます。

また、一番地元としまして、JAのほうも非常に協力をしていただいております。JAの組合長、そしてこの支所長、営農センター長の皆さんは本当に心配してくれておりまして、独自で相談会、いわゆるJAでもこういった事業をやっているんだというようなこと、それから指導についても、こうやってやっていますというようなことで、特別にその研修生に向けて指導、講習会を開くというようなことも開催をしながら、今現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それぞれ県なり、JAなり、連携をとりながら、ぜひ現状の農業については、実態は十分承知しているつもりでございますので、そういう中で、農業経営を目指すということになりますと、一定の収入、収益がないとそこまで結びつかないかと思いますが、ぜひそういう面での力を注いで指導していただく中で、定住者を1人でもふやしていただければと、このように思っております。

それでは、国保会計につきまして質問させていただきます。

先ほど質問いただいた内容につきましては理解できました。

そこで、安定的な財政運営がある程度主力になってきますし、将来においては、保険料の平準化ということも狙いにあるだろうと、このように思っております。説明にありましたとおり、当面、この制度に移行した段階で、村の責任としては、県から示された納付金を納めることだと、このように理解します。その納付金は、被保険者からの保険料、それで公費負担があるかどうかと思いますが、それで賄われているだろうというふうに思います。

この保険料の決定につきましては、県から示された標準保険料を参考にして村で決めると、こういうことですが、そこで、県が村に納付額を決定する上には、国なり、県なりが公費負担をしてくると思いますが、そこら辺が従来以上に、現状以上に増額される見通し、先ほど若干話がありましたけれども、そういう中で、被保険者の国保に対する多くの希望は、保険料が抑えられないかと、この希望が一番多いわけですので、今回、この広域化になるにつけて、保険料へ与える影響というものはどのように考えているか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今ご質問がありました納付金についてですが、今おっしゃられましたように、市町村間のほうで公平な負担を保つためにということで県が算定をしてくるわけですが、一応その算定の基準としては、3つの指標によって納付金の配分をいたします。

それは1つは、被保険者数に応じた案分、もう一つは、所得水準に応じた案分、要するに所得水準が高い市町村のほうが多くなります。あと3つ目、医療費水準の反映、医療費が高い市町村が多くですので、後期高齢の医療費と一番違うところは、後期高齢者医療の場合には、全県下同じ率であります。今回に関しましては、国保については各市町村ごとに賦課の状況、つまり納付金の算定が全て違います。県はその市町村ごとの納付金を決めるわけですが、それを参考に市町村のほうでは、それぞれの賦課決定を行ってまいります。

実は、平成28年度から既に納付金の算定については、いわゆる試算が始まっております。現在、その試算がどのような方向で行われているかというか、試算のほうから見た納付金の状況なんですか、平成28年度、いわゆる2回納付金の試算を実施いたしました。ただ、まだ全ての情報がそろっておりませんので概略しかわかりませんが、その内容を見る限りでは、やはり、きちんと評価されるところが評価されている。では、麻績村はどこが一番課題かというところ、やはり、医療費が高いところが課題でございます。国保の現在の税額の調定と、さほど変わらないのではないかとこのように考えております。

いわゆる平成29年度中に、さらに試算というのが、精度の高い試算が繰り返される予定でございますので、これを見なくてはわからないのですが、やはり、それぞれの町村の一覧表等を確認させていただきましても、県のほうで現在のところ、一定の試算を見る限りにおいては、いわゆる医療費の高いところ、それから所得の高いところ、それらにつきましては、やはりきちんとそういうふうに試算はされているという印象でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 余り変わらないということで、非常に残念でございますけれども、そこで、医療水準の高いということも実態がそういうことでございますのであれですが、全国の国保会計を見ますと、被保険者の保険料負担をある程度負担緩和をしたいというような考え方がありまして、それ相当に保険料を抑えて設定しながら、国保の会計が赤字になったときには、行政で、いわゆる行政施策として法定外繰り入れをしていくと、こんなところが長野県下でも約44市町村ですか、全国に至っては、年間三千数百億円の財政投入をされていると、こういう内容でございます。

前段の話のとおり、最終的に村が保険料を決めていくと、こういうことでございますので、村としての考え方が、保険料に対する考え方が一部そういう面で、被保険者の負担緩和ということで今後対応ができないかどうかという、次年度から、30年度から始まりますので、本年度、かなり村としても審議会で検討する材料だと思っておりますが、もし、そこら辺の考え方が現時点でありましたら、お聞きしたいというように思いますが。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今おっしゃられたのも一理あると思うんですが、国保の県単位で一元化されるときに、現在の今の法定外繰り入れというのが大変課題になっております。基本的には、今の国民健康保険、それぞれ介護保険もそうですが、保険の運営というのは、いわゆる加入している保険者と公費からのみ運営するのが大前提であるというのが国の考え方でございます。今後、医療費の増加や保険料の収納不足などの財源不足につきましては、一般的には法定外繰り入れを認めないという方向でございます。

では、どのようにしていくかといいますと、都道府県の財政安定化基金を設置し、貸し付け交付により対応するということでございます。ですので、現在の介護保険のような実施の仕方、介護保険の場合は、収入が不足になりますと、県の基金を一時的にお借りをしましてそれを介護保険事業計画のある3年間の間に返済をするというふうな方法をとっております。これに近いものになるのではないかというふうに思っています。

ただ、やはり現在の議員さんのご心配もごもっともなことで、私どものほうでも、例えば今の医療引き水準によって、毎年極端に上がったたり下がったりするというのは大変まずいことであるという認識は持っております。ですので、現在の段階で、これを防衛策といたしまして、なるべく今の現在の国保の支払い準備基金の額については積み増しをしておいて、この中での調整はさせていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 私が国の制度等を見る範囲では、最終的に村が保険料を幾らにするかという決めた残りについては、行政負担に公費負担だというふうに理解をしましたので、それがそういうふうにはいかないかどうかはちょっと私もわかりませんが、要望として、ぜひ被保険者の負担緩和について努力いただくように要望だけしておきます。

それでは、最後の下水道事業につきましては、先ほど実態につきまして細かく報告をいただいておりますし、水洗化率も非常に類似自治体と比較しても高く推移しておるということで、あと残りわずかの世帯だと、いろいろな事情もあるということですが、特に浄化槽の設置につきましては、予算計上もしてあるということもありますので、ぜひ実現に向けて推進を図っていただければいいのではないかと、このように考えます。

以上、質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は11時ちょうどとします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

---

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

[6番 峰田 昶君 登壇]

○6番（峰田 昶君） 6番、峰田でございます。

私の質問は、麻績村が直面している人口問題と村の産業である農業に関する支援について、合せて今日は3月11日ですので、防災関係についてお聞きいたします。

さきの報道で、地方創生の柱であります人口ビジョンについて、ほとんど各町村でつくってあるんですけども、それを知らないという方が大部分ということ、このまま市町村の人口が推移していくと、日本中では896の自治体がなくなってしまうという報道がされましたけれども、そのことすらも忘れて薄れてきている。

そこで、麻績村の平成27年10月に作成しました人口ビジョンについて、現在の状況と今後の取り組みについてお聞きいたします。

次に、産業振興についてです。

村の産業といっても、新たに企業を誘致することはそう簡単ではございません。そうなるのと、主要産業である農業についての支援についてお聞きします。

農業は米の直接支払交付金が27年に半分になりまして、この29年度で全て終わり、自由化される形になると思います。いろいろな施策が出されていますが、農協改革、それからほかいろいろありますけれども、農業支援についてお聞きいたします。

質問内容につきましては、通告のとおりでございますので、一問一答方式で自席でお願いしたいと思います。

では、1番でございますけれども、麻績村人口ビジョンの現状についてでございます。

KPIという話がありましたけれども、一番重要な事業成果達成指標であります、なくならないようにするためには、村が存続していくためには、一億総活躍社会というような話もありますけれども、長野県内の将来人口にシミュレーションで、麻績村はちょっと特殊な結果が出ておまして、社会増減の影響は1で小さくて、自然増減が本当に大きく4ランクという形になっています。

そこで、普通にこの数値を見るならば、影響の大きい自然増減をいかに小さくするかが対策だと思いますけれども、そんな簡単なわけにはいきません。

そこで、若者住宅を初め、施策、いろいろやっていますけれども、これから村をどのようにするかについて、現状について、村長のお考えをお聞きし、具体的事項であります自然増減について、どんな考え方を持っておられるかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず最初に、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

麻績村の人口ビジョンでございますが、おっしゃるとおり、人口減少の一途をたどっているということでございます。

そうした中で、今、麻績村は若者定住施策や子育て支援、また教育環境の充実、そしてまた安心・安全の村づくり、それから健康長寿に向けての介護予防あるいは保健事業の充実、さらには都市との交流事業の推進、農業再生による仕事の創出、これらによって、人口ビジョン実現に向けた各種施策を力を置いて進めているということでございます。

わかりやすく言いますと、健康で長生きをしていただく、そして子供をたくさん産んでいただき、しっかりと育てていただく。そしてまた、地域の魅力を高め、多くの人にこの地に来て住んでいただく。いわゆるこうした施策を今後も充実していかなきゃいけないと、こう思っているわけであります。

ただいまご指摘のように、自然増ですね。これは非常に難しいことであるわけでございますが、できるだけ自然減を抑えていくというようなことをしていかなきゃならないし、それから、社会増につきましては、これは施策によってさらに社会増を図る、こういったことも進めていかなきゃならないと、こう思っているわけです。

ちょっと私のほうで紹介をさせていただきたいと思うんですが、後ほど村づくり推進課長のほうからも細かい話があるかと思うんですが、実は最近、こんな資料が出てまいりました。いわゆる国勢調査と今、国が将来人口が何人になっていくという予測がされているわけですね。いわゆるこういった予測を使っているわけですが、その予測と実際の人口の数と税がどうだということを調査した結果、予測よりも実際にふえている、社会増がふえているというのが、長野県下で9市町村あるということのようです。それで、そのふえる率ですね、ふえる率は、麻績村は上から4番目ということとこととであります。こういった資料が来たわけですが、ですから、こういった社会増については、いわゆる施策によってやっつけられるんだということが立証できているのではないのかな、こう思っています。ですから、いわゆるこういった社会増、これに向けた施策、今後も続けてまいりますし、それから先ほど申し上げたように、いろいろな活動をしながら、自然減も、減るのを抑えていきたい、こんなことでございます。

詳細につきましては、関係する課長からお答えさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、人口ビジョンの自然増を図る施策ということで、住民課側のほうからの説明を私のほうから申し上げたいと思います。

麻績村の総合戦略の人口ビジョンでは、2060年に合計特殊出生率を1.78を目指しております。現在の麻績村の出生率でございますが、平成20年から24年の間に計算されたものが1.46ということで、目標よりは大幅低い数値であるというふうに思っています。

ただ、平成24年度以降についての出生数及び現況の子供の数なんですが、平成24年につきましては、出生数12、あと現況が19、25年につきましては、出生9の現況12、26年度につきましては13の16、27年につきましては14の17、28年につきましては、現在の段階ですけれども、出生が13で見込みとしては14になる予定でございます。28年につきましては、ちょっとまだ確定されたものではございません。

近年で最も出生数の少なかった平成22から23年度に比べて、出生数が非常に多くなっておりますし、もう一つは、子供の定住率といいますか、定着率といったほうがいいのか、それが上がっているのが一応特徴でございます。従来、一時的には出生が5名以下になって大騒ぎをした時期もありますけれども、現在の現況を見ると、最低でも10名、2桁をクリアしているという状態でございます。

これにつきましては、平成23年度から天王地区に若者定住促進住宅を建設したのを初め、各種子育て支援の成果が着実に実を結びつつあるというふうに思っております。

現在、村としましては、産むことも大事だと思いますが、その後の現況がいかに定着をするかということを支援していくことが、住民課側では大変大切なことだというふうに考えております。

平成29年度からは、福祉医療費による医療費支援を一応18歳まで引き上げる、これが大変大きな目玉でございまして、ほかの事業につきましても、麻績村子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後も充実した子育て支援を行うことにより、子育て世代の定住を図ってまいりたいというふうに思っています。特に、いわゆる出産祝い金や子育て支援金、それから養育支援のための訪問とか、不妊治療といったような金銭を伴うものもあるわけでございますが、それ以外に、いわゆる子育ての悩み等を十分に対応させていただけるように、母子保健対応の保健師を中心に、ソフト面での充実を図って、子育て世代の定住をより一層確かなものにしたというふうに考えています。

もう一つは、先ほど村長が申しあげましたように、死なないための施策といいますか、健康増進のための施策、いわゆる人口増のためには、高齢者が健康で生きがいを持って長生きをしていただくということは、大変に大切なことだというふうに思っています。

そのために、一応基本に戻りまして、まず健康増進、従来、健康フェスティバルとか、村の一日検査室など、啓発をかねてイベント活動の事業展開をしてみましたが、イベント型だと、健康に関心のない方へのアプローチが大変難しいというのが、実施をした村側の考え方でございます。

平成29年度からは、きちんと健診と位置づけた事業展開を実施いたします。科学的根拠のある検査を、国保特定健診の休日健診日に実施いたします。また、同日、その休日ががん検診も実施するということによりまして、いわゆる休日一気に健診を受けられるような体制をとってまいりたいというふうに思っています。

いずれにしても、健康であることが長生きをするにしろ、何にしろ第一でございますので、各種検診を充実させ、早期発見、早期支援につなげてまいりたいというふうに考えております。

もう一つ、シニア世代には体力を低下させない生活習慣病の重症化を防ぐといった生活の指導も大変大切なことだと思いますので、そこら辺につきましても、保健師のほうから細かな指導を継続させていただく予定であります。

さらに、筑北地域に関しましては、医療機関等との連携が極めて重要なために、医療介護連携や、それから生活支援協議体などを通じて有効な取り組みを継続して行っていく予定です。

なお、医療機関との計画的な協力につきましては、平成27年度までは医師との共同の会議も年1回でしたが、28年度から、医療面だけで年2回、それにあわせて、介護保険との連携のための会議も年に数度開くようになっておりますので、さらに一層、この筑北地域の医療介護連携については進むものと考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ご質問の中に社会増についてというご質問も要旨の中でございますので、そちらのほうは今でよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

自然増の、まず最初お聞きしました。

自然減が、はっきり言うと4ランク、余り表が難しいものですから、新聞には報道されましてけれども、麻績村が特異なところがありまして、長野県のシミュレーション結果の表で見ますと、麻績村だけ1つ残ってございました。ただ、結果としまして、先ほど村長の答弁にありま

した町村の中で4番目に減少率が少なくなっておる、これは総体でございますけれども、これははっきり申し上げまして、若者定住や、いろいろ含めたこれが功を奏しているというふうに考えております。ただ、この数字は平成22年度2,970が基準でありまして、2060年の数字が1,700台に目標としてしようというのが人口シミュレーションの一番の基本的な数字なんですけれども、それ以上に麻績村は現在、それなりの対策をしていますので、よくなっているというのが現実であります。

なぜかという、自然減を、先ほど住民課長から発表していただきましたけれども、相当数補ってもらっている、若者定住からそれを補ってもらっている部分があるということだと思われなわけです。

そんなことから、実は28年度で若者定住策として、住居についての、今までの大きな問題としての事業が終わる部分があったものですから、その後の政策をどのようにするかという部分についても、後でお聞きしたいと思っております。

続いて、今、村づくり課長から社会増を図る部分についてお話がありましたけれども、社会増に入る前に、もう一つ、自然減の中で、若い人が生まれてくるのはいいんですけれども、年寄りが増える一つの原因として、長野県は全国ではがんが一番なんですけれども、長野県は全国とちょっと違った平均的な数字があるんです。がんでの死亡率は全国平均よりも長野県は低いんですね。脳卒中の死亡率が全国平均より高い。こんな事象が麻績村にそのまま適用になるかどうか、ちょっとお聞きしたかったですけれども。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 少し古い統計になりますが、平成20年から26年の死亡の状況を麻績村でまとめたものがございます。麻績村で一番多いのは老衰です。これは、全体の23%、先ほどおっしゃられた悪性新生物、いわゆるがんですね。これについては47、いわゆる2割程度ですので、確におっしゃられるとおりの比較的低いです。脳血管疾患につきましては、麻績村はさらに現在のところ低くて、いわゆる3%程度です。これにつきまして、麻績村はサンプル数が少ないものですから、22年から26年までの特異的なものかもしれませんが、一般的には老衰が多いというのが私どものほうの認識です。

ただ、麻績村の自然減の一つの特徴として、どうしても外せないものが一つあります。これだけは防ぎようがないというふうに思っていたきたいわけですが、ここには特別養護老人ホームサンライフおみがございます。このサンライフおみにつきましては、いわゆる私どものほうで、例えば健康指導をすとか、そういう範疇ではないと思いますので、この部分の自然減

につきましては、大変申しわけありませんが、どうしても麻績村にあって、いわゆる村民としてなっていられざる方々のものでありますので、この分については若干死亡率が上がるのはやむを得ないというふうにご理解いただければありがたいかと思えます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 私自身も非常に脳卒中ほかのこういう死亡が多いということ踏まえた上で、減塩運動やいろいろ踏まえて、非常に教育を受けた実績もありますし、みそ汁の味や、いろいろ含めてそれなりに定着してきている、その結果かなと思えますけれども、ぜひこういう部分につきましては、一つたがが外れますと、そちらへいってしまいますので、全体的な流れがあるとすれば、ぜひこれからも続けていただければありがたいと思えます。

次に、社会増を図る施策についてですけれども、若者定住住宅に入居したその人たちがそれなりの一定期間を過ぎた後、ぜひ定住してもらったり、いろいろする部分が必要でありますし、それから、若者定住住宅につきましても、一応の区切りになるかと思えますけれども、期間が終了後の定住と、それから今は満杯になっているようでございますけれども、その後の若者定住政策について、社会増も含めてご質問します。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 総体的な社会増の状態につきまして、私のほうから報告をさせていただきます。

平成27年度国勢調査で県内において、いわゆる社人研と言われていますが、国立社会保障・人口問題研究所の出した推計により多かった市町村ということで、村長のほうから9市町村あるというお話でございます。この内容でございますけれども、麻績村におきまして、平成17年度の国勢調査では、3,200余名であります。平成27年度の国勢調査においては2,788人、人口的には減になってきておりまして、13%、これは総体的にも人口が減るということで、これは仕方ないことでございます。

社人研のほうで、いわゆる人口が減っていくのを推計を立てた数字としまして、これは表には出ていないんですが、2,732名という推計の中でシミュレーションが組まれております。これと27年度を比較してみますと、56人が多く、そして総体的に2%の増というような状態でございます。

これは県のほうから照会等ございまして、今回の質問のほうに間に合った次第でございますけれども、この内容、何と言いましても平成23年度から続けてまいりました若者定住促進住

宅、もうこれは峰田議員さんのおっしゃるとおり、この施策の結果でこのような結果が出ているというところでもあります。

今後とも住宅施策については、新年度予算でご提案をさせていただいておりますし、また、テレワーク推進をしていく中でも、最終的には移住を狙った事業でございます。また、「おみごと」で連携をしている農業後継者の育成、そして農業体験等による都市との交流につきましても、麻績村への移住のPRとしてつながってまいります。昨年に引き続きこのような事業を実施していくということで、今協議しておりますので、どうぞご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 今の若者定住住宅の話が出ております。若者定住住宅、天王、それから本町に、現在37棟建設して、全て入居ということになっております。

今、村づくり課長のほうからも話ございましたように、新年度予算におきまして、新たに若者定住住宅を建設をし、そして、さらに需要があるということで、新たな建設予定地を造成し、今後の若者定住に向けた、そういった移住に向けた事業の取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、今住んでいただいている方々の今後の、さらにその先の定住という部分でございますけれども、この後の話については、現在未定ではございますけれども、話の中には、ある程度一定の期間が済んだら、その後買い取りというようなことができないかというような、そういった住宅の要望もございますし、それから、新たに菜園付きの住宅というような要望も現在いただいているところでございます。

いずれにしましても、未定ではございますけれども、そういった部分については、今後検討を図っていく必要があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 私自身も、実は麻績に生まれまして、それから離れて、それから戻ってきたUターンなんですけれども、そのときに、麻績は非常に交通やいろいろな便でいいところだというふうに私自身、だから戻ってきたんですけれども、そう思っております。ぜひその有意さを使いながら、なお定住を多くするような、そういう施策をお願いしまして、あわせて、この間発表されました日本老年学会や日本老年医学学会では、高齢者は75歳までの人は準高齢

者にして、それから上の人たちが、75歳を超えた人が高齢者で、それから90歳を超えると超高齢者というか、そんなふうな形に呼び名を変えたらどうかというようなお話もありますとお  
り、介護保険や健康保険もいろいろ含めた中での動きというふうに余り勘ぐってもいけないか  
なとも思いますけれども、ぜひ健康な高齢者をふやす施策はこれからも進めていただいて、安  
全・安心に老後を、基盤整備をお願いしまして、1番の質問は終わります。

続いてですが、2番の産業振興策についてでございます。

産業振興策についてお聞きしますけれども、新しい企業を誘致する、テレワークも大変大切  
でございますし、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、それよりもまず村の産業の主  
たるものであります農業振興についてお聞きしたいと思っております。

新農政時代なんて言われておりますし、農業委員制度も変わりました。農協改革、全農改革  
も始まっています。そこで、地方創生の動きとして、中山間地の活性化を目指して6次産業化  
を含める、中山間地農業ルネッサンス事業もあります。そんなようなことで、農業活性化につ  
いての話を聞きたいと思うんですが、現在の状況をどのように把握して、活性化をどんなふう  
に考えているか。

次に、「NPO法人おみごと」、先ほど加速化交付金の話で、前任者の質問もありましたけ  
れども、「おみごと」の28年度の状況と29年度の支援について、どんな考え方を持っているか  
お聞きします。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 「おみごと」の平成28年度の実績でございます。

平成28年度におきましては、まず、「おみごと」の進めてございます考え方でございますけ  
れども、「おみごと」につきましては、これから農地等が荒廃化していく、あるいは後継者がい  
なくて、そのまま荒廃化していくという農地を進めるのが大前提として行っております。28年  
度につきましては、おおよそ2町7反ほどの農地を耕作をしてございます。水稻栽培についま  
しては、全量出荷をいたしましたし、また、リンゴも栽培をしております、リンゴについま  
しては、ここで販売、それから残りましたのはジュース加工、あるいはさらに残っております  
のは、今現在北山ダムの横穴にどの程度保存ができるかという試験も現在行っているところで  
ございます。

また、新たな作物として、ちょっと新聞紙上には出たわけでございますけれども、エゴマ等  
の栽培をして、これも企業との連携の中で栽培をさせていただきまして、全量出荷をしてござ

います。来年につきましては、3町5反ほどの面積になってくるのかなというふうに思っております。

その中で、新たに水稻栽培につきましては、今現在、清酒「麻績郷」が大分人気を呼んできておるんですが、なかなか栽培する方が少なくなっているというような実態もございまして、新たに酒米の栽培も取り入れて進めていくという状況となっております。また、最近、やはり後継者がいなくなった、なくなってきているリンゴ畑等がございまして、その辺につきましても、あわせて協力隊を投入しながら、後継者の育成ということで進めてございます。平成28年度あるいは29年度の面積につきましては、そんな実態でございます。

それと、あわせて支援の方法でございますけれども、昨年度は加速化交付金事業が、この育成に対して採択された関係で、交付金を充てたわけでございますけれども、平成29年度におきましては、委託関係につきましては、「おみごと」のほうに引き続き委託をかけ、そして立ち上げのとき、3年間ぜひということで、支援をしていくという内容で予算化をさせていただいております。また、本年につきましても、運営資金につきまして、若干支援をさせていただいて進めていくという方向でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 3年間で独立する形になるような、販売を含めてですね、コーディネート委託をしながらやっていくということでございますので、ぜひ3年間というと、非常に期間が短くて大変だと思いますけれども、ぜひそれなりの指導を、それから助言もお願いしたいと思っております。

続いて、農業競争力強化法案の対応についてお聞きしたいと思うんですが、農業従事者の収入アップへの対応というか、農産物を基準に行っていると理解してはいますが、村でできているのは、ふるさと納税に対する返礼品に農産物を使う。それから、新品種作付をしたときに、それなりの補助をする。あわせて麻績村ふるさと産物の販売をふやす、いろいろな活動をしていると思いますけれども、この辺の収入ですね。農家の収入をふやす、農産物をいかに金銭化する、この努力結果についてお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ふるさと納税につきましてお尋ねでございますので、説明をさせていただきます。

ふるさと納税で、麻績の米を返礼品として、全量依頼がありましたら、「あさつゆ」さんを通して出させていただきます。平成27年度においては、2,640キログラムをお願いをし、平成28年度については、2月27日現在で2,718キロということで、若干ではありますが、伸びてきてございます。

各地でふるさと納税の返礼品に米が使われております。当村につきましても、「あさつゆ」さんをお願いをして進めていきたいというふうに考えております。

激化する、いわゆるご当地の返礼品競争、少しでも役に立てばということで、米食味鑑定分析コンクールというものがございまして、ここに村では、最近数年間、出品をしてくれております。その中でも、結果的には非常にいい数値が出てきているのが現状でございます。

ある一定の数値が出た米につきましては、会費はかかるんですが、プレミアムライセンス認定書というような制度もございます。この辺の制度を活用しながら、数値的にも麻績村の米はうまいんだというようなPRができるかなというふうに考えております。引き続き促進してまいりますので、お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） ただいま議員さんのほうから農業競争力強化法の話と、それから収入アップというような話が出ましたので、若干触れさせていただきたいと思います。

昨年の11月に政府与党が作成しました農業力強化プログラムというものがございます。それを柱といたしまして、農業競争力強化法案というのが2月10日に閣議決定をされ、今、これからどうしていくかということだと思っております。

この法案の話の中で、今の農業の構造改革を推進するものとあわせまして、資材のコストだとか、それから流通コストを引き下げて経費を削減することによって農業所得を上げるということを目指して、農業関係機関、それから農家も努力しなさいというようなことであるかと思っております。

事実、農業をするに当たり、経費につきましては、他国に比べて高いというような報道もされておまして、経費が下がってくれば、農業所得アップに実質的にはつながってくるんじゃないかなというふうに思っております。

その関係で、それとは別に、農業者の収入アップということでございますけれども、村づくり課長のほうからもありましたけれども、直接販売するという、「あさつゆ」さん、それから農協さん、生産者コーナーという部分で、包装資材等がかからないような状態で直接販売でき

る方法というのは、一つ収入アップにつながるのではないかなというふうには考えておりません。

村といたしましても、この米につきましては、非常においしいお米がとれる、食味値も高いということもございますし、リンゴにおいては、甘味と酸味のバランスがよくて、市場的にも人気があるということでございます。米の食味の向上等については、食味計を使って、村民に普及を図っていきたいというふうに思いますし、それから、リンゴについては、新品種、新ワイカなどを使って省力化を図る、それには村としても補助等を出して、さらにそういった農業所得が上がるように、村としても今後対応はしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 新品種作付の奨励はリンゴが主体だったというふうに理解します。先ほど説明がありましたとおり、競争力強化法では、肥料の種類を10種類にしてしまっていて、大量生産、大量販売ということで5%を下げる、それから農業機械も5%下げる、農協を通じながらそんなことを考えているようではございますけれども、出るのが減って収入がふえれば、残るのがふえるのは当たり前ですので、ぜひそんな意味で、行政としてもこの部分に目をつけていただきたいと思います。

それとあわせて、米の販売についてですが、農協を通じてやっていると思います。農業再生協議会等で、減反やいろいろ含めた交付金の部分があるんですけれども、現実には、現在、麻績の筑北米という形かと思っておりますけれども、米に対する需要は多いと聞いていまして、目標に達していないというふうな、目標というか、需要と供給の面ではちょっと達していないというふうなお話を聞いていますので、この辺の数字がわかれば教えてください。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 現在、議員さん言われますとおり、需要と供給の部分につきましては、農協さんを通じまして、スーパー、それから「ヤオマサ」というスーパーと、それから「独楽寿司」というお寿司屋さんに出しているということで、もう少し欲しいという話は農協さんからいただいております。

具体的な数字につきましては、今持ち合わせておりませんので、数値的なものについては後ほど答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） せっかく需要があるなら、供給は当たり前のことかと思しますので、ぜひご指導をお願いして、ここは達成していただきたいと思います。

次にですが、麻績村の農業について、実際、主体的には栽培組合という組織があります。栽培組合は、一番最初は水稲のようでしたけれども、苗の育苗から植え付けとか実施していき、この組織がなければ、麻績の農業は成り立っていかないと思っております。

そんなところで、麻績村営農集団栽培組合への指導・支援・助言について、どんな形で行い、どんなふうに考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 議員おっしゃられるとおり、栽培組合につきましては、育苗から収穫までということで、この地域の農業を支えていただいている重要な団体であります。ただ、栽培組合に着きましては、現在は任意団体でございまして、村のほうのかかわりとしては、雑穀、ソバ、それから小麦といった、そういった刈り取りに係る機械等の導入に係る補助等を行っておりますし、それから、機械の修繕等については、村が全額を見ているということで、そういった側面的な支援はさせていただいております。

ですので、指導というような話のところまではおはりませんが、そういった側面から支援はさせていただいておりますし、今後も村ができることがあれば、それは支援をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ご存じでありますし、農業をやっている人たちは、これに必ず従事していますので、わかっていると思えますけれども、麻績村営農集団栽培組合は昭和53年、それまでは大体個々に苗代をつくったり、いろいろしながらやっていたと思うんですけれども、53年に、稲の苗を育てる育苗センターとして発足しまして、28年度、実際にはここに584戸が加わっておりまして、水稲とリンゴ栽培を実際にはやっています。

発足当時は、麻績村を6地区に分けまして、そこで担当エリアを決めまして、自主的にその部分の人が働きながらやっておりました。ただ、現在はこの組織も高齢化が進みまして、麻績村の農業と全く同じでございまして、自主産業の管理運営についてもちょっと苦慮するようなところが出てきているというふうに聞いております。認定農業者が中に入っていますので、認定農業者の領域まで入っていきますと、それは当然その収入が少なくなってしまうものです。

から、そこは問題でございますけれども、それ以外のところでもたくさんの部分がありまして、この栽培組合も組織としては耕作放棄地の再生にも力を入れています。

この面を踏まえると、「NPO法人おみごと」とも非常に競合するところがあります。それから、育苗ハウスも、実際は稲を取り出した6月以降、来年の4月までは、そのまま放置されているというような形ですので、収入アップにもここも活用できると思いますし、そんなものを踏まえるのと同時に、気候の変動によっては、非常に農産物というのは大きく変化しますが、うまく使えば、相当に収入を得る手段があるかと思うんです。大規模地でない、小規模でしかできるような品種をどうにかして栽培するとか、いろいろな部分があるかと思うので、ぜひ前向きに、NPO法人と栽培組合についての競合する部分をどのように解決するかについては検討をお願いして、次の質問ですけれども、当たり前のことかと思いますが、農業従事者の高齢化について、特別にこんな政策を持っているという部分があればお聞きしたいと思いますが。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 高齢化対策ということでございますけれども、先ほど来からも耕作放棄地というような話も出ております。高齢化をしまして、耕作ができなくなるということになれば、だんだん荒廃地がふえていくということになります。

村の今の施策としましては、全体的には農地中間管理機構を通じて、新しい担い手への集約化を図っていくという方向を持っているところでございます。新しい担い手という方が、それがNPOであったり、それから栽培組合であったりというようなことで、いろんな担い手の方はあるかと思いますが、そういった方に集約をしていかざるを得ないということだと思います。

それから、NPO法人でございますけれども、この法人の中で若手が新規に農業をやっていくということでございますので、行く行くはNPOから卒業をして、新しくあいた土地を、新しい農業後継者としてまんま、バトンをつないでいければ、それはさらに発展した形で、そういった高齢化対策等になるんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひ落とすこと、忘れることのないように、幾らかでもそういう話を持ちながら続けていただければありがたいと思います。

過疎地移住について、都市部でネット調査をした結果が報道されました。移住予定とか、いずれ移住したい、条件が合えば移住するというのが、合わせて30.6%と関心が多いようです。協力隊の人たちもそういう人の一部だとは思いますが、年代の低い人が、特に若い世代が多いようです。農山村は子育てに適していると答えていたり、移住先として考えているところが、長野県はずっとトップだったんです。長野県に行きたいというのがトップでしたが、ことしは山梨県が1位のように思いますが、長野県には住みたいなという人が多い、そんなことも含めて、移住を決断するのに必要な条件は仕事があること、それから農村ということを知っているから来るわけですから、生活ができる収入が確保できる、永住している施策を、農業も含めて、これからも検討、活性化をお願いしたいと思ひまして、2番の質問は終わります。

それから、きょうは3月11日です。東日本大震災の日ですので、あえて質問をさせていただきますということで加えました。災害が発生したときにどうするかを含めて、防災対策についてお聞きします。

災害発生時の対応マニュアルではありますが、どんな条件下でどんな形を踏まえながら対応マニュアルをつくっているか、あわせてお願いします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、災害時対応マニュアルの関係について述べさせていただきます。

災害時対応マニュアルにつきましては、防災計画に基づいて行っているものでございます。防災計画につきましては、その時々法律改正また地域の状況にあわせて改正をしてきているところでございますけれども、また、法改正がありまして、29年度には改正の方向で今進めているところでございます。

職員対応マニュアルにつきましては、平成10年に作成したまま、ちょっとまだ改正ができていない部分がございます。来年度、防災計画の改正にあわせて見直していきたいというふうに考えておるところでございます。

災害マニュアルにつきましては、いろいろなものが入っています。降雨の関係ですとか、地震の関係等、さまざまな災害について記載をさせていただいてございますけれども、またこれも見直してまいりたいというところがございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 災害は、当然ながらわからない、予知していないところに来るような感覚を私は持っています。ですから、そういう面では、なるべく早目に組んでいただければありがたいと思います。

次にですが、一次避難場所となるところに対する備品、それから実際にどんなものを用意するつもりでいるか。それから、現在、一次避難場所になるところが決まっていますけれども、その準備はどんな形になっているかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在、避難場所になっているところが5地区ございます。主に村の公共施設になっておりますけれども、今現在、計画しておるところでは、他地域の小千谷市ですとかというところを職員が視察した中で、大きな避難場所ではコミュニティが壊れてしまって、なかなか避難活動がうまくいかないというような状況もありますので、コミュニティが守られるような避難場所をこれからちょっと検討していきたいなということで、地域の地区公民館、主要な地区公民館を主体とした避難場所を、今後の防災計画の変更の中で取り上げていって、それが一次で、二次避難場所として、今現在指定しております5地区の大きな指定場所というような形でできればなということで考えておまして、それにつきましても、防災会議で考えていくというような予定にしております。

今現在、地区の備品等でどんなものというふうなことで考えておりますけれども、村では、一応いろんな食料ですとか、そんなものもあったわけですがけれども、数年前にかまどセットというようなものも整備しました。平成28年度より、地区の防災訓練ということで始めさせていただきまして、また来年度以降も年間5地区ずつ、地域の皆さんと協力しながら防災訓練を進めたいと考えておりますけれども、そんな中で、地域ですぐ使えるものということで、ガスバーナーセットですとか、かまどセットというようなものを、地区の要望を聞きながら順次整備してまいりたいなというふうに考えております。

平成28年度につきましては、避難訓練を実施した2地区の区長さんに相談しましたところ、そういう物があればというふうなことだったので、今整備する方向で検討しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 地区からの要望に対しても、なるべく沿うような形というか、やたらふやせばいいというものではないということも、私も十分理解しておりますけれども、ぜひいろいろな面で活動しやすいような、今からできるようなことをお願いしたいと思います。

ちょっと時間的にも迫ってきましたけれども、避難所の安全対策とか運営方法についてでございますけれども、災害基本法に避難行動要支援者については名簿をつくったり、それから個別の避難計画をつくれというようなことがあるけれども、現実には大部分の市町村ができていないようです。麻績村では、支え合いマップですね。を早期に作成するというようなことがあると思いますが、安否の確認方法やいろいろ含めまして、この辺の状況はいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、すみません、今の支援の関係ですが、いわゆる要支援者の名簿というのは、現在麻績村で既に作成済みです。ただ、今、議員のおっしゃられましたように、個別の支援計画まではまだ立てておりません。ですので、これは今後の課題であるというふうに認識しております。

災害時の今の住民支え合いマップにつきましては、平成27年度から実施しておりまして、27年度に1カ所、28年度に3カ所、いわゆる各地区の自主防災組織との間につくられております。これにつきましては、いずれにしましても、全地区つくらなくてはいけないもので、平成29年度以降も鋭意つくってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） よろしく願いいたします。

熊本地震もありました。いつ何どき地震が起きてもおかしくない状況が続いています。予想もつかないことが必ずあります。災害を我が事と捉えて、備えをしていただきたいと思います。

そのときにあらゆる行動指標となるような、災害マニュアルをつくってあれば、そのことが事前にさまざまな対応、そこに行ったときに、想定外の対応、いろいろ余力を持ってできるかと思しますので、ぜひ作成をお願いいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問が終了しました。

ここで昼食時間のため休憩をとります。

再開は午後1時からいたします。

ただいまから再開時刻まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開いたします。

---

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

7番、坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） 7番、坂口和子です。

私は、さきに通告いたしました2つの質問を行います。

1つ目は、自立後12年を経過した麻績村についてです。2つ目は、筑北村と協同している行政事業についてです。

バブル崩壊後、国の厳しい財政状況から、平成の大合併がありました。麻績村でも効率的な行財政運営と自治基盤の強化を目指して筑北4カ村での合併について協議され、平成13年12月、合併に関する住民アンケートをとり、合併が必要81.9%、筑北4カ村での合併72.1%を受け、平成14年4月、麻績村は市町村合併研究委員会を発足いたしました。その後、約2年間にわたり、4カ村での合併協議会を続けましたが、結果的には平成16年10月、筑北4カ村の合併協議会から、麻績村は突如離脱しました。この唐突的な離脱は、麻績村民にも十分周知されておらず、突然、当日のテレビニュースで知ったとか、何だ、今までの合併協議はなど、一時は村民の間でも騒然としたこと、委員の渦中にいた私は、大変困惑したことを覚えています。

当時の坂井、坂北、本城村の委員の方にはもちろんのこと、村民の方々にも多大なご迷惑をおかけしたのではないかと、離脱の方法はもう少し手段を熟慮すべきではなかったかと、今もその点について心を痛めています。

その後、国の内外では、経済を初め、少子高齢化の人口問題、都市と地方との格差問題、また、国際的にも国の情勢は大きく変化しています。そこで、12年を経過した自立後の麻績村の現状を分析し、検証する必要があると思います。

私は、筑北4カ村の合併協議委員会委員、麻績村自立計画策定委員、自立後の平成17年10月から今日まで、3期12年間、村議会議員として延べ約10年間、村の自立に努めてまいりました。それゆえに、今回は通告しました2つの質問を行い、要旨について一問一答方式で、村長の考えを正したいと思しますので、自席に戻らせていただきます。

まず、質問事項1、自立後12年を経過した麻績村について。

平成17年6月に策定された麻績村自立計画の基本方針に3つの柱があり、その1番目として、行政改革の推進があります。そのことから、要旨1、自立計画に基づく行政改革の成果として列挙できるものは何か。主たる事業として、行政の全事務事業、組織、機構、人事などかどうか。また、職員もそれまで合併を前提に業務に対する心構えもあったろうし、準備もしていたと思うが、自立に対する意識改革をどのように推進したか、まずご答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから、行政改革、また事務事業の改善等についての経過を説明をさせていただきたいと思います。

まず、組織の関係です。組織の関係につきましては、自立計画の中では、当面5課を維持しますが、将来は人員削減に合わせ、集約的な効率的な事務の実施ができる代課制の検討をしますというふうに計画をされておりますけれども、現在までの状況を若干説明させていただきますけれども、平成19年4月でございますが、こちらで1課3室を統合してございます。また、19年4月には、収入役制度から会計管理者制度という中で、特別職から一般職の会計管理者制度というような状況でございます。また、その後、事務事業の増加等もございまして、事務事業の増加と新たな施策というようなこともございまして、村づくり推進課の設置、また上下水道室の今後の対応のための設置というようなものが出てきておったり、また、子育ての関係を一括管理するというような中で、保育園を教育委員会のほうに所管をかえるというような状況で推移をしております。

また、民間委託の推進というところでは、福祉センターの民間委託ですとか、指定管理者制度を使った各施設の民間委託が進んでおるといったような状況でございます。また、職員の意識改革の関係でございます。

職員の研修等につきましては、各課で専門的なものは各課の課長の判断で研修をしておるところでございますけれども、総合的な初任者、中堅、また管理職研修ですとか、その事務事業

に応じましたプレゼンテーション研修というようなものにつきましては、総務課のほうで一括管理をしまして、順番に研修を受けていただいているというような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 概要は理解できました。

それでは、再質問をさせていただきます。

行革では、役場職員の削減のため採用を控えて、今の総務課長の答弁では、職員の削減とかということは特にありませんでしたけれども、私が見ている間にあったと思います。削減のため採用を控え、それにより業務の兼務や量的な処理業務が大変大幅にふえ、ここ数年は、国の目標も次々と地方の生き残り方策を打ち出してくるため、麻績村のような小さな自治体では、あれやこれやと模索しているのが現状と見えます。

それに伴い、事務的業務量がふえ、なおかつ、スピード性が求められているのが現状ですが、現在の職員体制で十分と村長は考えていますか。答弁願います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在の人員体制につきましては、普通会計職員で、平成28年度で42名、特別会計も含めまして、公営企業会計を含めて6名ということで、48名の職員体制の中で実施しております。

自立計画では、56名に減員というようなおところでおったわけですがけれども、若干少なくはなっておりますけれども、機械化、コンピュータ化の推進等の中で、今、多種多様な業務の中で、職員皆、頑張っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 職員のその体制が十分に賄えているならいいんですけども、後の議員も質問があると思いますけれども、職員の業務を見ていると、非常に多忙かなと思ってますし、それから、責任が随分降りかかっているのではないかとこのところで心配しているところがあります。

村長は、やはり理事者として、職員全体を見ていて、その点はどう感じているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 職員につきましては、今答えたとおりでございます。限られたマンパワーの中で、適切な業務を執行しているという状況でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 人事についてですけれども、職員の異動が短時間で異動になっている人もいれば、少し長い人もいます。特に、保健師みたいな専門職は、専門職だけに長期に計画も立てて、長期な事務事業、それから担当の事業ができるんですけれども、事務職におかれましては、そこらの人事異動の観点、一番村長が基本的に考えているところはどこでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、行政の業務といいますのは、多種、非常に多岐にわたっておりますし、それから高度化しております。それから住民ニーズも高まっているという中で、適切に対処するように、職員の資質を向上しながら仕事に当たっているということでございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、要旨2つ目に移ります。

要旨2つ目のところ、住民との協同による村づくりにおいて、住民ニーズを的確に捉える施策としては、どのような工夫と機会を実施していますか。これは、自立計画の中にある2つ目の柱です。また、成果として現在も継続している事例がありましたら、答弁願います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 行政では、各課におきましてさまざまな計画が策定がなされております。その際、必ず住民参加ということをして計画を策定をしておるところでございます。

継続されている活動では、例えば麻績おやきの会の活動は主婦の皆さんが集い、今は法人にまでなっております。市野川地区では、大峠を世に出す会の皆さんによって、お仙の茶屋が運営され、また、カタクリの会の皆さんによってソバの原料が栽培されています。有志で団体を結成し、麻績の市、あさつゆ運営管理組合の皆さんには、年間を通して農産物加工施設への営業をしていただいております。

また、行事、いわゆるイベント等でも多くの活動が現在行われております。以前のイベントは行政が主催するものだと、全てがそうであったように私は覚えております。今では実行委員会となっておりますが、例えばサマーナイトフェスティバルは商工会の皆さんからの、麻績の夏の風物詩とって始まったものでございます。また、多くの議員の皆様、もうご協力いただいている魚のつかみ取りも、これも村民のほうから声が上がって、村民の皆様の手によって今も続けて行われているところでございます。

例えばまた、聖高原に展示してございますデゴイチの復元には、多くの村民の皆様のご協力によって復元がされたところでもあります。また、地区の皆さんによる活動で、花いっぱい運動もそうですし、麻績川桜まつり、日向桜まつり、新そば正味会、北山そば祭りといった村民が中心となって行われている事業もたくさんあります。これこそ、住民と協働による村づくりであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、再質問をいたします。

ただいまの答弁ですね、本当に麻績村は大変住民の力が底にあるということを私も常々感じております。これが、年齢が高齢化していることもありまして、今後どのくらい継続していくかなということを、私自身も含めて心配しているところでもあります。

もう一つ、再質問のところでお願いしたいのは、先ほどの前任の議員も質問しておりました。地方創生事業の活用についてですけれども、「NPO法人おみごと」、それから中町の花屋、それから今回のテレワーク等、前任者の答弁では、るる答弁がありましたけれども、これらのところにかかわる、これからの住民のかかわりをどこでどのように支援したりしていくか、その方向づけを教えてくださいたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 地方創生の関連で、さまざまな施設等が整備されて、また事業においても進められてきておるところでございますけれども、発端を、やはり村づくり推進課、いわゆる企画サイドで発信をいたします。それで以後、継続的には、各担当部署のほうの力を得ながら、そちらのほうで運営していくというスタイルからなっていくかなと思います。

そして、村民とのかかわり合いについては、やはり、こういったいろんなイベントにつきましても、村民の力なくしてはできないことでございます。ですので、イベント、例えばそのイベントごと、あるいは施設ごと、さまざまな場面で、皆様のご協力を得ながら進めていくのが現状かなというふうに思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私自身が、やはりもう高齢期に入っておりますので、懸念するんですけども、逆に、今の若い方々というか、本来なら60代から70になるまでの間の方々が一番村の

ことを知っていて、こういう事業には参加していただきやすいかと思えますけれども、そこらの人材の掘り起こしはどのように考えていますか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） そういった村民の方々の広報につきましても、十分周知をしながら、また、お互いに声をかけながら、皆様のご協力を得たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 参加される方々においては、やっぱり自分がそこへ参加している成果が見える、そしてやりがいがあるということがセットになってこないと、声をかけて、これを村でやった方がいいよと言われても、なかなか参加がしにくいと思えますけれども、そういう住民の方々の持っているエネルギー、知恵、労力の掘り出し方について、村としてのこういう方法をやったら、こういうことでいいんじゃないか、こういう事例がほかの村にもあったというようなことを掌握していることがありますか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ただいま、地方創生事業、さまざまな事業事例が出されております。この辺の資料を取り寄せまして、さまざまな場面で、村民の皆様にお知らせあるいはご報告をして、地方の取り組みについてのPRをしていきたいかなというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、要旨3に移ります。

麻績村人口ビジョンから見られる少子高齢化、それから若者層の減少傾向は今後も予想され、麻績村の将来人口は、平成37年には2,500人を下ると推定されています。自立村の継続を考えた場合、重点的に何を施策として、今後どのように解決していくか答弁を願います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 人口ビジョンで示しましたように、昭和の合併から人口の減少はとどまるどころがございません。少子高齢化を食い止めることは非常にできないというのが現状でございます。ただし、抑止はできると。この抑止をいかに続けていくか、これが大切なことかなというふうに思います。そのためにも、安心・安全な村づくりを進めなければ、麻績村には村民の方が住み続けたいと思ってくれないというふうに感じております。

安心には健康のこともあれば、教育のこともございます。福祉のこともあります。安全とは道路もあれば防災もあります。解決をしなければならぬ重点施策につきましては、さまざまな分野に及んでおります。引き続きご協力をお願いしたいところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今に関連してですけれども、麻績村では、毎年成人式に成人者の方から、村に対する思いや将来、村へ戻りたいか、それから村をPRしたいよところは何かなど、何年もアンケートをとっています。また、本町には若者住宅が建設されて、若者人口がふえ、本町の住民として喜ばしく思っています。これからの若者が麻績村を思い、麻績村に寄せる考えとその必要性を成人式のアンケートや、村長の普段のコミュニケーションの中から、若い世代の方々にどのようにアプローチしているか答弁願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今、若い世代にPRしているのは、やはり地区への説明会も村長も毎年出向いて出ております。残念ながら、なかなか住民の方々が出てきておられないというのも現状でございます。

私のいる地区におきましても、じゃ、若い世代が来るかというのは、やはり非常に難しいかなというふうに考えております。ただ、いずれにしても、住民の方が出てきておる、その席において麻績村の現状、そしてこれからの麻績村のPR等をやっているところでございます。また、今最近では、SNSの発信と、いろいろさまざまなことが手法として出ておまして、そのようなところで、麻績村の現状について、またぜひ移住、そのようなことについての宣伝をしているところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の答弁、村長の考えも答弁願います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） やはり、若い人たち、どうやってこの麻績に目を向けていただくかというところで、これから大変重要なことでもあります。

それから、常に村が動いていくには、若い皆さんに振り向いていただける、若い人たちにこちらに向かっていただけるというような施策の展開、当然PRも必要なんです。

そういった中で、今、SNS、これはラインでありますとか、フェイスブック、あるいはブログ、こういったことでも活用できるわけでありまして、こんなことにも、今力をいれているわけでありまして。

ちなみに、村のほうの村長ブログ、あるいは私のフェイスブック等につきましても、非常にたくさんの方が入ってこられて、いろいろなご意見もいただきますが、こうした情報発信も大事ではないのかなと、そんなふうには思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ぜひ村長を初め、大勢の村のリーダー人たちが、課長たちもそうですけれども、せっかく入っている若者の人たちが定住できるように、そして麻績村に本当に愛着を持てるような施策を今後も続けてもらいたいと思います。

それでは、要旨4に移ります。

村の財政状況は、合併協議会時に想定した内容と、自立してからの財政状況をどのように評価していますか。今後の財政力に想定していることは何ですか。今後、村からの地方交付税の予想はどのように想定していますか、お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから財政状況についてご説明をさせていただきますと思います。

合併前の財政状況のほうから若干説明をさせていただければなと思うところでございますが、合併前の状況でございますけれども、財政状況が大変厳しいという中で、平成11年に交付税総額で17億あったものが、平成16年には交付税総額で12億7,200万と激減してきたという経過の中で、合併協議というような部分も出てきたというような状況でございます。

そんな状況の中で、自立計画のほうでは、平成12年から15年までは、4.8%から8%の交付税が毎年減額になっておったというようなことも踏まえまして、毎年、2%減で自立計画は策定をしておるところでございます。また、国勢調査のときには、人口が減少が想定されるということで、1%減で交付税の算定をしてきたところでございます。

自立計画の状況と今の現状がどうかというところでございますが、現状では、平成16年から平成18年までは交付税につきましてはほぼ前年並みで推移をしてきておるところでございます。また、平成19年からは、逆に増加傾向になっておるといようなことでございます。平成16年に交付税総額が12億7,000万でございましたけれども、平成27年につきましては、交付

税総額14億2,000万というような形で増加をしてきていると。ただ、その途中では、平成24年に起債の償還が終わって交付税参入が減った分、また、地域補正が変更になって、ちょっと級地が下がったというようなことで、7,000万ほど減額しておりますし、平成26年には、起債の償還の減少、算入の減少と、また人口減少で約4,700万ほど減少しておりますけれども、おおむね自立計画で想定したときよりは財政状況はよくなっているというような状況の中で最初の質問にもありましたけれども、行政改革でいろんな負担や何かも切っていくというような計画もありましたけれども、財政状況に合わせて改善をしているというような状況も見受けられるというような状況でございます。

また、今後の交付税の状況というふうなところでございます。交付税の状況につきまして、人口減少の関係でちょっと懸念はされる部分がありますが、平成27年度から交付税の算定におきまして、人口急減の補正が入ってきております。そんなような中で、今、平成27年度についても103%ほどのもので来ておりますので、今後も合併以前の急激な減少はないだろうというふうに予想はしております。ただ、昨年ですか、財務省のほうで、地方財政計画が課題ではないかというような指摘もございましたので、そこで総務省に見直しを求めているというような状況もありますので、先行きは不透明な状況でございますので、今後とも情報収集には努めてまいりたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） では、再質問をさせていただきます。

今の財政状況の見通しはわかりました。一応その想定で今後も継続していくという解釈でよろしいでしょうか。

関連ですけれども、現在取り組んでいる地方創生事業や過疎対策事業、それから麻績村にある聖高原ホテルを初め、返還された大型別荘の解体事業も観光産業を位置づけるためには膨大な予算が今後予想されます。それらに対しての財政計画は、どのように予算規模を想定していますか。

今の課長の答弁だと、一応地方交付税もそんなに大きな変動はないだろうということで、今後推移できるんじゃないかということで、だから一般事業についてはいいと思いますけれども、村では特に別荘の解体事業とか、そういうものが大きな額になるんじゃないかと思っておりますけれども、これについてはどうですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今後の財政の状況ですけれども、ここ二、三年は麻績村としては大変大型な予算規模と、当初予算の予算規模というような状況になってきております。

また、今後も、議員おっしゃるとおり、防災関連もございますし、地方創生事業もあります。また、課題となっております遊休施設の対応等もありますし、また、ごみ処理等いろいろな事業があります。昨年度からの各課の財政の状況を調査する中で、今の基金で今後足りるかどうかというような調査もしておりますけれども、今後も見通しますと、もう少し必要かなというところもありますので、基金造成をしながら、必要なときに基金を崩しながら、健全な財政を保っていければというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、要旨5に移ります。

平成17年6月に策定した麻績村自立計画の中に、麻績村の基本姿勢として、文中に「麻績村は筑北4カ村から脱退したことを持って、将来にわたる合併を否定したものではない」とあり、また、「麻績村は当面自立の道を歩む」としています。このことは、自立して12年を経過する中で、将来展望を占うとき、近い将来、筑北村との合併についても検討することはあるか。これはぜひ村長に伺いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

平成17年6月に策定いたしました麻績村自立計画の基本姿勢、これにつきましては、今日まで引き継がれておりますし、今後もこれは引き継がれていくことだと、そう考えております。

後半のご質問の、近い将来については合併についてどうかということですが、その近い将来、いずれはこの地域は一つになるべきだと私もそう思っております。ただ、その近い将来ということにつきましては、私としても、その時期がいつだということは今言えませんし、私が言えるとすれば、合併の必要が生じた時というふうに答えさせていただきたいと、そう思っているわけでありませう。

いわゆる合併の目的というのはどういうことかという、私申し上げなくてもご承知だと思っておりますが、そういったことがどうしても必要になる時期がどうかということではないのかなと、こう思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、これも村長にお伺いしたいんですけども、先ほどの麻績村は当面自立の道を歩むと、あの計画書の中に入れたときに、私も冒頭で言いましたように、策定委員をやっておりましたので、この10年というのは、何年をこれを指すのかという質問が委員の中にもありました。そのときに確か、大体10年くらいをおおむね、当面自立というのは10年くらいを目指していると言われたような記憶がありますけれども、そのときの感触は、村長はどのように感じておりますか。当面自立に対しての年数です。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 具体的に何年というデジタルな数字については申し上げられないですが、いわゆる合併が必要になったときというふうに私は理解しておりました。  
以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、合併が必要か否かということは、また今後の、この後もしますけれども、本日は、くしくも6年前、先ほど黙とうもしましたけれども、東日本大震災の日にあたっています。筑北地域一帯にもし大規模震災が発生したおりの緊急対策、支援体制等は、これは行政が一つで執行しているほうが、全てに迅速に対応できると考えられます。

筑北村も麻績村も同様、少子高齢化、人口減少、農業来衰退、若者の減少、村の予算の半分を国の交付税で賄っています。両村は、共通の課題を抱えています。両村の村民意識も一部に離脱時の麻績村の対応に対して、今もなお感情的なしこりが癒えていないこともありますが、ここ5年後、10年後を見つめた場合、将来、村を担う次世代の若者たちが永住できる環境整備をすることが課せられていると思います。

村長の将来ビジョンや国の内外情勢、人口問題、学校統合問題も含めて、村が今後も自立し続けるほうがよいのか、それとも筑北村との合併をもう一度考えたほうがよいのか、住民アンケートをとったらどうかと考えますけれども、いかがでしょうか。村長の答弁を願います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 自立計画につきましては、今後見直しをしながら、これは村の振興計画に今度は渡されていくわけでありますが、村の振興計画の中で、これからの村づくりを考えていくということになってくるのではないのかなと、こう思っております。

そうした中で、今、村民の皆さんが合併に進むべきか、あるいは現状がいいのかということ、私の感じている点では、あえて今合併に進む必要がどこにあるのかということのほうが多いのではないのかなと、私はそう感じているわけです。

これは、それぞれの地域の村づくりと申しますか、村づくり等を考えたときに、それぞれの地域の特性を生かした村づくり、それから、そういうことを考えたとき、それから、いわゆる将来に向けて財政面等を含めながら、村の方向をどうやっていくかということ考えたときには、まず足元をきちんと固める、そういったことを優先すべきではないかというような意見が多いように私は受けとめているわけでありますので、当面は、今、村が目指しております振興計画、これに沿った村づくりを優先していきたいと、こう考えているわけです。

それから、先ほどの大規模災害の発生したときということをおっしゃられたわけでございますが、実はそういったときには、筑北地域だけではないんですね。この地域が大きな災害が起きるといことは、長野県全体が起きるときなんですね。そういったときには、誰も助けにきてくれないわけです。まず数日はみずから命をつないでいくというような、地域コミュニティ、こういったものをきちんとどうやっていくかということのほうが重要なわけでありまして、そういったためには、大きくなればよいということは一概に言えないことであるというふうに私は思っているわけです。

それぞれの地域づくりということをしつかりとやっていく必要があるのではないのかなと、私はそう考えています。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私は、やはり議員をやったりして、筑北村、お隣さんの情報ももちろん入ってきますし、交流もありますから、先ほど申し上げました少子高齢化、人口減少、農業の衰退、若者の減少、村の予算の両方とも約半分交付税で賄っています。こういう共通課題がありますので、そこらのところで、麻績村だけが自立して、先ほど言いましたように、人口もどんどん減っていきます、若者で少しはふえますけれども、それから高齢化が進んで、村の活性化に対する人材も不足してきます。

そういう意味では、やはり大合併ではなくて、筑北村さんとの連携の中において、もう一度、一回麻績村の人たちに現状をよく、例えば麻績村のビジョンを提示した上で、合併はどうかというようなことを一回やってみたらどうだと思えますけれども、村長は自立でいいという感触を受けていると言いますけれども、私たちは学校問題を初め、筑北村さんと合併してもらえれば、いろいろな点で、交通問題もそうですけれども、非常に利便性があって、しかも、住民自身も筑北村さんとは行き来の多いところですよ。歴史も深いところですよ。そういうことから考えると、どちらに転ぶかわかりません。いや、このまま自立でいいというかもしれません

し、やっぱり合併を考えてほしいというかもしれません。これは住民に的確にニーズを把握しなくちゃいけないので、アンケートをどうだということは再度申し上げますけれども、いかがでしょうか。アンケートをとる時期は、また、さっきも言いましたように、近い将来というか、準備ができてからだと思いますけれども。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 坂口議員さんと私は、多少認識の相違があるのかなと、そう思っております。

合併の目的は何かということをご認識していただきたいと思うんですね。先ほど交付税がというお話をいただきましたが、これが合併したからといって、交付税が有利になるかといったら、決してそうではないんです。ご承知のことだと思います。それから、合併したことによって、それぞれ地域が活性化するという事ではないんですね。ですから、それは合併とちょっと切り離した考え方をしていただければなど、そう思っているわけでありまして。

それから、合併については、いろいろなことが、特に平成の大合併につきましては、いろいろな反省点があるわけですね。例えば住民の声が行政に届かなくなったとか、あるいは地域が過疎化に拍車がかかったとか、それから、さらには地域間の格差が出てしまった。今まではこうだったが、合併したことによってこうなってしまったという、地域間の格差が出ているとか、それから行政サービス、昔はもっと身近に行政があったんだけど、今はそれが離れてしまったとか、それから、住民負担、それだけで住民の負担がふえてしまったとか、それからそれぞれの地域の歴史文化、いわゆるこういった大切にしてきたものが、どうも失われているような面がある。それから、さらに連帯感が薄れたとか、いろいろな弊害がある。これは、平成の大合併、これは事実なんですね。これは事実なんです。ですから、こういったことを覚悟して合併に進んでいくか。今、合併に進んでいかなきゃいけないというだけの財政的な、今難しい時期にあるかどうかということだと思います。

平成の大合併のときの合併の一番の目的というのは、財政的な面で非常に厳しくなるから、これを何とかせにゃならんということが一番の目的だったんですね。それで、これからの合併もそうだと思うんです。ですから、これからの合併も、行政の合併というのは、そういった目的をクリアするために、先ほど申し上げました弊害を覚悟して合併に進んでいけるかどうかということになってくるのではないのかなと、こう思っているんですね。

坂口議員のおっしゃるような、住民の交流とか、それは別の形で十分できるわけですね。ですから、今、麻績村においては、財政的にそれだけ非常に難しい時期にあるかどうかというこ

とだと思えます。それから、同じく筑北村さんが、もうやっていけないだけの財政難に今来ているかということだと思っうんですね。

ですから、そういうことを考えながら、しかも合併というのは、片方で合併しましょうといっても進むものじゃないんですね。両村で、もう困りに困り果てたと、何とかしようよというときが合併だと思っうんですね。ですから、まだ当面、それぞれ頑張れる場合には、頑張っているのではないかということで、今自立している小さな村も頑張っているというのが現状であるわけです。

ですから、麻績村も、当面今、重要な課題があります。こういった課題に向けて、一生懸命やっていくことのほうが重要ではないかと、そう考えているわけです。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 冒頭でも申し上げましたように、平成の大合併のときの趣旨は、今村長が言われたように、財政的な厳しいことが想定されるからということで合併したと思っいます。

しかし、先ほどの総務課長の答弁にもありましたように、今後の交付税措置についても、そんなに大きな変動はないだろうということですし、これは筑北村さんも同じだと思っいます。

合併には、両方が本当に困ることができてから、財政も含め、困ることができてからやろうという合併と、もう一つは、それぞれの村が持っているよさを集結して、住民の能力、またはエネルギー、それから国の方でも創生事業じゃないですけども、各市町村で自分たちで知恵を出し合って、そして労力も出し合って、工夫して村づくりをなさないと、そういう特徴ある村ができたところには、国からの支援金もありますよということになっております。

ですから、そういうことを考えると、今の筑北村さんと麻績村の現状を考えると、やはり同じ環境、常々村長もそうですけれども、筑北地域は一つということで、住民もその意識だと思っうんです。ですから、合併したからといって、合併しなくちゃならないせっぱ詰まったことがあるから合併するということじゃなくて、今をより、今2つの村が一緒になることによって、知恵も生まれる、人材も豊富になる、それからもう一つは、職員体制も、筑北村さんと一緒になれば、倍にもなる、倍とはいきませんが、今よりは多くなる。

そういうことで、そもそも平成の大合併のときには、ここの議場もそうですけれども、この庁舎もそうです。旧4カ村が一緒になるということをつくった規模の建物ですし、ですから、そういうことをもろもろですね、今までの14年、自立してからのことをもう一度検証しまして、麻績村が本当にこれで5年、10年、若者が定着して、自立してオンリーでやっていけるの

かどうかということは、村長一人の判断ではなく、住民の判断も仰いだほうがいいと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいまの発言の中で、大きく考え方がずれている点がありますね。それは、合併しても交付税は同じだという今発言がございましたが、合併すれば、交付税は1自治体ということになりますから、減っていくということはお存じですね。そういったことで、財政的には逆に厳しくなっていく面があるということですね。

ですから、私が言っているのは、合併を将来まで含めて否定しているということはないんですよ。ですから、今の状況の中で、それぞれ地固めをしっかりとしなきゃいけないことが幾つかあるわけですね。ですから、そういったことをまず優先してやっていくということであろうかなど、そう思っているわけです。

ですから、例えば合併に進む、進まないという、これ大きな問題ですから、こういった問題は、アンケートでいうようなことではいけない問題であると、そう考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、村長の考えを一応飲まさせていただきますので、また、その時期が、村民の中にいつ、どこで、どう発生したか、そのチャンスを見誤らないようにぜひお願いしたいと思います。

それでは、質問事項2に移ります。

筑北村と協同している行政事業についてです。

要旨の1、行政事業において、筑北村と協同しているもの、現在、組合組織、中学もそうです。それから分担金による事業等が幾つもあります。今後も現状維持なのか、学校統合を含め、検討する機会を村長は考えていますか。いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 筑北村さんとの共同事務、それから、これは筑北村さんだけに限らず、広域と連携しておりますね。生坂村さんでありますとか、あるいは松本地域、それから、あるいは逆に北のほうに向けて千曲市さんとか、いろいろあるわけなんです、いわゆる広域との共同事務・事業につきましては、今後も見直し、これは廃止もありますし、変更もありますし、新規というようなこともあるわけなんです、見直しを行いながら進めていかれるものと思っております。

今、共同事務の中には、また細かくそれぞれ関係する課長から答えていただきますが、医療あるいは福祉、それから介護、消防、それから防災関係、それから教育、商工、観光、それから子育て、さらには環境ですね、環境に係るもの、いわゆるこういった幅広い分野において今行われております。そして、そういった内容も、今非常に多様化、また高度化、それから複雑化しているわけでありまして、さらに、行政ニーズ、これも非常に幅広い分野に及んでおります。ですから、そういった中で、今後もこういった共同事務・事業はどうしても必要なことだということでもあります。

特に広い面では、広範囲な面では松本広域消防でありますとか、あるいは穂高広域のごみ処理でありますとか、それから近隣、筑北村さんとは子育ての関係でありますとか、あるいは保健事業、幾つかあるわけですが、こういったものも、いつということではなくて、これは常に話し合い、協議をして進めていくということにしております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） じゃ、ほかのところの答弁もあるんですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） ただいまの筑北村との広域での共同で行っている事務というような中で、総務課でやっているものについて、若干説明をさせていただきたいと思いますが、総務課では消防・防災関係という中で、松本の広域消防の関係の中で、北部サンブブロックというようなものがございまして、筑北村さん、生坂村さん、麻績村でブロックを組んでいる中で、訓練等共同しておりますし、また、災害運営協定というようなものも、今現在組んでおります。

また、本年度につきましても、これから春先に向けて共同訓練等も実施する予定にしております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。住民課長に申し上げます。時間が迫っていますので、答弁簡潔にお願いします。

○住民課長（峰田江津子君） はい。

それでは、住民課関係の事業を申し上げます。

筑北村と現在一緒に行っておりますのは、一部事務組合筑北クリーンセンターの事業、あと母子保健を中心とする、いわゆる保健事業、あと介護保険の関係で、地域支援事業に関しまし

てもやはり行っております。あと災害の関係で、いわゆる新型インフルエンザ等を含みます緊急時の災害医療の関係での共同での事業を行っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 質問2については、私もタッチしている委員もありますし、おおむね理解しております。

先ほどの合併ができないとすれば、行政が違うからということで、内政干渉になるからという今までの答弁もあった部分はありましたけれども、筑北村さんとの協同のそういう行政事業がますますスムーズに円滑にいくように、役場の職員、村長を初め、配慮していただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

1番、小山議員。

[1番 小山福績君 登壇]

○1番（小山福績君） 1番、小山福績。

事前に通告いたしました2件について質問させていただきます。

最初に、役場職員体制についてお聞きします。

本年3月現在、正規職員50名、嘱託12名、臨時16名、合計で78名体制と聞いています。正規職員のうち2名は地方事務所、老人ホームに1名ずつ出向、育休1名の47名体制と思えます。

なお、県からの派遣の方はカウントしてありません。数字に誤りがありましたら訂正してください。

平成29年度で退職される予定の課長職の方が2名おられると聞いています。

要旨1として、現在、課長職10名、係長職7名、課長職1名の方が体調不良と聞いています。職員から係長級、係長級から課長級、この人事が年齢等を考えたときに、無理があるように感じますが、今後5年くらいのスパンの中でスムーズにつながっていくのかお聞きしたい。

要旨 2、地方創生交付金事業にかかわる職員数及び仕事量のバランスはとれているのか。

村長から以前、説明もありましたが、地方創生交付金事業の申請は、通常のものに比べると受付期間が短く、スピーディーに進めなければならないとお聞きしました。この交付金事業にかかわる課職員は、現状の職員数で対応していくとのことですが、これからも突発的にこの交付金事業が出てくると思われるが、職員に過度の負担とならない対応が必要と考えます。

要旨 3、メンタルヘルスは十分か。

以前、同様の質問をしたときに、麻績村では県広域連合等の指導のもとに、講演会等で対応していると答弁されたと思います。ストレス社会と言われる現在、麻績村独自の専門家による講演会、またカウンセリングが必要と考えます。

要旨 4、残業している職員はいるのか。

社会問題にもなったブラック企業と言われる会社が過剰な労働をさせていたことが問題になりました。行政職員にはこのようなことはないと思いますが、平成29年度予算書の中に、時間外勤務手当として566万2,000円が含まれているが、内容を説明願いたい。

次に、森林整備の今後は。

大北森林組合の事件以降、麻績村も含め、長野県の森林整備が進んでいないように感じます。県民の約半数が対象となる1人500円の長野県森林づくり県民税、この基金を活用した里山整備事業の補助金もつきにくいと聞いています。

要旨 1、国・県の補助金を活用した麻績村の計画は。

国・県の今後の森林整備に対する動向を見る中で、麻績村の計画はあるのか。

要旨 2、松くい虫対策を含めた麻績村独自の計画は。

麻績村松くい虫防除対策協議会には、自分もメンバーの1人として会議に出席していますので、松くい虫対策のおおむねの計画は理解しておりますが、補助金を活用した伐倒駆除は、守るべき森林を中心に行う計画ですが、この守るべき森林にも、伐倒駆除した翌年になると、近くに二、三本の被害木が見られ、根本的な解決に至っていないのが現状と思われまます。このことも含めた麻績村独自の森林整備計画が必要と考えます。

要旨 3、有害鳥獣を防ぐ緩衝帯を設置する里山整備計画が必要では。

麻績村の村道を含めた農道は、雑木がせり出し、車両の通行に支障のある道路が村内に数多くあると思います。有害鳥獣対策も含めた農道、農地と隣接している里山整備計画が必要だと考えます。既に緩衝帯を整備している自治体もあると聞いています。現地視察を行い、麻績村でも対応できるか、調査・研究を検討する必要があると思います。

以上、2件について村長のお考えをお聞きしたい。再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、最初に私のほうから答えさせていただきたいと思います。

最初のご質問でございますが、役場職員体制についてということで、要旨1、2については、私のほうから答えさせていただきます。

役場職員人事につきまして、ご心配いただいておりますことではございますが、大変ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、今、多様化、それから複雑化していく行政にどう答えていくかということとあわせて、行政改革をどう進めていくかということが行政の大きな課題となっているわけでありまして。

そうした中で、行政改革、いわゆる経費の節減、縮減、いわゆるこういったことは、今どうしても進めていかなきゃならないことではありますし、そうすることによって、新たな事業が展開できるということではないのかな、そう思っているわけでありまして。

そういった中で、いわゆる人件費、役場職員人事に関するところでございますが、これは限られたマンパワーの中で仕事をやっていかざるを得ないというのが現実であるわけでありまして。そして、役場職員の育成といいますか、具体的なことを申し上げますと、22歳ぐらいで入って、いわゆる中堅の45歳ぐらいになるまでにも20年以上かかるわけでありまして。そうした長期の計画を持って職員の育成、そういったことに当たっていかなくちゃいけないというふうに思っているわけでありまして。

そうした中で、今現状として、今の現状がスムーズにいつているのかというご質問でございますが、これにつきましては、こうした今の限られた中でやっていかざるを得ない、やっていきますという答え方をさせていただきたいと、そう思っているわけではあります。

これは、職員の個人の資質、それからいわゆる能力、これは差があるといいますか、異なるわけでありまして。それから、仕事につきましても、非常に多種にわたっておりまして、その内容についても、いろいろな種類があるわけでありまして。ですから、全職員、仕事量を均一にするということは、これは全く難しいことと申しますか、できないことであるわけではあります。そうした中で、職員の能力、資質を見ながら事務分担をしていくということで今やっているわけではあります。

そうした中で、今後も職員の能力、それから資質の向上、こういったことにつきましては、いろいろな機会を捉えて行っていかなきゃならないし、それから、さらに高度化、複雑化する職務、こういったものにも対処できる職員をつくっていくということが必要ではないのかな、こう思っているわけであります。

そうした中で、メンタルヘルス、あるいは残業等の状況につきましては、総務課長から答えさせていただきたいと思います。

それから、2つ目の森林整備の今後につきましては、従前のように、松枯れの起こした木単体の処理というのが、もう既に手おくれのような状況になってきております。ですから、新しい形で、ことしから始めているわけでありますが、これをどう拡大していくかということが今の課題であるわけですが、やはり、これは村単独事業としては非常に経費がかかって難しいということで、県あるいは国のほうに要望しているわけですが、これらの予算が今非常に細くなっているということで心配している点でございます。

これらにつきまして、詳細につきましては、担当課長のほうから答えさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから、メンタルヘルスの関係で補足をさせていただきたいと思います。

まず、職員数の関係でございますが、臨時につきましては、日々動いておりますので、ちょっと正確な数字が把握できていないというような部分がございますので、職員について若干説明をさせていただきたいと思います。

職員については、現在50名の中で、松塩筑木曾老人福祉施設組合に1名の派遣、それと麻績村で考えますと、麻績村筑北の学校組合のほうに1名派遣をしております。県のほうに1名を派遣しておりますけれども、県から1名来ているということで、定員管理上は48名という中で動いております。

それと、今現在育休と休職で2名が、議員おっしゃるとおり休職しているというような状況でございます。

メンタルヘルスの関係でご説明をさせていただきたいと思います。

メンタルヘルスの今の実施状況でございます。

平成18年に職員の事務事業が多種多様化してきていまして、不調を来すものが出てきているというような中で、麻績村メンタルヘルスサポート事業実施内規というものが策定をされております。その中に、心の問題からの職場復帰システムの実施要領、また心の健康問題に起因する休職者等の職場復帰支援プログラムというようなものも一緒に策定をしているところでございます。

その策定の中で、心の健康の保持増進、心の不健康な状態への早期対応、円滑な職場復帰と再発防止というようなものがうたわれておるところでございます。また、総務課、保健師などと連携をとりまして、職員のメンタルヘルス研修会の実施をしたり、市町村職員互助会のほうにあります心の相談室、また直接保健師のほうに相談する中で医師につなげていくというような例も出てきております。

そんな中で、昨年度、法律が変わりまして、ストレスチェック制度というようなものができています。麻績村としては、事業場人員が既定に達していないので、任意既定ではありますけれども、麻績村としまして、今後のことも考え実施したいということで、昨年11月に麻績村ストレスチェック制度実施既定というものを設けまして、12月に役場関係、学校組合関係の職員と嘱託職員を含めて、65名のストレスチェックを実施しているというような状況でございます。

また、今まで課題でありました衛生推進者につきましては、麻績村は未設置ということで、50人以下の事業場につきましては、衛生推進者を置くようにというような指導があったわけですけれども、本年1月に2名の職員に研修会に出席いただきまして、29年4月からは辞令により推進者を選定していくというようなことでございます。推進者が選定されますと、職員の健康管理、またメンタルヘルス関係、より一層主体的になって動けるものと考えております。

ただ、これで十分かといわれると、なかなか個々の心の問題ですとか、体調の問題もありますので、まだ十分とは言えない部分もあろうかと思っておりますので、また引き続き職員、保健師等と連携をとる中で進めてまいりたいなというところでございます。

また、残業の関係でございますが、現在、多種多様な業務が出てきています。また、本年度につきましては、マイナンバー制度、セキュリティ強化、また情報通信技術などの進捗によりまして、多様な職務が求められるというような状況になってきております。

このような中で、個々職場におきましては、繁忙期がずれておるといったような状況もございます。忙しい時期には、担当課において残業をしている部分は見受けられるというような状況

でございます。また、逆に若干余裕のある時期にはめり張りをつけて、余暇を楽しんだり、職場同士でストレス発散をしているような状況も見受けられるようなところはございます。

また、職員につきましては、時間外手当というようなものもございまして、先ほど議員から質問のありました一般会計の付表のほうの時間外手当の関係でございます。これにつきましては、29年度566万2,000円ということで、職員1人当たりの、これにつきましては、一般会計にのっております47名分の時間外手当がのってきております。また、選挙関係の時間外もここに入ってきておるということで、予算編成上、その職場によって時間外手当の積算の日数は違いますけれども、平均月4時間から10時間くらいで予算計上をしておるといようなところがございます。ただ、実際、時間外については、村民と一緒に動いている協同事業等もございまして、全て時間外ということではなくて、休日の代替指定というようなかで動いている部分もありますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから、質問事項の2の森林整備の今後について、要旨に沿って説明をさせていただきます。

まず、村の中で、国・県の補助金を活用した計画はということでございますけれども、麻績村では、現在、林務関係の補助メニューとして、聖高原で行っている村有林の整備と、それから全村で行っている松くい虫関連の事業と2つに分かれるところでございます。

さきの村有林の整備につきましては、聖高原での間伐等の部分でございます。この部分で、事業費でございますけれども、平成26年につきましては、約1,124万4,000円で、補助が787万と、補助率70%、ほぼついてきております。それから、27年には、事業規模が少し縮小というようにもございます。797万の事業費に対しまして519万8,000円ということで、補助対象にならなかったメニューというものもありまして、補助率は65.2%でございます。

ですが、実際には平成26年、27年につきましては、ほぼ補助率が満額に近い数字であったかと思えます。

その後、平成26年12月に大北の森林組合の補助金の不正受給問題が発覚しまして、平成27年4月につきましては、その検討から処分等がされたということで、平成28年は事業費、今年度でございますけれども、358万5,000円で補助はゼロでございます。今回、当初はつくという予定でございましたけれども、補助がつかなかった関係で、事業費を半分に減らしまして、起債で28年度、ことしは対応させていただいたというところでございます。

それから、松くい虫関連の事業でございますけれども、平成26年の事業費でございますが、おおむね2,230万1,000円でございます。補助金が1,621万2,000円つきましたので、補助率が72.7%、27年度におきましては、事業費3,592万8,000円に対しまして、補助金が2,508万3,000円と71.8%の補助率ということで、これもメニューによって、補助率が70%、75%という、少し補助率が違うやつもひっくるめてですので、平成26年、27年については、おおむね補助については満額だったと思います。

平成28年でございます。ことしでございますけれども、事業費3,669万9,000円に対しまして、補助金が2,221万円ということで、補助率が60.5%、これの1割は減額をされております。この減額の理由につきましては、先ほどの話のとおり、大北の問題によりまして、国からも県のほうへ補助が減額というような形をとっているというような話を県のほうから聞いております。

そんな中で、村としましては、この不足分の事業費について、起債を活用するなどして進めてきております。今後も補助事業については十分活用しながら進めていきたいというふうに考えておりますけれども、今後の補助のつきぐあい等も見ながら起債を活用し、整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2番の松くい虫対策を含めた麻績村の独自の計画ということでございます。

議員おっしゃられるように、松くい虫対策については、今までずっと行っているわけでございますけれども、なかなか抜本的な対策、成果が上がってきていないというのが現状でございます。

今年度、村では起債を活用して、麻績村松くい虫被害等危険木除去処理対策事業ということで実施要領を策定いたしまして、住民の生命、財産を保護する目的で、松枯れで危険であるというようなものについては、村のほうで処理をするということで、女淵、砂原地区において5ヘクタールほど全伐を行っておるところでございます。

今年度、また小東、中芝地区で計画をしておりました樹種転換、松を全伐して新しい樹種に転換するという事業も計画をし、これにつきましては、当初は補助を活用する予定でございましたけれども、補助がつかないということで、これについても規模を縮小したりいたしまして、起債を活用して村単で事業を行っているところでございます。

今後につきましても、倒木による危険、事故が起きないように、そういった部分については村の事業費ということで、村の単費を充てても、多少なりともその部分については進めていかなければならないかなというふうに思っております。



ただ、松本の広域でやっている事業でございまして、これも限られた予算の中で行っております。3市5村になりますので、なかなか事業が回ってくるという部分もありますんで一概には言えませんが、使えないということではないかと思えます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、順番に再質問させていただきたいと思えます。

まず、役場職員体制ですが、先ほど申し上げたように、本年2名の課長職の方が退職予定ということで、この新年度に向けて課長の数が足りなくなるんじゃないかと思えますが、その辺の説明をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 私のほうから説明させていただきますけれども、課長の数といえますか、現在おります職員の中で動かしてまいるというような計画でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、課長職に携わる方は、人数的には10名ということよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 課の配置といえますか、課の編成は変えるつもりは、4月からは変えないという、現行維持でございます。ですから、それぞれの責任者ということでは、今と同じ体制になるのではないのかなと思っております。ただ、そこに当たる職員の立場といえますか、それについては今検討しておる最中でございます。

いずれにしても、今行っている業務が支障のないような形で回ることを目指してやっております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それと、もう一つ、現在、係長職7名、課長職10名ということで数字に上がっているわけですが、一般的に物を考えていった場合に、係長をずっと経験して、それから課長職のほうへ上がっていくというのが一般的だと思いますが、この人数的にはマッチングはとれていて、これからはうまくつながっていくということは間違いなく継続できていくということよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それぞれ役場の中には課長あるいは係長、それから主任、主事、主事補というような、あるいは室長というような、いろいろ立場があるんですが、これは業務主体に、その業務によってそういった係を決めながらやっているわけでありまして。

今後それぞれの業務量等、それからさらに、個々の方の責任というようなことが、そういったものを見ながら職をつけていくということを進めているわけでありまして。

4月1日のスタートにつきましては、課長の数あるいは係長の数、これについては、今最終的に煮詰めているところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、麻績村と同じくらいの規模の自治体と比べて、麻績の職員定数、数字でいえば50名とされていますが、これは職員数としては適正であるとお考えですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今現在、定員管理計画というものを毎年県のほうへ出しております。その中で、類似団体ということでちょっと幅は広いんですが、類似団体というものが指定をされております。

そんなところで比較しますと、普通会計では、今42名おるんですが、類似団体でいきますと、比べますと若干少ない目にはなっております。ただ、幅が広いんで一概に物すごく少ないというところではないかなというようなこともございますし、少ないなりに、職員のほうで今一生懸命やっただけしているというような状況だと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） これで、先ほどのメンタルヘルスの部分へつながってってしまうわけですが、その若干少ないという人数で仕事をこなしていく中で、上司の目から見て、下の職員が余り苦勞しているんじゃないよなというような、上から見たときに、変な言い回しですが、ぐあいが悪くなるような、体調不良になるようなことはないとお考えですか。

○議長（尾岸健史君） 副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 事務方のことでございますので、若干ご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、職員につきましては、冒頭で村長のほうからもお話がございましたとおり、やはり、その人の、職員一人ひとりの資質、また能力というものが違ってまいりますし、またそれぞれの持つ仕事量についても若干違ってございます。

そういった部分で、担当課長におきましては、全体を把握する中で、それぞれの職員に対する職務の分担等々について適正に日々見ながら調整をしているというふうな形でございます。

先ほど定員数の問題点もございましたけれども、これも強いて言えば、長野県下で私どもよりも大きな町村でも39名というような、そんな職員数を誇っているような町村もあれば、私どもよりも10人、20人多いところもございます。

そういった形の中におきましては、全体を把握する中で、適切な職務分担と、それから個々の能力に応じた職務分担というようなことで、日々課長が対応する中で対応させていただいているということでございますので、余り1人にうんと負担をかけるとか、また、かけないとかというようなことなく、平均した中で対応しているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほどの課長の答弁によると、メンタルヘルスの件ですが、以前自分がお聞きしたときは、保育士で村のほうは対応しているということだったそうですが、昨年の12月あたりから、少し今までやっていなかったことを、ストレスチェック等のようなことを始めた今おっしゃられました、このストレスチェックをした結果としては、余り問題はなかったか、その辺を説明してください。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） ストレスチェック制度につきましては、課長職が実施者になれないというような状況で、要は正確な回答をしていただくために、課長職じゃなくて、実施者を職員の中から選んでやるという中で、今、保健師と総務課の担当のほうで実施をしております。

個々の内容につきましても、私が直接見れるということはないものですから、一応職員の同意をとって、理事者に結果を上げていいというものだけが出てくるという状況で、私の手元に全部は来ておりません。

その中で、今来ているものにつきましては、各職場ごとの状況が私の手元に来ております。それと、ストレスチェックの結果、本当にストレスを抱えている人がいるかないかというような状況が、今連絡が来ているところでございます。職場ごとの実施状況におきましては、おおむね全国平均くらいで推移をしておるといふような状況で、特に指導が必要なものというものは出てきていないといふような状況です。

ただ、中には若干数値が高め、指導が必要なところまではいかないけれども、数字が高めなものも若干おるようでして、そういう方については、保健師のほうで個別面接をして対応しているというように聞いておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） ちょっと体調不良でも、なかなか表に自分から言い出せるということがないのが根本的にあると思いますので、なるべく上に立つ方は、体調不良を早目に発見してやれるような体制づくりをしていただきたいと思います。

それでは、森林整備のほうですが、麻績村有害鳥獣対策協議会の中で、この緩衝帯整備の話、また計画みたいなことは、相談されたことはありますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 昨年の5月でございますけれども、麻績村有害鳥獣対策協議会を開催をしております。その会議の席上で、委員さんからは、この里山の整備というものは重要ではないか、有害鳥獣対策をとるには、里山の手入れが必要じゃないかというようなご意見もいただいております。

その中で、緩衝帯、それから防護柵の設置を、今後考えていただきたいというようなご意見はいただいております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） うちのほうでも電柵がほとんど中心で行っているわけですが、高齢化も進んできて、電柵の場合、下のほう30センチくらいはきれいに草を刈っておかなきゃいけないというような電柵もあるようで、この緩衝帯にしても手入れはしていかなくちゃいけないと思うんですが、先ほどの課長の答弁によれば、地区の要望があれば、ある程度相談には乗っていただけるということでよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 先ほども申しあげましたように、麻績村の中でも事業を実施した地区もございますので、もし要望等がございましたら、対応はさせていただきたいと思います。

ただ、この要件につきましても、1ヘクタール以上のものであるとか、それから地元負担金がどうしても出てまいります。定率補助、定額補助という部分でいきますと、最低50%のご負担をいただくものもございますし、余り高望みしなければ、90%ぐらいで済むというような物もございますので、そういったメニュー、どういった物が必要かという部分はそれぞれご協議

いただく中でということになりますけれども、いずれにしても、村のほうでもご要望があれば、それには対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 私もこれ、地域を挙げてやっていくことがベターな話だと思っておりますが、先ほど来の高齢化が進んでおりまして、実際こういうことはやってほしい。だけど、地区で手伝うんで資材は行政のほうで用意してもらって、地区で手伝って、それでさっぴかれるかといえば、それも多分困難なことだと思いますので、また、こういう地区要望があった場合には、懇切丁寧に相談に乗っていただけるようなことで対応させていただきたいと思います。

あと松くい虫の件ですが、上井堀のうちの近くの松林が、たしか藤本さんというお宅の土地だと思うんですが、保安林になっているんですが、このところ松枯れがかなり進んできているように見受けられますが、この保安林みたいなところの松枯れみたいなのが進んできた場合には、あとの植林というか、そういうことはどういう対応するということになりますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 恐れ入ります、先に、先ほどの緩衝帯の関係でございますけれども、今議員さんおっしゃられますとおり、今現状でもう高齢化が進んでいるというところで、今後維持活動についても、結局地元で対応していただくというような形になるかと思えます。

それで、その維持管理部分も含めて、今後どうしていくかというのは、なかなか難しいものがあるかなというふうに思います。緩衝帯を設ける、柵を設けるということにつきましては、今現在有効ではございますが、この柵を張ることによって、張っていないところに獣害被害が出てくるということでございまして、根本的な解決ということになりますと、猟友会等で駆除対策をしていくというのがいいのかなと思います。どちらも並行して、いろいろなことを進めていかなければならないかなというふうに思います。

それから、松くい虫の山林の中で、保安林の部分でございましてけれども、基本的に保安林については、手をつけることができません。ただ、1本、2本枯れたものについては間伐という形で処理はすることができますが、全体的にその保安林の中にあるものを切るということは、基本的にはできない状況であります。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） ということは、保安林の松林については、松くい虫がもう進んできて、山全部がもう誰が見ても松くい虫の被害木だという確認ができるまでは手をつけられないということですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 松くいが進んでしまって、もうどうしようもならないというような状況になってくれば、県のほうへ許可をとって、その対策をしていくという状況になります。単純に松が枯れたんで、木を全閔してしまうというのはできないということで、県のほうに正式に手続を踏んでやれば、することは可能でございます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。

それでは、先ほどの職員体制についてですが、村長、3月15日には人事を発表するとおっしゃられたと思いますが、なるべく慎重に人事の選考をしていただきたいと思います。また、本日は第6回の休日議会ということで、村長さん初め、課長さん方、教育長さん、職員の皆様にもご協力、ご理解をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

ここで、先ほど峰田和議員の質問に対する答弁で、補足答弁がございますので、その申し入れがありましたので、それを許可いたします。

振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、6番、峰田議員から、先ほどのご質問の中で、米の需要量に対する不足分はどのぐらいかという、数字をとということでございました。

この筑北地域のはぜかけ米については独楽寿司さんにっております。平成29年度の要望額は130トンだそうです。麻績は28年度、麻績というか、この筑北地域でいきますと、110トンということですので、20トンほど足りないということのようでございます。反収で大体1反歩600キロという計算でいきますと、3町3反程度になろうかと思っております。

それから、そのほかのコンバインでやりましたコシヒカリ等につきましては、スーパーヤオマサへ全量を出しております。この分につきましては400トンが29年度欲しいという要望のようでございますが、現在370トンぐらいということで、30トンぐらい不足ということでございます。先ほどの反収600キロで計算しますと、5町歩ということですから、筑北の地域全体で

いきますと8町3反ぐらい、8町歩ぐらいは作付をすれば間に合うかなというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 以上で通告されました5名全員の一般質問は終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は、全て終了いたしました。

以上で、平成29年第1回麻績村議会定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時37分

平成29年第1回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成29年3月13日（月）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第 1 号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 2 号 麻績村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 3 号 麻績村ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第 4 号 村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 麻績村体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 麻績村福祉企業センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 麻績村営水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 麻績村浄化槽整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第13 議案第13号 字の区域変更について
- 日程第14 議案第14号 平成29年度麻績村一般会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成29年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成29年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成29年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算

- 日程第18 議案第18号 平成29年度麻績村下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成29年度麻績村水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成29年度麻績村介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成29年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成29年度麻績村観光事業特別会計予算
- 日程第23 議案第23号から議案第31号まで一括上程
- 議案第23号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第7号）
- 議案第24号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第27号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第28号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成28年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第31号 平成28年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

出席議員（7名）

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小山福績君 | 3番 | 塚原利彦君 |
| 4番 | 宮下仁雄君 | 5番 | 塚原義昭君 |
| 6番 | 峰田昶君  | 7番 | 坂口和子君 |
| 8番 | 尾岸健史君 |    |       |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
住民課長	峰田江津子君	教育次長	森山正一君

**事務局職員出席者**

議会事務局長	江森勇夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成29年第1回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、議案第1号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第2号 麻績村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第3号 麻績村ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 7番、坂口です。

確認の意味です。既に従来設置されていた条例を廃止するに当たっての理由を、簡潔で結構ですからお願いします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、基金の廃止についての概要を説明させていただきます。

本基金につきましては、運用益を目的としまして設置された基金でございます。過去3年の平均の運用益が大分少なくなっているということで、基金を有効的に運用するために今回廃止をさせていただくものでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第4号 村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第5号 麻績村体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第6号 麻績村福祉企業センター条例の一部を改正する  
条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決す  
ることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第7号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する  
条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決す  
ることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第8号 麻績村営水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第9号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第10号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、議案第11号 麻績村浄化槽整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について質疑のある方の発言を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、議案第12号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、議案第13号 字の区域変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第13号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第14、議案第14号 平成29年度麻績村一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に区切って行い、最後に全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に分け、最後に全般について行います。

初めに、歳入について、質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） 質疑なしと認めます。

以上で歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出全般について、質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 41ページ、ご覧いただきたいと思います。

ここのテレワーク事業の導入に当たってですけれども、地方創生シンポジウムを計画されておりますけれども、これは新しい事業で大型になりますし、このシンポジウムのあり方、それから実行の計画、それから住民への周知、それからその成果をどのくらいに求めているか、ご説明願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） このたび、地方創生事業におきましてテレワークを推進していくと、いわゆる新たな働き方の創出ということで、麻績村で先駆け、シンポジウムを開催していくという方向で、今現在進んでおります。村民への周知につきましては、広報等あらゆる村民への周知の手段をとりまして、村民のほうに呼びかけていきたいかなというふうに思います。新たな事業でございますので、企業誘致、あるいは若者の起業、起こすほうですが、起業を、今国の進めている推進事業の一環のところを推進して、麻績村においても、一人でも多くの方がここに移住をしてくる、あるいは麻績村から離れないような、そんな手法がとればいいかなという思いでおるところです。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） なかなかこういう小さな田舎では、シンポジウムという、そういうやり方自身が住民の中になじみが薄いかなと思いますし、今課長の説明のように、事業の誘致を目的にしているということですが、今の村民の人口形成の中から、住民の中から、そういうものに手をつけて積極的に産業を起業していきたいというような雰囲気ができるかできないかということだと思います。このシンポジウムは何月ころどのような形で、それからシンポジウムへの参加者、パネラーとかそういうものが、計画がもうできていたら説明願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 期日につきましては、6月10日という予定で現在進んでおります。この来賓につきましては、ただいま内閣府の地方創生室のほうから職員のほうの派遣を依頼するところがございます。年度が明け次第、この事業のほうに向かって進めていく予定であります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 6月の実施前のところでは、とりあえず一番早いところでは4月に区長会議がありますので、区長会のところでもアウトの部分については説明があるでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） あらゆる村民の集まる場を利用しまして、周知をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 歳出のページ71と72の生ごみの件ですけれども、これも従来の循環型から今後生ごみにするということですが、この事業の計画に当たって、事前説明の中では、町部を中心にとすることで生ごみの軽減ということのようですが、福祉事業のほうでも、実はひとり暮らしとか高齢者に対する支援事業の中で、そういう生ごみの処理についての支援もできる部分もあると思います。だから、実際に住民の中にこの生ごみ処理を、結構大きな予算になっておりますので、これを改めて事業として立ち上げなくちゃいけないニーズなのかどうか、そこらのところの判断の基準をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） すみません、生ごみ処理の関係ですが、現在、この目的につきましては、いわゆる資源の有効活用、それともう一つは、大切な資源をただ単に燃すのではなく、減量化して今の堆肥化するというのが1つの目的、それともう一つは、やはり今言った、今後いろいろなひとつの、高齢者の方々とかふえてまいりますので、その中でどのようなふうにして、今のごみを有効的に集めるかということは大事だと思います。

とりあえず本年度に関しましては、一応、平成29年12月のころに施設が完成いたしますので、まずそれを目的としまして、いわゆる12月以降につきましては、従来の収集範囲にプラスいわゆるその町部について収集をして、まず全体としては様子を見たいというところがございます。ですので、さらにその後どのような事業と結びつけていくかというようなことに関しましては、まだ今後の検討課題であろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） この堆肥化についての内訳の資料を、私たちも説明の後いただいておりますけれども、これから言うと、この事業を展開していくと、経常的に毎年かかっていく費用をどのくらいと読んでいますか。

今までの堆肥化施設の時もそうですけれども、説明にもあったように、ここにもありますけれども、平成16年に循環型の堆肥化施設をつくったときは、やはり畜産のそういうものをまぜて堆肥にしたいという、それが一番の大きな目的だったと思います。でも、結果的にはそれがなかなかうまく運行できなくて、逆にメンテナンスをしながら何とかつないできたというのが現状だと思いますけれども、今回、この生ごみをできるだけ量を少なくしよう、将来的な穂高広域の件もありまして、減量しましょうということですが、今後それを継続していくに当たって、やはり設備に係っている内容のメンテナンスにかかる経年的な費用、または、毎年最低どのくらいはかかる、これで言うと403万くらいというのか、ほかに何か計画の中で見ているものがあるか、説明願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 導入に係ります部分につきましては、振興課の対応ということでございますので、私のほうから答えさせていただきます。

議員の皆様には資料をお配りしてございますけれども、基本的に、機械等のメンテナンス費用につきましては、処理作業的な部分が単純なものでございます。持ってきた生ごみをもみ殻とまぜる、そのまぜるためにホイールローダーを使います。それから、発酵をさせるためにブローワーで空気を送るといふ、機械はこの2つしかございません。基本的にそれほど機械が壊れるというものではございませんので、当面、その機械等のメンテナンスについては、今までに比べますとほぼなくなるのではないかなというふうに思っています。でも、機械物ですので何とも言えませんが、基本的にはそれほどのメンテナンス、修繕というものはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今までではどちらかというと、コンポスターの設置について村でも補助は出していて、そういうものも大分活用されてきていると思います。説明の中に、先ほども申し上げましたけれども、町部の人たち、今は実際に循環型のところでは天王地区のごみの収集をやっていたと思いますけれども、これから町部の人たちをどのような方法で収集していくかと

ということがひとつ。それからもうひとつ、若者定住のところに住宅が幾つかあります、そこについて。

それから、若い人たちも含めてやはり減量化に対する意識改革というか、住民協力。ずっと何年か前に、私たち、徳島県の上勝町へやはり視察に行ったことがあります。そのときに、あそこでは当時、きのうちちょっとネットで調べましたら、今もそうですけれども、ごみ収集車がないということで、私たちが視察したときには、各戸に生ごみの乾燥機を貸与しているというような記事でしたけれども、昨日もう一回ネットで確認しましたら、今、上勝町はそれにはなっていないけれども、やはりごみ収集車はないということで、住民の分別を徹底して、そして減量化に努めていると、そういうことでその費用の削減をしているということと、それからやはり、住民に意識改革をするという意味で資源の再利用、それから、そういう焼却しなくちゃいけないものの分別をということですから、そこらのところまで深く検討されて、この計画ができたんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 基本的に、生ごみを今後どうしていくかという部分、それから、その住民の意識改革というような部分もございすけれども、この今までの堆肥化施設の運用が、畜産農家が減って本来の目的を達成できなくなった、それから、機械の耐用年数が過ぎてきたというところからの話で、今回この生ごみの減量化というような方向に進んできているところでございます。

議員おっしゃられるように、生ごみの収集運搬、そういったものについて、住民の意識改革で、ただ単に燃やすということではなく、循環型の社会をつくっていくというのが1つ重要なことだと思います。町部から集めてくる、それから、高齢者等もなかなか生ごみを出してこられないというようなこととか、いろんな複合的なものが今後出てくるかと思えます。その部分につきましては、今後庁内の中でも検討し、どんな方法がいいかというような方向を探っていきたいかなというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 予算がもし可決されても、執行するまでにはもう一度再考する部分があるという解釈でよろしいでしょうか。先ほど申し上げましたように、若者定住については、もしコンポスターを設置して、それによって、コンポスターの利用で、あそこの住宅の若い人た

ちの生ごみがどのくらいにか軽減できる、コンポスターの設置をどこにすればいいかなというようにも含めて、今後検討されますか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今のお話ですけれども、一応基本的には、若者定住住宅に関しましては、それぞれコンポストをして通常のように家庭のコンポスター事業のそれをやっていく土地というものが、限られるというよりないと言ったほうがいいと思います。一般的には、村内さまざまな、いわゆる農地を持っている方が大変多くございますので、そこで生ごみの処理をコンポスターを使って実施していくということはあると思いますけれども、原則的には、今の若者住宅とか天王とか、いわゆる入ってきた方々については、耕作をしているような畑とか田んぼはございません。ですので、なかなかコンポスターの管理という面では難しいと思います。

その代案ではありませんが、逆に言いますと、今回、生ごみ処理のこのような、適正にいかんに処理をしていくかということに関しましては、まとめて、今言ったように生ごみを堆肥化するというのは、そういう案というは大変悪いことではないというふうに思いますので、できることならば、やっぱり今後、例えばコンポスターとかそういうふうな、それぞれ個々が処理をするという方法ではなく、今の若者住宅であるとか天王の団地であるとかというところは、生ごみを収集する方法で減量化に努めたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今、本町若者定住については、実はあそこに1画、全然整地されていない、そういういわゆる更地があるんですね。今まで何回かいろいろな話の中で、あそこは菜園に使ってもいいかなという考えがあるという、村長の考えもちらっと聞いておりますので、そんなに広いところではないんですけれども、逆にあそこにコンポスターを設置すれば、2基くらい設置してそれを使えば、住宅の人たちの生ごみの収集をやらなくても、また、若い人たちは勤めていますので、収集のときに出すということ自体も、その方法にもよりますけれども、果たして若い人たちに歓迎されるのかどうか、ちょっと気にかかるんです。

逆に、今の空き地の一部分に2基くらい置いて、そのコンポスターの使い方、1基ずつ交代に、乾燥したら次にといい、そのコンポスターの使い方指導しながら、生ごみ処理の仕方の減量についても、若い世代にもそういうことを教育していく意味ではいいかなと思って、今コンポスターのことを出したんですけれども、ですから、先ほど申し上げましたように、この事

業を展開するに当たっては、今、たまたま私は若者定住住宅が身近にあるものですから感じているんですけども、村全体を見て、本当にこの生ごみ収集をして、それでこういう毎年かかる経費を使いながらやっていかななくてはならないのかどうか、よく精査していただきたいと思っています。

それから、先ほども言いましたように、循環型のことも住民の方々に言って、できたら同じ燃えるごみの中へ出すにも、前から乾燥させて出せば燃えるごみでもいいですよという指導はしていますし、ですから、そういう啓発運動も兼ねていただきたいと思っていますけれども、そこらの心構えはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

まず、コンポスターの設置というご提案でございますが、実は、コンポスターにつきまして、共同使用というのが非常に難しいと考えております。といいますのは、生ごみを入れて、いわゆるその維持管理ですね、それを共同というのは非常に難しいと思います。

それから、今2基程度とおっしゃいましたけれども、2基程度で、あれだけの大勢の家庭の対応ができるかどうかと、これも非常にちょっと心配でございますし、まず管理が難しいということで、コンポスターについては、農家の皆さんが個々で使っている、ああいった形は非常に難しいと。できるとすれば、電気型の各戸で小型の処理機を設置して、そして処理していくという方法は考えられるかと思いますが、そういったことをされない方等も当然出てきますので、生ごみの収集についてはこれから進めたいと、こう考えております。

それから、先ほど2区画ほどあいておるという話でしたが、そういったことも、あるいは公園というようなこともいろいろ検討したわけでございますが、やはり今、それだけの余裕がなくなってまいりました。非常にご要望が強いと、住みたいという、さらに建築を進めてほしいというご要望が強いということから、そこも建築をしていきたいと、今こんな考え方で進んでおります。

なお、生ごみの収集につきましては、まだ時間がありますので、これから順次多くの皆さんが参加していただけるような形に詰めていきたいと、それからまた、住民の力もお借りしながらやっていきたいと、ただ、12月からスタートするに当たって、100%が加入しなければできないというものではございませんので、できるだけ多くの人に参加していただいて、最終的には皆さんに参加していただく、こんなことを狙っているわけでございますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） すみません、村長、1つ訂正させてください。

私が言ったのは、今全然造成されていない、アカサカさんのところの前に更地がありますね、あそこへコンポスターを置いたらということで、また住宅のほうは承知していますので、またちょっとこの後質問させてもらいますけれども、その意味ですので、場所の設置についてはちょっと訂正させていただいて、私の想定しているところと違いますので、よろしく願いいたします。

それでは、また今も村長の答弁もありましたし、振興課長のほうでも、住民課長のほうでもそれぞれ検討されているということですので、十分内容については精査していただいて、やはり住民に受け入れられるもの、それから、経費をなるべく節減しながら継続的にできるものを検討して執行してもらえればいいと思います。この件については、了解です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

塚原義昭議員。

○5番（塚原義昭君） 今回の堆肥の循環型関係で質問ありまして、関連の質問でございますが、先般の総務経済委員会の後に資料をいただきましたので、細部について質問できなんだということで、今質問させていただきます。

予算にかかわることでございますのでお聞きしたいわけでございますが、穂高の広域処理で可燃した場合と、この循環した場合と、コスト的にはある程度同等のコストを得たいというような計画になっておりますので、そのことは、努力した成果がこの数値にのっているかと思いますが、従来の倍のごみ収集にしなければコストも下がらないと、こういうことだと思いますが、そういう中で、収集処理委託料については従来と同じ金額にのっておりますので、そのことでよければコストもそれなりに削減できて、効率よく収集していただけるということだというふうに思いますが、そこら辺、見通しはどのような見通しで予算を立てたか、お聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） この収集処理の委託料については、同額をのせさせていただいてございますけれども、収集量につきましては倍ということで、議員おっしゃられるとおり、できればそのぐらい集めて経費削減をしたいなというふうに考えております。この部分については、今後細部を詰めていくところでございますけれども、処理する時間等でございますが、今

までの機械ですと、朝投入をして、それからボイラーをたいて、最終的に夕方までという処理にかかる、その間に収集作業を行っていただいております。

今回は、収集がふえることは予想されますけれども、町部ですのでそう時間的にかかるということはないかなと。それから、その処理にかかる部分につきましては、持ってきた生ごみをあけてホイールローダーで攪拌する程度ということで、三、四十分あれば十分かなというところでございますので、そういった部分で全体的な経費を見ると、収集してくる量によりけりということもございますので、当面はとりあえず今までどおりの処理費を、委託料を見させていただいたということでございます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） ほかにございますか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） ページ74の委託料のところの、農産物加工施設指定管理料が113万計上されております。この加工施設については、前からも時々、私も一般質問したこともありますけれども、今はリゾートのほうに指定管理ということで委託していると思っておりますけれども、ここにせっかくある加工施設を、もう少し住民の方々にオープンにさせていただいて、住民の方々が利用できやすいようなシステムにしてもらいたいということは、住民から幾つも上がっています。特に、女性の人たちは、いろいろの加工品も研究したりとかしておりますので、そこらのところはどのように加工施設の有効活用、住民へのフィードバック、どんなふうを考えられますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 以前から、この加工施設についてのそういった議員さんからの話が出ておりますけれども、今現在リゾートのほうへ指定管理という形をとっております。あの中でとれる営業許可等も限られた中で、今保健所等も厳格に区切られてということになっておりますので、とりあえず今とっているその許可の部分で、何かそういったものがあればということでございますけれども、直接村のほうにこういったものをやりたいというような話はいただいておりますので、そういった部分があれば、また今後対応していきたい、対応できるものはしていきたいかなというふうに思います。

ただ、おやきの会等にしても、それぞれで許可をとって運営していただいておりますし、そういった形で、みそも今盛んに継続して、5月ぐらいまで多分やっているんだと思いますけれども、そういった部分で、それぞれ施設の有効活用はしているというふうに思いますので、ま

たそういった、直接的にこういったものをやりたいというようなご要望があれば、できるものがあれば、それは対応させていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） その施設全体の経費と、それから稼働率、そういう効果率等を計算しまして、今のままの状態で継続するんですか、それとも、前から言っているように、もう少し方法を考えて、せっかくのあの施設を、いろいろの使い方に対する研究なんかもどこかでやった経過はありますでしょうか。住民からの声が幾つか上がっているんですけども、住民のほうが無理なんだねなんていう諦めの心境ですし、逆に言うと、住民の方々もだんだん年をとってくるものですから、もう面倒くさいことはやらなくてもいいわという、そういう意識にもなっている部分も実際あります。

でも、要は、せっかく作った施設、しかも加工施設、もともとは農産物の加工施設という名目のようになっておりますので、本当に、村からできる農産物を何かに転化することによって、いい有効活用できるようなことを考えたり、またこれから考える余地はあるんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 今、加工施設というようにお話が出ておりますので、加工施設につきましては、今、聖高原リゾートのほうが施設的に管理をさせていただいていると、そういった中に、村の農産物の加工というようなことで、みそとか、またそういう村の村民にかかわる部分については、振興課のほうの指定管理料という形でのせさせていただいているわけですが、今現在、加工所につきましては、全体で約2,000万の、要するに、地域のそういったえのきの加工とか、いろいろなジュースの加工とか、いろいろな部分で聖高原リゾートのほうで地域農産物の活用、あるいは加工というようなことで対応させていただいているところでございます。

今のお話を聞きますと、村民の中からというようなことでございますけれども、なかなか村民の中からというような、そういうお話の中には、やはり根本的にどこまでやろうかというような、計画的なそういうものが今まで村のほうに示されていないというのが実情ではないかと思っております。

強いて言えば、皆さん方が研究とかいろいろちょっとするというような部分につきましては、やはり交流センターとかいろんなところにもそういう調理できるような場所もございます

ので、そういった部分である程度研究される中で、ある程度こういう計画のもとにこういうことをやりたいというような、そんなご意見、村民の中から湧いてこれば、村のほうとしても、そういうものの対応について今後どうしていったらいいか、また加工所をどうやって活用していったらいいかというような研究もさせていただきたいと思っていますのでございます。

ぜひとも村の特産物等については、村を挙げて今いろいろと研究をしているところでございますので、どうかそういった村民の皆さん方の力、またそういう特に女性の力というような形の中で、村のそういった農産物加工の特産品等が開発されていけば、行政としてもまた村としてもうれしいことでございますので、ぜひそんなような経過がございましたら、村のほうに出していただければ、村も一緒になって検討を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 加工施設を併設したときの目的が十分に村民の中に浸透してきて、懸念されてきていけば、何らかのまた今と違った使い方もあったかなと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、もう当時一生懸命だった人たちが年齢もいつてきたりして、実際に、今は住民の中からそういう自発的なエネルギーもないという、消えかけているというのを私も実感しております。ですから、なおさらのこと、そうすれば、この加工所は今後どうやって、今言ったように、確かにみそはやっております、それからお餅もやっております、ですから、今やっている程度の規模が継続されていくのか。

それから、おやきについては、本当に何十年も苦勞して今のこの現状になっておりますので、それでは非常に成功例だと思います、おやきについては。住民の方々も従事者がだんだんふえているということで、苦勞しながらでも特産品になっておりますし、いいことですがけれども、当初加工所を設置した目的に沿って、それが現在まで有効に稼働していたかどうかということが私も気にかかっていたものですから、今の、現状の維持でいくという、そういう考えですか、確認です。

○議長（尾岸健史君） 副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 加工所が建設された当初、特に、かりんとかそういう特産品の加工というようなことで、大変意欲的に実施をされたわけでございますけれども、やはり時代のニーズという部分がございますして、どうしてもそういうものも、やはり求められるとき、またちょっとこう廃れていくときというような形の中で、ここでもそれなりに運営をしてきたわけでございますけれども、そういった中で、おやきみたいに自主的に自分たちでやろうというよう

な、そういった団体が現在も活力を持って続けていただいている、また、みそ等についても、みそをつくりたい、地元の自分でつくった豆で加工をしたいというような部分につきましては、今も継続してそういった対応をしている、みそについては、指導者がいて指導をする、あるいは自分でつくるといような形で、村民の皆様方にご利用をいただいているというところでございますし、また特にリンゴ等のそういう特産果樹についても、ジュースを搾るといような部分については、加工所のほうで対応をさせていただいているといようなことでございます。

今後、この部分については継続していくわけでございますし、また、既に村のほうも新たな品目といようなことで研究もしていかなければならないと思いますし、また研さんも積んでいかなきゃならないと思いますので、強いて言えば、地域の皆さん方のそういった意欲による、農産物加工をできるような品物がどんどんできてくれば、私ども加工所としても、そういったものの対応も今後一緒になって研究していきたいと思っているところでございます。

坂口議員が言われたとおり、今までつくり、また活動してきた団体の皆さん方がどんどん高齢になって、後の引き継いでいく者がいないよといようなことでございますけれども、坂口議員を初め、前任者の皆さん方がより牽引力を持って若い者たちを引き入れるような形で、また新たな展開に向けていっていただければありがたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今、おみその話が出ました。私も毎年つくらせていただいております。非常におみそがおいしいんですね。おみそをつくっている仲間の人たちも、友達だとか親戚に毎年送っているんだよといような話があります。ですから逆に、今のみそをメインで、あそこで、今のリゾートのところで計画して、遊休荒廢地で豆をつくって、そしておいしいみそをつくって、それを特産の1つにして、例えばふるさと納税の返品に使うとか、そういうような前向きな考え方はないですか。

○議長（尾岸健史君） 副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 特に加工所については、もう1点があるのが雇用促進という部分でございます。やはり加工所のほうで、えのきのボイルとかいろんな部分で、あそこに十数名の方々が、村民の皆さん働いていただいているという、そういう雇用促進にも1つはつなげているということでございますけれども、それとプラスアルファ、地域住民の皆さん方の農産加工所の活用という部分でございます。

今、坂口議員が言われたとおり、みそというような部分もございましたけれども、みそも当初は麻績のそういった特産にしようというようなことで、みそを向こうでつくって加工して、それで販売というようなことも考えたわけでございますけれども、入り口は幾らでもできるんですけれども、出口戦略がなかなかこれが難しい、また販売経路といっても、直売所だけで売るといっても、なかなかこれが売れないというようなこと、そんな形の中においては、やはり当面は個人で、自分たちでつくった豆で自分たちの地元のみそを食べたいというような、村民の皆さんのために活用していったらどうかというようなことで、今はそういう形で終わっているわけでございますけれども、やはり出口戦略のほうで販売経路等々のそういう部分が、拡充の目安とか、また村民の皆様方がこれだけ送ったり何したり必要だよというような部分が出てくれば、対応していきたいと思っているところでございます。

ふるさと納税等についても、みそを一朝一夕に送るといっても、なかなかちょっと加工やら何やら、こん包やらということで、難しい部分があるわけでございますけれども、今後の研究としてはいいんじゃないかなと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

坂口議員、発言の前に申し上げます。

予算関連から大分逸脱してきているような感じがしますので、その辺を抑えて、手短にお願ひしたいと思います。

○7番（坂口和子君） すみません、失礼しました。

それでは、質問の加工所の予算については、了解ですから打ち切ります。

そして、次もよろしいですか、別に。いいですか、ほかの質問も。

○議長（尾岸健史君） はい、どうぞ、

○7番（坂口和子君） ページ93、若者定住、先ほどちょっと村長も言われましたけれども、ことし、今の24棟できている上に、今年度の予算の中で整地されている2棟分が今あるから、そこへ今年度建てたいという予算計上をされております。実は、私たち本町がその若者定住の当事者になりますので、ちょっとこれについては、えっと思ったんですけれども、見てみますと、確かに2地区あいていまして、下水道完備もできておりますし、建てるにはすぐできると思います。ですけれども、この計画、若者定住促進住宅の計画をしたときには、当初24棟ということで計画されていたのに、整地してみたら2棟ができたから追加するという考えなの

か、造成をやるときの測量計画のときに、まだ2棟分はできるけれどもということだったんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 当初、この計画をしたときには、24戸建てて、それから多少その空き地というか、用地を残して、非常時のときとかそういったときに使うとか、いろんな緑地にしておくとかいうような話で、とりあえずそれを残したということでございます。

今回、2棟そこへ建設をさせていただくという部分につきましては、用地についてはまだもう少し用地があるところもございますし、それから、何より若者定住の募集をしたところ、希望が多くて漏れた方も大分いらっしゃるという、ニーズがあるということで、今回そのあいた土地2区画について住宅を建設するというところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 実は、24棟のうち、既にことし近々2棟空きますね。1人の方は、実家のところへ住宅を建てるから出るという話を聞いています。それから、もう一人は、仕事の関係で転勤するからということで、2棟空くということ、去る11日の土曜日に、実は本町の中で、若者定住の人たちの地区役員をどうするかというところで、若者定住の皆さんに集まっていただいて相談した経過があります、その中で、2棟の人が出るという挨拶があったりして、あっ、それなら24棟せっかく建てて入ってもらったのに、既に2人の人はなくなるんだなということ、みんなが知ったところです。

ですから、その今言った希望者が多いというのは、実際にどのくらいの人たちの希望があって、今後、だからそこを入れると4棟になるんですか、ことしは。まだせっかく入った24棟の中から空く計画もあるのかどうか。希望者はどのくらい、今余剰として把握していますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 今、坂口議員さんおっしゃられるとおり、この4月以降に出たいという話は承知はしております。承知はしておりますけれども、現在、前回の募集のときに4組の方が漏れております。そういった方が、この後募集をかけたときにさらに入ってくるかどうかというのはちょっとまだわかりませんが、そういった4組の希望はございました。

若者定住での根本的な考え方として、こちらに来られて、家庭の事情とか社会の事情で外へ出ていかなきゃいけないものは、これはしょうがないにしても、村内にまた移って自宅へ戻ってくれるということは、大変うれしいことかなというふうに思います。入居される方について

は、いろんな事情があつて入居されることでございますので、それぞれ中にはあくところはあるかなと思いますが、今のところ需要がそういった形でありますので、今後は若者定住という形の中で建設し、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、とりあえずは、直近のところでは4人漏れているからという、4棟という解釈で、今回たまたま造成地へ、新しいところへ新築が2つと、それから今言った、空きができたりすると4人ということで、もちろん、当然公募していきますので、それ以上にまた希望者が出てくるかもわかりませんが、そういう4棟あったからということでしょうか。そこが一番のメインだったのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思えますけれども。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 今、たまたま4組あったので4棟になりましたけれども、この予算を組み立てるときについては2棟ということで、4組あつて2棟ということで、たまたまそういった後に建築をされられるという、それから転勤でということを知っておりますので、2棟あいて2棟建てて4組というそういった計算ではありません。当初は、今入居されている方は入居されている方全員ということで、あと空き区画に2棟を建てるという、そういった計画でございました。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私が一番聞きたいのは、どのくらいのまだ余剰者というか、希望者がいて、その対応でこれだけを造成したということを知りたいんです。希望者が大勢いるから大勢いるからといっても、大勢というその数字がどのくらいの範囲なのかなと思って聞いただけです。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 数字的には4組ということでしたが、常にこの募集をかけたときに100%の方が入れるということではなく、その都度、抽せんにも漏れる方がいらつやっております。ということで、今までの募集をする中で、それぞれ抽せんから漏れる方がいらつやるといふことで、人数的には、全体的にはあるということ、今回空き区画があります

ので、用意をして、もし入ってこられる希望があれば入居していただくということで、これまでの経過を見て入居を、まだ需要があるというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（尾岸健史君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出全般についての質疑を終わります。

終わりに、歳入歳出全般を通じて質疑のある方の発言を求めます。

峰田昶議員。

○6番（峰田 昶君） 特に質疑ということではなく、意見要望の部分があるかと思いますが、よろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長、よろしいですか、そういうことで。

○村長（高野忠房君） はい、認めます。

○6番（峰田 昶君） 限られた財源をやりくりしながら有効に使っていることと、これは当たり前なことだと思います。費用対効果とか重要度とか緊急度を見て、きっと順番を決めているかと思いますが、地方創生も元気のある地域に対して非常に厚くしているとか、それから地域が元気になる部分、地域のコミュニティから発足した意見要望等、それにつきましても、38ページの非常勤講師、区長へのお金とか、それから90ページの工事請負費、土木費の村単事業の関係とか、各地区からの地区要請で動く部分があるかと思うんです。

地区要請となると、単なる言葉ではそのままできることとできないことがあると思いますけれども、ぜひ地区が自発的にコミュニティを活性化するような事業をする、単なる要請とか要望だけでなしに、行動を伴った、そういう要望なりいろいろがあった場合には、ぜひそれが達成するような形で、申請書類等についての親切な扱い、それから、この部分についてはちょっと難しいけれどもこの部分についてはできるよとか、ぜひそういう部分での地域活性化を目指して、地方創生の一番の本当の、ここだと思いますし、協働の村づくりということがもう大前提だと思いますので、ぜひその辺につきましても、より親切な丁寧な扱いで、頭からそういう要望なり盛り上がってくるものを潰すようなことのないような対応は、これからも続けていただきたいと思いますので、賛成する立場として、ぜひそんな形で運営をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員に確認いたします。

要望として行政サイドで受けとめていただければ、それでよろしいということでしょうか。

○6番（峰田 昶君） はい。

○議長（尾岸健史君） では、要望ということでもよろしくお願ひします。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） 質疑なしと認めます。

以上で歳入歳出全般の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第14号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾岸健史君） 全員起立。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第15、議案第15号 平成29年度麻績村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案第15号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第15号は全員賛成と認め、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第16、議案第16号 平成29年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第16号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第16号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第17、議案第17号 平成29年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第17号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） この1区画ですけれども、もうこのところ何年も売れていないし、そのまま残していくというか、なっています。これについては、特会を作っている以上、どこかで積極的にやはり販売を努力しているのかなと思いますけれども、ここ何年も販売できな

いという、その原因がどこかにあるのか、それから、将来的に、逆にあそこをほかのところに  
使って、この住宅の特会から落とすという考えもありますか、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 住宅団地、もうずっと1区画残っておりまして、この1区画につき  
ましては、中にはそういった広場として有効に活用するというような形をとるといような方  
向の考え方もありますし、売れば売れたでということで、積極的にといってもなかなか、今  
若者定住住宅、そちらのほうの事業へシフトしている関係で、なかなか積極的にといような  
部分も見えないという部分のご指摘かと思えますけれども、そういった形で、土地の有効活用  
については、今後まださらに検討していきたいかなというふうに思っているところでございま  
す。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ですから、どうするか。特会はまだこのままずっと残していくという方  
向ですか。特別会計の中からは。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） では、私のほうから答えさせていただきます。

まず、この特会でございますが、内部でもこの検討はしているわけでありまして。まず、これ  
は一旦閉鎖して、土地については村の一般の普通財産にという考え方も1つにあります。それ  
に移行していくかということと、それと合せまして、今、去年ぐらいから浮上しておりますの  
は、今若者定住住宅やっているわけでございますが、新しい形の住宅の要望があるものではな  
いから、それをやっつけていかなきゃならないのではないかと。そのためにはいわゆる特別会計が必要に  
なっております。そうすると、この特別会計を活用していくかといような話もございまし  
て、今この廃止についてはちょっと足踏みをしている状況であります。

それから、その1区画について、なかなかその処理ができないというのは、当時分譲しまし  
たときの土地価格が、ずっとそのまま引き継いでいるわけです。いわゆる在庫の価格として持  
っているわけです。一般であれば、そのときの状況によって、その在庫の価格を見直していく  
といことができるわけでございますが、行政ではちょっとその辺がやりにくいといことが  
ございまして、いわゆる持っている価格も、当時の価格で持っているわけです。ところが、現

実は当時と今と、現状と比べれば3割、4割はダウンしているわけです。そういった処理がちょっとやりにくいというようなこともございます。

それから、今村内で、先ほども話が出たんですが、非常時の、災害時等の仮設住宅とか、そういうところの建てられる土地が今1つもなくなってしまったわけですね。そういった土地も確保しておく必要があるのではないか、こんな話も内部で今出ているわけでございますので、もうしばらく現状のままで継続していきたいと、こう考えているわけでありませう。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第17号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第18、議案第18号 平成29年度麻績村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第18号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第18号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第19、議案第19号 平成29年度麻績村水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第19号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第19号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第20、議案第20号 平成29年度麻績村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第20号について質疑のある方の発言を求めます。

塚原利彦議員。

○3番（塚原利彦君） 一般質問でも聞きまして、またそのときお答えいただいているかもしれませんが、申しわけないんですが、一般会計のほうから今度介護予防、生活支援サービスのほうのあれができて、特会にのせてきたわけですけれども、大まかなことなんですけれども、総事業費全体の動向といいますかは、初めての年だからわからないかもしれないと思うんですが、今後の見方といいますか、そういうので余り、例えば期の途中で結構変動が出てきたりすることがあるのか、余りないというようなことだったと思いますが、全体として今後ふえていくようなふうになるのか、あるいは減少するのか、ちょっとその辺をどういうふうにごらんになっていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、今ご質問いただきましたのが、今回、介護予防の生活支援サービスの関係の、今回のものであるというふうに認識しております。

それで、現在のところは、いわゆる支援にかかわる方々に対してのサービスの移行でございますので、これにつきましては、そんなに大きく膨らむことはないというふうに思っています。特に、今回介護保険から出てまいりましたというか、今回このサービスのほうに移行されるものにつきましては、生活支援が主でございます。身体介護であるとか、それからあと、今言ったりハビリであるとか、それからあと福祉用具の給付ということになりますと、それはいわゆる介護保険の保険給付のほうに残りますものですので、出てくるものとしては一定の割合の中にとどまるであろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 実際に始まってみて、その動向を見なければいけません、例えば、認定の更新とかそういったときに、現行相当のサービスではなくて、そのサービスAのほうに、そのほうが希望が多いとか、数え方が多くなるとか、そういうことはやってみないとわからないという部分があるかと思いますが、何せ初年度なものですから、よく精査していただいて、今後、費用の関係は適切に、今までのサービスを落とさないということが原則だと思いますので、それをお願いしたいです。

それと、あとは認知症のケアの関係も、費用が、これは、去年はこういう項目になっていなかったかなと思いますけれども、これもそんなにあれですね、ふえていくというか、そこら辺の状況はどんなふうにごらんになっていますか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 認知症関係の施策につきましては、新オレンジプランの関係で、国の考え方も大きく変わっておりまして、本年度につきましては、一部認知症カフェ等を社会福祉協議会のほうに委託をして、準備、それから開設の方向へ持っていきたいというふうには考えております。これにつきましても、現在の動向からしますと、どうしても年齢を重ねれば認知的な傾向はふえてくるのが当然でございますので、一定の割合でふえていくものというふうには考えております。おっしゃられるとおり、対応は大変大切なことだというふうには考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。いずれにしましても、初年度というようなこともあって、これからどういうふうになっていくかということについては重要だと思いますので、ぜひ、そんな点はしっかりお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第20号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第21、議案第21号 平成29年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第21号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第21号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第22、議案第22号 平成29年度麻績村観光事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第22号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第22号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号～議案第31号及び諮問第1号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第23、平成28年度の補正予算議案等を一括上程いたします。  
議案第23号から議案第31号までの9議案と、諮問第1号を一括議題といたします。  
議案名の朗読は省略いたします。  
提出者より提案理由の説明を求めます。  
高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） それでは、提出いたしました議案第23号から31号及び諮問第1号の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第23号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

平成28年度の事業執行につきましては、当初予算並びに今まで6回の補正を行い、計画に沿って順調に進展しております。

平成28年度一般会計を閉じるに当たり、全科目にわたり執行状況等を確認し、予算補正をさせていただきます。

補正内容の主な点について申し上げます。まず、歳入について申し上げます。

村税、地方税では、歳入実績見込みによる増額を補正計上いたしました。

分担金及び負担金では、民生費負担金の減額を補正計上いたしました。

使用料及び手数料では、公営住宅使用料、観光施設使用料、教育施設使用料、総務費手数料、これらの増額を、地上権更新手数料の減額を補正計上いたしました。

国庫支出金では、総務費国庫補助金の増額を、民生費国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、民生費国庫補助金、総務費国庫委託金、これらの減額を補正計上いたしました。

県支出金では、民生費県負担金、民生費県補助金、農林水産業費県補助金、総務費県補助金、衛生費県補助金、総務費県委託金、これらの減額を補正計上いたしました。

財産収入では、別荘地貸し付け収入の増額を補正計上いたしました。

寄附金では、ふるさと応援寄附金の増額を補正計上いたしました。

繰入金では、基金繰入金の増額を、特別会計繰入金の減額を補正計上いたしました。

諸収入では、実績により補正計上いたしました。

村債では、過疎対策事業債、災害復旧事業債について、事業実績により減額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

全般にわたり、人件費等精査を行い、各種事業は事業精査による不足額及び不用額を補正計上いたしました。

その他、主な款項別補正内容を申し上げます。

総務費では、一般管理費において印刷機使用料不足額の増額を、地域インターネットシステム維持管理費負担金等の不用額の減額を、財産管理費において建物災害共済等保険料、地域情報通信基盤移設工事費、備品購入費、これらの不用額の減額を、企画費において麻績村応援団寄附金増額に伴う関係経費不足額の増額を、地域おこし協力隊、地域づくり支援員関係経費の減額を、バス等運行事業費において車両購入費不用額の減額を、賦課徴収費において過年度還付金不足額の増額を補正計上いたしました。

民生費では、社会福祉においてデイサービスセンターみづき指定管理料不足額の増額を、平成28年度臨時福祉給付金不用額の減額を、老人福祉費において一部事務組合負担金、老人福祉扶助費、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、これらの不用額の減額を、心身障害者福祉費において住宅改良促進事業不用額の減額を、児童福祉総務費において児童手当等不用額の減額を、保育園運営費において臨時職員賃金等不用額の減額を補正計上いたしました。

衛生費では、保健衛生総務費において医療業務委託料等不足額の増額を、医療材料費補助金等の不用額の減額を、健康管理費において検査委託料不用額の減額を、じん芥処理費においてごみ処理委託料不用額の減額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、農業委員会費において農地情報管理システム委託料不用額の減額を、農業振興費において加工施設水道修繕費不足額の増額を、地域循環型堆肥化施設経費担い手（経営強化支援事業等）、これらの不用額の減額を、農地費において団体営水路整備事業不用額の減額を、地籍調査事業費において、測量調査設計委託料等関係経費不用額の減額を、林業費において、アカマツ枯損木樹種転換事業、林道補修工事、獣害防除対策事業関係経費、これらの不用額の減額を補正計上いたしました。

商工費では、商工費において小規模事業資金信用保証料確定により不用額の減額を、別荘地管理費において別荘地地上権解除裁判委託料の不用額の減額を、観光総務費において、観光事

業特別会計繰出金不用額の減額を、公園管理費において、工事請負費不用額の減額を補正計上いたしました。

土木費では、土木総務費において県営事業負担金、水道事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金、これらの不用額の減額を、道路維持費において、除雪費委託料不足額の増額を、道路新設改良費において、村道改良事業不用額の減額を、住宅管理費において、住宅耐震改修促進事業補助金不用額の減額を、住宅建設事業費において、若者定住促進住宅建設事業不用額の減額を補正計上いたしました。

消防費では、非常備消防費において退職消防団員退職報償金等不用額の減額を、消防施設において、防火用水測量設計委託料不用額の減額を補正計上いたしました。

教育費では、事務局費において、臨時職員賃金不用額の減額を、学校管理費において、光熱水費等学校管理経費不用額の減額を、社会教育総務費において、非常勤職員報酬、臨時職員賃金、光熱水費等、これらの不用額の減額を、公民館費において、図書館システム構築委託料等不用額の減額を、放課後子供プラン推進費において、臨時職員賃金不用額の減額を、体育施設費において、光熱水費不用額の減額を補正計上いたしました。

公債費では、償還金額確定による不用額を減額補正計上いたしました。

諸支出金では、将来の財政需要を考慮し、基金費において農業構造改善事業基金、観光事業振興基金、環境衛生事業基金、情報通信施設整備基金、これらへの積み立て、各基金の端数調整を行うことといたしました。

予備費では、歳出の調整をいたしました。

以上、全般にわたり各種事業を精査し、補正計上いたしました。補正額は4,680万円の減額をし、歳入歳出総額は29億4,760万円となります。

次に、議案第24号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

補正内容の主な点について申し上げます。

歳入については、国民健康保険税では収入状況により増額を、国庫支出金では高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金の増額を、医療給付費等負担金、特定健康診査等負担金の減額を、県支出金では高額医療費共同事業負担金の増額を、特定健康診査等負担金、財政調整交付金の減額を、療養給付費交付金では実績による減額を、共同事業交付金では実績による増額を、繰入金では一般会計繰入金の減額を、それぞれ補正計上いたしました。

歳出については、保険給付費では療養諸費の増額を、高額医療費の減額を、共同事業拠出金では共同事業拠出金の減額を、保健事業費では特定健康診査等事業費、疾病予防費の減額を、諸支出金では、今後の国民健康保険特別会計運営のための支払準備基金、積立金の増額をそれぞれ補正計上いたしました。補正額は8,030万円の減額であります。

次に、議案第25号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本年度地上権分譲実績がないため、歳入では財産貸付収入の減額を、歳出では別荘地地上権販売事業費において不用額の減額を、それぞれ補正計上いたしました。補正額は50万円の減額であります。

次に、議案第26号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

未販売区画（1区画）の販売促進に努めてまいりましたが、本年度は販売実績がないため、歳入では水道加入負担金、不動産売払収入の減額を、歳出では事業費において不用額の減額をそれぞれ補正計上いたしました。歳出の余剰額は予備費で調整いたしました。補正額は695万2,000円の減額であります。

次に、議案第27号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、手数料、一般会計繰入金、雑入の減額をそれぞれ補正計上いたしました。

歳出では、公共下水道事業維持管理費において維持管理経費不用額の減額を、浄化槽整備推進事業建設改良費、公共下水道事業建設事業改良費において施設整備事業費不用額の減額をそれぞれ補正計上いたしました。

補正額は530万円の減額であります。

次に、議案第28号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、水道使用料一般会計繰入金、雑入、簡易水道事業債、これらの減額をそれぞれ補正計上いたしました。

歳出では、維持管理費において施設管理費不用額の減額を、建設改良費において水道管布設事業費不用額の減額をそれぞれ補正計上いたしました。

補正額は1,640万円の減額であります。

次に、議案第29号 平成28年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料督促手数料の増額を、保険給付費等の減額に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、これらの減額をそれぞれ補正計上いたしました。

歳出では、運営協議会費、高額療養合算介護サービス費不足額の増額を、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費用、地域支援事業費、これらの不用額の減額を、諸支出金では、今後の会計運営のために介護給付費支払準備基金積立金をそれぞれ補正計上いたしました。

補正額は4,105万1,000円の減額であります。

次に、議案第30号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、雑入の減額をそれぞれ補正計上いたしました。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金、予備費、これらの減額をそれぞれ補正計上いたしました。

補正額は250万円の減額であります。

次に、議案第31号 平成28年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金、雑入の減額を補正計上いたしました

歳出では、索道事業費において工事請負費、備品購入費不用額の減額を、聖レイクサイド館事業費、交流施設事業費においてリースレンタル料不用額の減額をそれぞれ補正計上いたしました

補正額は169万円の減額であります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の選任に関しましては、村長が議会の意見を聞き、候補者を法務大臣に推薦することになっております。

現在、委員としてご活躍いただいております麻績村日5321番地の中山一雄氏が、平成29年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

以上、議案9件、諮問1件の提案理由を申し上げました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

申しわけございません、訂正をさせていただきます。

議案第24号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

先ほど、8,030万円と申し上げましたが、830万円でございますので、訂正をさせていただきます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第23号から議案第31号まで及び諮問第1号についての審議、採決及び答申は、あすの本定例会第4日目に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上で本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

平成29年第1回麻績村議会定例会第3日目を散会といたします。

この後、全員協議会を開催し、本日上程しました議案について提出者より詳細説明を受けますので、委員会室にご移動願います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時34分

平成29年第1回麻績村議会定例会（第4日）

議事日程（第4号）

平成29年3月14日（火）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第23号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 2 議案第24号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議案第25号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第26号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第27号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第28号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第29号 平成28年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第30号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第31号 平成28年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 発議第 1号 議会議員の派遣について
- 日程第12 閉会中の継続審査申し出について

---

出席議員（7名）

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小山福績君 | 3番 | 塚原利彦君 |
| 4番 | 宮下仁雄君 | 5番 | 塚原義昭君 |
| 6番 | 峰田昶君  | 7番 | 坂口和子君 |
| 8番 | 尾岸健史君 |    |       |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
住民課長	峰田江津子君	教育次長	森山正一君

事務局職員出席者

議会事務局長	江森勇夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成29年第1回麻績村議会定例会第4日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、議案第23号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第23号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第23号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第24号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第24号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第24号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第25号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第25号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第25号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第26号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第26号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第26号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第27号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第27号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第27号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第28号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第28号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第28号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第29号 平成28年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第29号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第29号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第30号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第30号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第30号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第31号 平成28年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第31号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第31号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎諮問第1号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、答申することに決定いたしました。

---

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、発議第1号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって発議第1号は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

---

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第12、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、次期定例会の会期・日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

また、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成29年第1回麻績村定例議会におきましては、提出いたしました案件32件、慎重にご審議をいただき、全て原案どおりお認めいただきましたこと、心から御礼申し上げます。

一般質問におきましては、村政の重要施策等についてただしていただくとともに、今後に向けて貴重なご提言を賜りました。従来からもいただいております、これらのご提言が早期に実現できる環境となりますよう、努力してまいります。

決議いただきました新年度予算につきましては、麻績村が常に躍動し続ける、そして希望に満ちた村となりますよう、全職員一丸となって、その執行に当たってまいります。

議員各位におかれましても、村政執行に対しまして引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今定例会の閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、平成29年第1回麻績村議会定例会を閉会といたします。

長期間、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時43分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員